

## 平成20年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月10日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
1番 関 口 雅 敬 君	9
10番 渡 辺 強 君	20
6番 新 井 利 朗 君	32
2番 村 田 正 弘 君	34
5番 野 原 武 夫 君	43
7番 大 澤 夕 基 江 君	52
8番 梅 村 務 君	59
○町長提出議案の報告及び一括上程	69
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第42号 長瀬町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第43号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第44号 長瀬町中小企業融資対策国民生活金融公庫資金借入利子補給に 関する条例の一部を改正する条例	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	73
・議案第45号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	79
・議案第46号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第47号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第48号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	

○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 .....	8 4
○閉会について .....	8 5
○町長あいさつ .....	8 5
○閉 会 .....	8 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第94号

平成20年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月5日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成20年12月10日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

## 平成20年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成20年12月10日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

10番 渡 辺 強 君

6番 新 井 利 朗 君

2番 村 田 正 弘 君

5番 野 原 武 夫 君

7番 大 澤 タキ江 君

8番 梅 村 務 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大島瑠美子君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成20年8月から10月に係る現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

10月1日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会第2回役員会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

10月14日に、秩父地域振興センターで「道議連・水森議連」の役員会が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

10月15日に、横瀬町町民会館で「第14回秩父地区地域安全大会」が開催され、出席いたしました。

10月22日に、埼玉県庁において「道議連・水森連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

10月24日に、横瀬町町民会館で「第9回秩父郡市人権フェスティバル」が開催され、関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月25日に、秩父地場産センターで「埼玉県職員秩父会定期総会」が開催され、出席いたしました。

10月26日に、横瀬町町民会館で「第30回よこぜまつり」と秩父市の三峰神社を中心として「奥秩父大滝紅葉まつり」が開催され、副議長齊藤實君に出席していただきました。

10月28日から29日にかけて、石川県輪島市において「秩父地域議長会正副議長行政視察」が開催され、

副議長齊藤實君ともども参加いたしました。

10月31日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

11月3日に、小鹿野町の両神荘を中心として「第32回両神ふるさとまつり」が開催され、出席いたしました。

11月7日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月14日に、埼玉会館で「平成20年度県民の日記念式典」が開催され、染野光谷君が埼玉県表彰規則による地方自治功勞で表彰されました。

11月16日に、秩父市荒川総合運動公園で「第15回ちちぶ荒川新そばまつり」が開催され、出席いたしました。

11月19日に、NHKホールで「第52回町村議会議長全国大会」が開催され、出席いたしました。

11月20日に、中央省庁及び関東地方整備局において「道議連・水森議連」による国への要望が行われ、出席いたしました。

11月26日に、秩父クリーンセンターで「秩父広域市町村圏組合新火葬場建設に関する説明会」が開催され、出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

本日ここに、平成20年第4回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のためまことにありがたく、心から感謝を申し上げる次第であります。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしは、秋の訪れが遅く、紅葉の時期が例年より遅くなりましたが、師走の声とともに朝晩の寒さも厳しさを増してまいりました。皆様には、お変わりなくご健勝のこととお喜び申し上げます。

国の政治の状況につきましては、総理の一連の失言や定額給付金などの政策をめぐる「迷走」を受け、麻生政権は、発足2カ月足らずで足元がぐらつき始めており、衆参与野党逆転のねじれ国会などにより、諸問題を抱えて年末を迎えているところでございます。

また、米国のサブプライムローン問題に端を発した、100年に1度と言われる世界的な金融危機により、企業の倒産や国民生活にも大きな影響を及ぼしており先行きに不安を感じている方も多いかと存じます。一刻も早い経済対策、景気対策を講じていただき、国民が安心安全に暮らせる社会づくりのため、地域の実情に即した政策が進められることを切望しているところであります。

さて、ここで9月定例議会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。10月23日及び26日に、町の表彰規程に基づきます自治功勞表彰を行いました。長年にわたり町の各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、15名の方を表彰させていただきました。

次に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を10月26日に、第一小学校の校庭で行いました。議員の皆様を初め、大勢の来賓の方にご臨席をいただき、盛会に開催することができました。日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水演習等を見せていただき、団員のきびきびした姿を見て、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第であります。

続いて、光ファイバーインターネットの誘致につきましては、11月25日付で、NTT東日本から平成21年度中に長瀨町にフレッツ光を提供するという回答をいただいたところでございます。通信環境の改善、地域経済の活性化につながるものと考えますが、提供時期等の詳細は、わかり次第お知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。ご協力をありがとうございました。

続いて、町民福祉課関係について申し上げます。去る10月21日に、平成20年度「長瀨町敬老会・高齢者のつどい」を開催いたしました。昨年度から慶事該当者をご招待して「敬老会」を開催しておりますが、今年度はさらに80歳の「傘寿」の方々もご招待させていただきました。当日は、好天に恵まれ、大勢の方々にご参加をいただき盛大に開催することができ、午後のアトラクションにつきましても、昨年を引き続き「高齢者のつどい」として、老人クラブ連合会役員による実行委員会方式で実施し、高齢者の皆様に自主的に運営を行っていただきましたが、参加された方々も楽しんでいただけたものと思います。これも議員の皆様を初め、関係諸団体の多くの皆様のお骨折りのたまものと、改めてお礼を申し上げます。

続きまして、地域整備課関係について申し上げます。宝登山県造林伐採跡地の「宝登山四季の丘公園整備事業」につきましては、百年の森づくりの会などに植栽を行っていただいております。10月13日に3団体目となります熊高森づくりの会主催により「植樹祭」が開催され、熊高OBを主体に、一般参加者を含めまして約300名の参加者に、約1,000本のヤマザクラ、イタヤカデなど、8種類の広葉樹の苗木を植栽していただきました。当日は、上田埼玉県知事にもご参加をいただき、盛大に開催することができました。

次に、ことしで6回目を迎えた、観光協会主催による紅葉ライトアップが11月15日から30日までの16日間にわたり、県立自然の博物館前の「月の石もみじ公園」において行われました。ことしは、昨年より大きく上回る約2万人の方に来園いただきました。

また、県立自然の博物館や宝登山神社でもライトアップを行っていただき一層華やぎ、長瀨の自然景観の美しさをPRできたと思います。さらに、長瀨駅では駅舎へのイルミネーションを年明けまで行っていたと予定とのことでございます。

また、NHK大河ドラマの「篤姫」展を12月13日土曜日から21日日曜日まで、役場3階で開催いたします。14日に最終回を迎えますNHK大河ドラマ「篤姫」の魅力とドラマが描く時代を写真資料や映像のほか、番組で使用した衣装なども展示をいただきますので、ぜひご来場いただきたいと存じます。

次に、上長瀨駅付近の町道幹線9号線につきましては、12月1日に供用を開始いたしました。なお、県道上長瀨停車場線は、暫定での一部交通規制がございますが、従来どおり通行できますことをご報告申し上げます。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、学校教育関係についてであります。学校に

かかわる地域住民の皆様のボランティアによる支援を総称して「学校応援団」とし、支援していただく皆様を「学校支援ボランティア」という名称のもと、町内3校合同での「学校支援ボランティア研修会」を10月28日に開催いたしました。学校と地域が一体となった、地域ぐるみで学校運営を支援する体制で、現在学校支援ボランティアとして登録させていただいている方は、3校合わせて延べ約300名にも及びます。

次に、中学2年生を対象に、主に町内での職場体験学習を通じて、個人と職業や社会とのかかわりを知る中学生チャレンジ体験事業をこども11月18日から20日まで3日間実施いたしました。2年生83名が、町内外の30以上の事業所へ出かけていき、貴重な体験をさせていただきました。

次に、生涯学習事業関係ですが、例年実施しております「長瀬町文化展」は、本年度第33回を数えました。本年は11月1日から3日までの3日間開催し、大人だけでなく、幼稚園・保育園、小中学生の出席もあり、期間中約700人の方にご来場いただきました。

また、11月6日に行いました「うたのお姉さん真理よし子さんと全盲の和太鼓奏者片岡亮太さんのコンサート」には、多くの皆様のご協力をいただき、町内外から約650名もの参加者があり、大変好評をいただきました。町内4園の園児200名も参加し、楽しいひとときを過ごしました。関係した皆様のご協力を改めてお礼申し上げたいと存じます。

最後に、今後の予定でございますが、毎年恒例の成人式でございますが、既に議員の皆様にはご案内申し上げますが、来年1月11日の日曜日に行います。現在、今回成人を迎えられます皆さん、75名の出席の連絡をいただいております。議員の皆様には、ご出席の上、成人の門出をお祝いいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業などの報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案3件、補正予算案4件の合わせて7件であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも、町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

8番 梅村 務 君

9番 染野 光 谷 君

10番 渡辺 強 君

以上の3名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの2日間とすることに決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

1番、市町村合併について町長にお伺ひいたします。9月議会で質問した市町村合併について、その後どのように検討されているのか、状況を伺ひます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の最初の質問にお答えを申し上げます。

市町村合併についてのご質問でございますが、9月議会の時点では、衆議院議員の選挙が10月中に行われ、その結果、国にとりましても自治体にとりましても、大きな転換期になるだろうという予測をしておりましたが、選挙日程につきましては、いまだはっきりしない状況が続いております。9月議会でも申し上げましたが、衆議院議員選挙後の国の政策の方向性や秩父市、皆野町の動向等を見守るとともに、横瀬町、小鹿野町とも意見交換をしながら、今後の対応策等につきましては皆さんにご協議を申し上げ、判断してまいりたいというふうに考えております。

また、市町村合併は、最終的には議会の議決が必要となりますので、町民の代表であります議員の皆様が議会としての意向もお示しいただければありがたいと、そういうふうに考えております。

また、過日毎日新聞でも、総務省の談話として市町村合併につきましては、合併新法の終わりでありま

す2010年以降につきましては、国のほうではそれを強制しないという文章も載っておりますし、先日行われました全国町村長会議におきましても、合併の弊害が利点よりも多く、いわゆる中心街にあります町村が非常に大きなダメージを受けていると、道州制も含めたこれからのことにつきましては、町村としては基本的に反対をしていこうという決議がなされたところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 毎日新聞に出たようですけれども、私が見たのは毎日新聞のネット新聞で、たまたまパソコンをやっているときに、発表したと同時に載りましたので、翌日役場のほうにその旨お伝えをいたしました。私は、前から合併は寄居がいいということで、この議会に入らせていただきました。その当時は、何を言っているのだという夢話とされておりましたが、今はいろいろな方に話を聞くと、寄居というのはいい選択肢だったなというのを聞く最近でございます。

そこで、今町長が話したとおり総務省は、合併が想定以上に進んだことと、周辺地域の衰退が見られるということで、もう推進する方針を見直すと、これ委員会の発表ですけれども、載りました。そこで、財政状況を見ると、合併しないで本当に我が町は大丈夫なんでしょうか、これが1つ。

特に、9月に100年に1度の経済危機が始まり、当然交付税や町の税金が減少すると思われれます。経済は日を追って悪くなっている中、埼玉県も先日、県税収入90億円の見込み減ということを発表いたしました。そこで、今後の町の見通しはいかがでしょうか、2点目。

私は、最悪の事態になる前に、合併をしたほうが良いということを以前もお話ししましたが、町長は、合併しないで例えば夕張のようになるのと、合併して生き残らせる選択肢をとるのか、どちらがよいか、お考えをお聞かせください。

その3点、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

町の現状、それから見通しというお話でございますが、見通しにつきましては非常に不確定要素がいっぱいある状況で、基本的には今までの状況を見ていくと、町の基金の積み立ても年々増加しておりますし、いい方向にいくという状況でありましたが、9月から、例のアメリカ発の世界恐慌に近いような状況になっていることにつきましては、今議員おっしゃるような、いわゆる税収の減ということは当然見込まれるわけでありまして、その辺につきましては、これから国のほうがどういう政策をとるのかということを見ながら考えていかなければいけない。ただ、基本的に考えられますことは、合併をすれば財政的に非常に脆弱な自治体がよくなるという保障が全くありません。そういう中で、それぞれの自治体が、それぞれの器に合った努力をするということが大きな仕事だというふうに考えています。

合併の選択肢というのは、長瀬の場合は寄居も一つの選択肢でありましょう、しかし秩父も一つの選択肢でありましょう、しかし合併をしないでやっていくということも一つの選択肢であります。そういうことから考えますと、私はしばらくの間は自助努力をしていくということが大きな、大切なまちおこしの原点になるのではないかと。財政的に厳しい状況を、今まで小泉内閣の5年半ということで、非常に締めつけをやられた中でも乗り越えてこられたという、そういう思いを持っておりますし、それだけの自負を職員の方も持ってもらえるようになりました。そういう意味では、町民の方にご迷惑をかけながらも、町としては小さな、それでもお互いに顔の見える、それから意気の通じ合えるような町に一步步進んできた、その大きなテーマは新井淑則先生の招致であり、それから森づくりであり、いろんなことに波及をし

ているというふうに確信をしております。

そういうことを考えますと、合併をするしないというのは、これから先柔軟に考えていく必要があると。選択肢は、当然それを持ちながら、それぞれの時代、それからいろんな動向等も敏感にキャッチをしながら進んでいくということが、大切なことだろうというふうに考えます。

もう一つ何でしたっけ。

〔「もう一つは、合併をしないでいくのと、いかないのと、今後の町の税収が減になって大丈夫なのかということですよ」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） はい、わかりました。

税収減というのは、当然予測されるわけでありまして、それがいつまで続くか、それに対する国の対策がどういうふうな、地方に対する思いというか、税源保障、財源保障というのが行われるかというのは、自民党の場合と、それから新しい政府が多分できるだろうと思いますが、そのときではかなり変化があるだろうというふうに考えておりまして、これは国会の解散総選挙があった後、その状況を見ながら考えていくことで、今ここで軽々しく発言をすることは控えさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長は、私も会社を運営していて本当に今のこの景気の悪さ、うちでそうなのですから、けさのニュースでもソニーがすごく社員を切るのだという、世界的にこういう状況の中で、皆野、長瀬の合併のときもそうなのですから、皆野と長瀬で小さな、きらりと光るとか、そういう町がいいのだと言いながら、それができなかった後、だれも何も責任とっていないのです。とったのは、この席にいた折原が、自分から責任をとった形になりました。

今言っているように、町長そんな、これから選挙があって変わって行って、そんなので、本当にこの町大丈夫なのですか。私は、秩父にいけとか、寄居にいけとかではなくて、選択肢はそれはあるでしょう。だけれども、実際に町長の前の発言で、21年度までは予算が組める、その後はわからないという話してきて、さらにこういう状況が来て、その後どうなのですかという私は質問をしているのです。この町が夕張のようになって破綻して、本当に苦しくなってからやるのではなくて、もう今本当に考えなくてはだめだと思うのです。埼玉県だって90億円の減収と、ぼんと新聞に簡単に載せているような状況であって、総務省も確かに合併の数は進んだからいいよ、合併したところの周りの町村が疲弊しているから、もうそういうのは押さないよと、方向を見直しているのは今私も発言したとおり、合併がいいとは言いませんけれども、この長瀬町を考えたら財政面で本当に大丈夫なのですか、今言っているように。私は、前の議会でもお話ししましたが、では来年の予算組むときに、町の町民サービスを先にやってください。余ったお金で職員の給料を渡してください。その給料に足りなかった分は稼いでください。まず町民が最後ではなくて、そのぐらいうるのだったら今町長が言うように、いいですよ。これからどういう政党ができるかわかりませんが、自民の中だってあんなにもめているのですから。では、そここのところをもう一回聞きましょう。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 毎週月曜日に参事等の会議をやりまして、おととい、今週の参事会をやりまして。そのときに、私は今関口さんがおっしゃるようなことにつきまして、来年度の目標については職員の給与についても手を入れるということを前提に考えると、当然住民サービスが一番先であります。一番の問題は子供を守ることから始めて、学校の耐震工事をやりたいと、それが大きなテーマになります。そうしま

すと、道路工事だとか、そういうことにつきましては多少の皆さんにお待ちをいただくことがあっても、子供を守ることから始めようというお話を申し上げて、基本的にはご理解をいただきました。その中に、当然職員の給与につきましても、手を入れざるを得ない状況になるということを申しました。これは、具体的にはこれからの大きなテーマでございますし、職員もそれなりに、その地域において生活をしているということがあります。そういうことから考えましても、それに手をつけざるを得ないという状況は、あらかじめご承知いただきたいというお話を申し上げて、基本的にはご理解をいただいているところであります。

そういうふうを考えまして、まだこの地域は、合併すればそのお金が国から来て、それで地域を守ってくれるというような状況には国もありません。そういうことから考えれば、独自に自分たちがどういう努力をしてやるか、私たちは今基金が5,000万から4億になろうとしております。来年度、20年度の決算を見ないとわかりませんが、また1億円以上の積み増しができるだろうと、そういうふうに基本的には考えています。そういう状況を勘案しながら、財政的には底固めができたという状況の中で、このサブプライムローンが始まったわけでありまして、それは、国が先ほど申し上げましたような状況の推移から、地方の疲弊を、みずからその首を絞めるようなことをやってきた大きな反省の上に立たなければ、次の政権は成り立たないというふうに考えています。そういうことを考えますと、先ほど申し上げましたような次の政権をどの政党が担うかによって、地方に対する考え方というのは大きく変わらざるを得ない、変えない政権は、すぐまた倒れるというふうに私は基本的に考えておりますので、そのことを申し上げたわけでありまして。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 私は、議会運営委員会の席上、会議規則にのっとってやりましょうということを行ったところから、もう質問回数過ぎていきますので、質問はしません。ですが一言だけ言わせてもらおうと、町長、職員はもう理解したと、町民サービスは町民は理解していませんから、ぜひ今言ったとおりに町民サービスを先にやって、予算組みのときに一番最後に給料を取るようにしてください。

私の2番目の質問に入りたいと思います。公園の整備について町長にお伺いいたします。長瀬町総合振興計画では、町民の身近な憩いの場、子供の遊び場及び災害時の避難場所となる公園の整備を推進するとされていますが、その進捗状況を伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 公園の整備の進捗状況というご質問でございますが、前回の6月議会でもお答えをさせていただきましたが、公園はお年寄りや子供たちの身近な交流の場、それから地域コミュニティの日常交流の場及び災害の際の一時避難スペース等に利用できるというふうに考え、生活に潤いを与えてくれる施設でございますが、反面最近では、ここの中で大きな犯罪の発生、それとごみの散乱だとか遊具の事故等々によります裁判等々も起きておりまして、非常に難しい問題だというふうに考えているのが現状でございます。そういう中で、町が新たに公園整備をするということは、今先ほどから申し上げているような非常に厳しい財政の状況の中では、大変厳しい、難しい状況にあるというふうに、改めて申し上げたいというふうに思います。

この公園を設置した場合における、想定される多くの問題の中の一つとして犯罪の発生、それからごみだとか遊具のさまざまな問題をクリアしていかなければいけないということが大きなテーマになります。そういうことから考えますと、今町の置かれている状況を考えましてお答えを申し上げますと、安心、安

全な公園整備につきましては、非常に厳しい状況にあるというふうに考えざるを得ないというふうに思っているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長が今お答えいただいたのは、この前私がドラえもん公園を何とかつくってほしいと、長瀬町のホームページの中の交流広場にも、公園が欲しい、遊び場が欲しいというお母さん方からの要望が交流広場に載っています。そこで、私は以前発言したのですけれども、今町長の答弁のとおり、はっきり言えばお金がないからつくらないということでもいいわけですね。安心、安全、それが第一だからつくらないのではなくて、本音で言えばお金がないからつくらない、これでいいわけですよ。それがまず1点。

それから、私ある職員から、ソフトトークでこの議会に臨めということでご指導いただいていますので、トーンを一段下げてやりたいと思いますが、熱意は同じ熱意なので、そこをお酌み取りいただきたいと思えます。以前から私言っているとおり、町長が言う安心、安全な広場でなかったらだめなのであれば、もう一つ災害時の避難所です、前から言っていますよね。避難所を長瀬町が指定していて、私が指摘したら、あれは大水や、そういうときに使う災害の避難所だから、公民館が災害時の避難所ではありませんという答弁を前いただいているので、長瀬町の振興計画書にこういうことがうたってある状況で、もう一度聞きますけれども、私が公園整備と言うのは、遊具があったり何があったりではないのです。町長、この前私「ドラえもん」見てくださいとお願いしたけれども、その後「ドラえもん」のテレビでも映画でも見てもらったと思うのだけれども、あれに出てくる公園、あれがあれば子供の遊び場でも、今この振興計画にうたってある公園ができるのです。そういうことで、町長いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど申し上げましたことに尽きると思えます。セキュリティーの問題とお金の両方であると。確かに今いろんな問題で、小さい子供の命が奪われたりなんかしているということがあります。それは、公園だけではございませんが、そういう無防備なところに子供が大勢集まるということは、そういう犯罪予備群を寄せ集めるというような一つの問題にもなるというふうに私は基本的に考えましておりまして、そういうことをやる場合は、例えばドラえもん公園にしても、ただ広場にそういうものだけつくればいいということだけでは子供を守れない、やっぱり子供をお預かりする以上は、そのめぐりに安心、安全の最低限度の施設整備をしなければいけないというふうに基本的に考えています。

そういうことから考えますと、もう少し時間をいただいて、国の推移だとか状況を見ながら、当然国も財政状況というのは厳しい中で、子供だとか高齢者を守るということを基本的に考えなければ、この日本の国は衰退し、破滅の道を進むということになるだろうと私は思っておりますので、そういうことにつきましても国の助成とか、そういうものを含めた総合対策の中で、長瀬町を考えていくべきだというふうに考えているということを申し上げたわけでありまして。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今町長が言うように安心とか安全は、本当に大事なことだと思います。私も学校の耐震、あるいは給食センターも、ここで口が、町長がもういいよと言うほど質問をさせてもらって、いろいろよくなってきている中、今度も学校の耐震も、玄関の大規模改造もやっていくというのは、本当にお金がかかって大変だというのはわかります。私もそれをやったほうがいいという提案をさせてもらった一人として、お金がかかるのはわかるのです。だけれども、長瀬町の振興計画がそういう話であって、災害

のこともあるのだということで、町民から見ても、どういう状況になっているかなというのがあるので、ここであえて何回か質問させてもらっていますけれども、この公園については、私最後の質問にしたいと思うのです。もう次からは、この公園についての質問はしないでおこうと思っています。これだけやってできないのだから、もう無理だと。ですから、町長、ではこれ私が提案した土地の所有者に、つくりませんよというのをはっきり言ってやってください、待っていますから。この農地提供していいよという地権者が、もうずっと待っているのですから。だから、理由は安心、安全だなんていう状況ではなく、お金がないからできないというものをはっきり言ってやってください。そうでないと、あそこは私は、災害時に避難してくるのにちょうどいい場所だと思ったから提案しました。その後、今蓬莱島の計画も立っているようですから、ちょうど都合がいいなと思って、まず第1号を長瀬で、見本ということで提案させてもらった場所ですから、地権者の方にはそちらからお断りをはっきりしてやってください。ずっと待っていて、あれをそのまま置いておくと、税務課で、あれ雑種地ですよということになるでしょうから。お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

こちらから具体的に地権者との接触が、担当課につきましては個人的にやっていただくということならありがたいというお話は申し上げてあるというお話でございますが、それ以上に踏み込んで申し上げているということは私としてはありませんので、その辺につきましても今申し上げましたような諸般の事情によりまして、少し様子を見させていただくということに尽きるというふうに先ほどから申し上げておりでございます。そのことにつきまして地権者にこちらから、私のほうから断るといふ、そういう状況になっておりません。それだけは申し上げておきたいと思えます。

〔「担当、ちょっと答弁してよ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） では、参事。

○参事（平 健司君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、関口議員と、その地権者の方お見えになって、私のほうで対応させていただいているわけですが、町のほうとしてはなかなか公園できないので、例えば行政区だとか、あそこには会もあるようですから、会のほうでやったらどうですかというようなお話ししたことがあると思うのですけれども、個人的にはなかなかできないと、何とか町のほうでやってくれないかというようなお話を何度かいただいたわけなのですが、結局先ほどから町長が申し上げており、財政的な問題や安全、安心の問題がありまして、できないということになったわけなのですけれども、その後、関口議員と同席以外に中山さんの、個人名出して申しわけないのですけれども、地権者の方が見えまして、こういうことでなかなか公園のほうは進まないのですよというお話を申し上げましたら、何か植えたと思うのですけれども、現状ではそんなやりとりをしているところで、正式に町長がお断りするということにはならないと思うのです。私のところに相談に来ていまして、町長のほうにも当然上げてありますけれども、私の段階でいろんな相談を受けていますから、回答等ありましたら私のほうで対応はさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 規則どおり質問の回数終わりましたので、次の質問にいけますけれども、今平参事が言ったように町民の方から、そういう、うちのこの土地やってやってもいいよという、好意的にやって

きて、この質問を何でするかといったら、安心、安全という話が出てきてしまったから、決断ができないというから私したのであって、そこはちゃんと話通しておいてください。これからも町民には、お金がないから、そういうのは町長がつくると言ったけれども、できないよという方向で、私もこれからやっていきます、お金がないのだから。

では、3番目にいきます。宝登山四季の丘について町長にお伺いいたします。四季の丘については、植栽計画策定委員会が設置され、植栽計画などが検討されているようですが、今後どのように整備していくのか伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ただいまのご質問のお答えでございますが、宝登山四季の丘公園整備事業につきましては、長瀬町のシンボルでもあります宝登山の県造林伐採土地の森林保全、それを中心に広葉樹を植えようということになりまして、春の桜、夏の新緑、秋の紅葉、それから冬のロウバイと四季の変化に富んだ、町民と観光客に親しまれる山にしたいというのが基本的な目的であります。このために、宝登山四季の丘植栽計画策定委員会を設置いたしまして、緑化団体など、樹木の専門家の方々に委員になっていただきまして、伐採跡地に植栽をする樹種などの検討を行っているところであります。植栽につきましては、来年の3月の29日を予定しております。埼玉県森林サポータークラブによりまして、1.07ヘクタールの植栽が決定をいたし、この前の日曜日に測量を行いました。また、県にはそのほかにも、3団体ほど問い合わせが来ているという報告をいただいたところでございます。

財政事情の厳しい中で、町の単独事業として実施していくことには非常に困難な状況であるのは、先ほどのお話のいろんなことにつきましても申し上げたとおりでございますが、今後も県造林伐採跡地を県の企業、それから団体の参加などによりまして、森づくり事業をお互いの関係プレーによりまして、趣旨に賛同していただく方に植栽をやっていただくということで事業を進め、先ほど申し上げましたように何団体かも手を挙げている、その中に三菱UFJ銀行関係の企業も手を挙げていただき、浦和のロータリークラブも検討していただいているというようなことをお聞きしておりますし、現実に現地へ来て視察、下見をしていただいているような状況でございますので、希望を持って、今4町歩伐採をしたようでございますが、そのことにつきましても順次手をつけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 植栽計画はよくわかりました。

そこで、私が聞きたいのは、百年の森、あるいは先ほど話が出た四季の丘、そして埼玉新聞等には、「クマコウ」ですか「クマタカ」ですか、これ。森というのが出ているのですけれども、町民の皆さんから私が質問されるのは、その熊高の森というのはどこにあるのだとよく聞かれるのです。いや、宝登山のあそこにあるのですよという話をすると、何だい、長瀬のあの宝登山という名前は消してしまって、今度はあれが熊高の森というのかいという町民もいるのです。私も担当の職員の方に事前にこの話で聞いたところ、町は関係しないで、その熊高の卒業生や、そういう方がやってくれるので、そういう名前になったという話聞いたのですけれども、例えばそういうのであるのならば役場の職員が行って手伝うのではなくて、管理する許可だとか、そういうのをとるのは、それは当たり前でしょうけれども、植栽まで役場の職員が行ってやらなくても。それから、私も商工会青年部の人数が少なくなって、うちの若い者も商工会青年部に入れてくれということで、最近いろいろ商工会青年部の方とお会いする機会が多く、話す中でも、何でおれたちがあそこへ呼ばれて木植えてくるのですかねと言われることがあるのです。町長、それちよっ

とお願いいたします。染野君では、この間おれ聞いたのと同じこと言うのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） どっち。

〔「参事。ちょっと申します」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 私のほうから、さわりだけちょっと話させていただきますけれども、四季の丘というのは宝登山の伐採跡地全体を四季の丘という呼び方しているわけなのです。その中には、今3団体やっ  
てもらっていますけれども、百年の森、先ほどから出ています熊高の森、あと津田工業、そういう各団体が一つの地域を自分の山として育てていこうと、それを総称して四季の丘という呼び方していますので、その辺ご理解いただきたいと思うのですが、それと誤解があるようなので、1点だけ私から申し上げますけれども、商工会青年部が呼ばれて手伝ったというようなお話ですけれども、多分熊高のOBのほうから有料でお願いしていると思うのですけれども、それをふれあいフェスタの資金にするために、ぜひお願いしますというのを相対で契約したような話を聞いていますので、その辺確認いただきたいと思います。

それから、町があそこの植栽、各団体に絡んでいないようなお話なのですけれども、埼玉県と長瀬町と、例えば今回は熊谷高校OB、そういう3者で協定を結びまして、土地は町がお貸ししますと、その上は企業なり団体なりが植えて管理をしますよと、そのサポートを県がやりますということで、町が全く関係ないということではなくて、3者が協定を結びまして協働でやっている事業ですので、その辺はご理解いただきたいと思うのですが。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 私も今、平参事からそういう説明をされればご理解したのでしょうかね。

そこで、町民の方にそういう説明がされていないのです。説明不足なのです。今言うように、今度商工会青年部はお金もらっているでしょうというのも、それは上のほうはもらって、そういう話でいっているのでしょうか。やっぱりそこも説明不足なのだと思う。一生懸命やるのが兵隊なのだから、そういうところにもそういう話が行くように説明がされていないから、あれ百年の森と言ったけれども、2年で消えてしまったのかいとか、町民の人は本当に町が今何を、一挙手一投足よく見ているのです。だから、百年の森はどこかへ行ってしまったのかい、四季の丘と言っているけれども、どうなっているのだい。前にも言ったけれども、山の再生法というのは春に緑になって、夏、緑が濃くなって、秋に赤くなって、冬、木だらけになって、その繰り返しが山の再生法だと、もう町民の方もそういうの知っているから、こっちから見て、そういう花ばかり見たいのではないのです。だから、よくそういう、やるのだったら説明をしないと、新聞でああにどかんと熊高の森なんていったのでは、町民の方は、それは農工出身者の方だっておもしろくないと思います。

私が、これ余談になるのですけれども、役場の職員7名が手伝いに行ったというので、出身校を調べてみたのです、一人一人。そうしたら、6人が秩父農工出身、1人が熊商、だから熊商の人はよく字見よったのです、商ではなくて高なのだからと。そのぐらい本当に町民の方、町が今やること一生懸命見えていますから、きちんと説明するところは説明してやってください。

では、お願いして、何かありますか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） ご指摘を受けまして、町民に対する説明不足というのは確かに、そういう部分があるかもしれませんが、何か方法等を考えて、町民の中にも一つのボランティア団体をつくって植えたい

なんていうところが出てくるかもしれませんから、これからのPR等についてはおいおい考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 時間が来てしまうと困るので、4番目に、口早くやりたいと思っております。

町民まつり等の開催について町長にお伺いいたします。最近、町に元気がない、職員にも元気がないという人がいます。そこで、町民と職員が触れ合う機会をつくる必要があると思っておりますが、町民体育大会や町民まつりを開催して、町に活気を与えるようにしてはどうかと以前提案したことについて、考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

まず、町民と職員の触れ合う機会ということでございますが、申し上げますと、職員も自宅へ帰ればそれぞれの地域の住民でありまして、地域のお祭りや行事、スポーツ、それから文化活動、PTA活動に参加しておりますが、現在の状況で、これでよとしているわけではございませんで、今以上に地域に対して深くかかわり合いを持つようにというようなことにつきましては、職員の朝礼とか、そういういろんな集まりとかの機会に申し上げておりますし、これからも伝えてまいりたいというふうに考えております。

それ以下の詳細につきましては、担当の新井参事からお答えをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 続いて、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

町民体育大会や町民まつりの開催についてでございますが、平成11年に町民体育まつりにつきましては実施して以来、国体開催や各行政区での選手選出の難しさなどの事情により、現在まで行われておりません。その後の再開につきましては、区長さん等にお聞きいたしますと、選手集めが大変で、昔のように行政区対抗的なものに参加できないのではないかとというご意見をいただいております。また、種目等につきましても形を変えて開催したらどうかというご意見を伺っておりますが、なかなか具体的なお意見まで伺えない状況であります。郡内の市町村では、現在は全町的に開催しているところもほとんどなく、体育協会等が主体となり、それぞれの地区、小学校区単位での開催をしているところも多いようでございます。また、小学校の運動会のプログラムに地域住民の参加できる種目を取り入れているところもあるようでございます。いずれにいたしましても、以前のような形での町民体育まつりは難しいのではないかと考えております。

また、全町挙げてのまつりといましては、商工会青年部が中心となってふれあいフェスタ長瀬を平成15年から実施し、既に6回を数えております。県民の日の開催ということで、子供さんや町外から観光や紅葉狩りにおいでいただいた方々も大勢参加され、ことしも盛会だったということを伺っております。特にことしは、花の里で収穫いたしましたそばの試食や、そば粉の販売なども行い、花の里実行委員会や役場も協力させていただいたところでございます。町といましては、このふれあいフェスタが定着してきておりますので、今後も支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、新井参事の答弁で、ことしの商工会のふれあいフェスタは盛況にできたそうです。そうですではなくて、新井参事なんかこそ行かなければまずいでしょう。私なんか、新井さん悪いけ

れども、仕事を休ませられて、あそこへ太鼓の子供を連れてきてくれとあって、仕事を休んでいるのです。だから、そうですなんて言っている場合ではないのです。今の答弁は、前の議事録にも載っているのと同じ答弁しているだけで、全然その後どういうふうにしようか、町に元気を与えようかなんて考えていないのです。

そこで、私、再質問をさせてもらいますが、人を集まるのは本当に大変なのです。わかります、それは。町民は、いろんなイベントをやっているのです、いろんな団体で。だけれども、職員がそれに出てきて、本気になっていないケースが結構見当たるのです。私もいろんなというか、年に2つ、はつらつ長瀬という冠をつけてもらってイベントやっているのだけれども、そんなに役職の人が、職員の人が来ているふうはない、それが現状なのです。それを区長さんをお願いしたって、区長さんだってできるわけないでしょう、ふだんいろんな仕事おっつけられているのだから。そこで、職員と町民の触れ合いなのだから、そういう団体がイベントを独自にみんなやっているのだから、そういう人と力を合わせて何とか町民と触れ合う、そういう場所をつくろうという考えにならなくてはまずいです。

例えば町長のけさのあいさつの中に、消防の皆さんの行進、あれ私見るけれども、この長瀬町に、あの消防団の人があれだけ本当に本気になって行進やら、いろんなものを本気になってやっている姿を町民に見せれば、さっきの公園の災害の話もそうなのだけれども、あれを見れば勇気づけられますよ、町民は。町長、見てすごいなと思ったでしょう。ただこんなことをしているのではなくて、すごいなと思って見ているでしょう、私もそうです。幼稚園だの、そういうお母さん方やお父さん方から話を聞くと、子供が幼稚園で一生懸命音楽を習っていて、その発表する場がないと、そういうところが欲しいと言っているのだから、そういう人は参加してきます。そこが、職員の顔が見せられる場面なのです。これは、私はよその町村のことを言いたくありませんけれども、小鹿野町の小鹿野警察署の署員の方、5人が歌舞伎をやっているのを町長ごらんになったことありますか。あれすごく好評です。白波5人男の中に、アドリブで自分は平社員35年とか、そういうのを入れて、職員が白波5人男をやっているのです。そこで、町長なんかは白波5人男の日本駄右衛門なんかびったりではないですか。それで、白波5人男を職員が5人でやったら、集めなくたって、広報でやるよとただただ集まりますよ、人が。そうしたら私は、庭でも何でも舞台、私がつくれますよ、うちの会に言って。

〔「弁天小僧は」と言う人あり〕

○1番（関口雅敬君） いやいや、弁天小僧は議長が議会代表で出ていけばいいのです。いろいろいるから。そういうことで、町長、このイベントは、やることによって災害時にもつながってくるのです。そこにみんなが集まったときに、町民の方と、町長だの参事がいろんな話をして、触れ合いできるのです。お金なんかかかるといったら、私がやるように手弁当でやればいいのではないですか、弁当食いたかったら自分で持ってくる、酒が飲みたかったら自分で持ってくる、そうでなければお昼で終わりにする。そういうことで、考えればできるのです。合併ができないで、小さな、自分たちの地域は自分で守ろうと町長は言っているのだったら、こういうことでまず見本を見せるべきです、職員の方が、本当に。議長、これ2回目だよ、もう一回あるのだよな。

○議長（大島瑠美子君） そうです、2回目。

○1番（関口雅敬君） では、そこで切ってください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど関口議員からお話がありましたように、その点検のときに、私がただ形だけ

やっているというような発言がありました。非常に不愉快です。そういう発言は、この議会でも時々発言をされる方がおいでになります。そういうことを私は消防団を統括する責任者として、そんないいかげんで消防の服を着てやっているわけではありません。冗談はいいかげんにしてください。本当に消防団に対しては、心から感謝申し上げて、町を守る大きな基本をつくっていただいている、そういう思いで、感謝の念であそこに立たせていただいております。それを遊びのような発言は、私は許せない。冗談ではありません。それだけ申し上げます。

それから、私たちも及ばずながら、まちおこしにつきましては、微力ではございますもやってきておりました。そういう中で、ことしも真理よし子さん、それから片岡亮太、全盲の人たちが新井先生のことを考えて、長瀬町というのは文化ホールがございませんが、そういう中で体育館を使ってやろうというありがたいお言葉をいただきまして、ボランティアで大勢の方がお集まりいただいて、800人近い方が、650人ですか、方がおいでいただいて、幼稚園の生徒も全員が集まって楽しいひとときを過ごさせていただきました。これも、まちおこしのボランティアの一つでございます。

それから、「篤姫」展もこの間NHKのほうに役員の方でお邪魔したときに、長瀬町で「篤姫」展やりたいなという発言を委員の方からさせていただきました。そうしましたら、NHKからすぐ動いていただいて、日本で最後の「篤姫」展をやろうということで決まりました。それも皆さんの意見が一致して、初めてそういうことになったわけでありまして、長瀬町が日本で最後の「篤姫」展、大勢の方が期待を持っていていただけるようでございますから、これも大勢の方にお集まりいただいて、ごらんがいただけるのではないかなと、微力ではございますが、一つずつそういうことを手をつけてやっております。

植栽もそうであります。植栽についていろんなご意見がありました。やり方についても問題があるかというご質問もありましたので、私たちもそれを反省の材料として、手をつけていきたいというふうに思いますが、とにかくそれにしても町から手を挙げなければ、この話は行われなかったわけでありまして、そういうことについても、私たちも底辺で努力をしていることはご理解いただかなければ、この話はなかったこととなります。県造林を、県は伐採すればそのまま放置するというので、県とすごいけんかをしながら今日まで来たわけでありまして、その地権者に対しましては長瀬町としては、財政の厳しい中から20万円余のお金を土地代としてお借りをしています。それ以上は金が出せないということで、大勢の人たちがボランティアとして植栽をしていただく、それが百年の森づくりの会であったり、熊高の森づくりの会であったり、津田工業であったりしたわけでありまして、そういうことを考えますと、ボランティアの方たちに私たちが何にもしていないと、職員もそれなりに、私は努力をしております。ただ、皆さんから見れば努力が足りないというお言葉は真摯に受けとめさせていただいて、これからは頑張っていくように、私からも督励をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 最後なので、今私は、町長言っておきますけれども、消防団を町長は軽く見ているなんて言っていない。町長がやっているのを、勇気づけられて見ているでしょうと言ったのです。私もあれ勇気づけられるから、あれをもっと町民の多くの方に見ていただくということを話したのですから。私も、さっきも言ったけれども、ある職員にソフトトークでやれと言われたからソフトトークでやりますけれども、最後の質問なので、もう一度聞きますけれども、いろんなイベントをやっていくかいか、今言うように全盲の方の音楽会もいいです。ほかにもいろんなのやっているの、子供やら、そういう消防団、もっと表へ出してやろうとか、そういうイベントいかがですかというのを最後に聞きたいと

思います。

私、最後の質問なのですけれども、町長にこれ突っかかるわけではなくて、来年7月町長選挙になるわけですね。きょう私がやった4つの質問は、全部町長にあてて、これ全部前からの質問をやっているわけなのです。来年、町長選挙に町長が出て、本気でまた合併やら森づくりやら公園づくりやらイベントやらをやる気があるのかどうかと同時に、安倍総理や福田さんみたいに、おれはもうよしてしまうというと、急によしてしまうと、本当に長瀬をこれからしっかり頑張ろうという人が手挙げられないと思うのです。だから、そこを聞いて終わりにしたいと思います。

お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私も7年有余過ぎましたが、それなりに、能力的には皆さんからいろんなご指摘をいただくこともあると思いますが、日々自分なりに努力をしているというふうに自負をしております。そういう中で、あと3週間で年を越すこととなります。しかし、年を越せば長瀬町が全く状況が変わるとか、そういう状況でない。よくなることも期待は持ちますが、よくなる方向性も見出せないような状況の中で、来年度の予算につきましても、21年になれば新しい予算をどうに組むかということで、四苦八苦の状況になるだろうというふうに思います。

先ほど申し上げました基金の問題等々も含めて、それなりに努力をし、基礎固めはできたという状況の中で、このサブプライムローンが始まったということは、非常に大きな痛手だという思いは持っておりますが、しかし行政の継続性からいって、私たちは先に向かってでも、それなりに大勢の人たちが力を合わせて頑張ろうという、その核になる、そういうことをしっかりやっていこうというふうに思っております。来年のことにつきましては、まだ具体的に決めておりません。

〔回数終わりました〕という人あり〕

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、これから始まるわけですけれども、今10時12分です。10時12分から1時間、それで再質問は2回ということでやりたいと思います。

まず、初めの1番の質問に入りたいと思います。学校給食費の未納について。昨年3月議会で、議員発議による給食費未納の解消に関する決議を議決しました。議決後1年8カ月を経過しましたが、現在の滞納状況と今後の対策についてお伺いしたい、よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

学校給食費の未納問題につきましては、大変憂慮すべき事項として、議会におきましてもたびたびご質問をいただき、また昨年3月議会では、議会において給食費未納の解消に関する決議という形でしっかりやれというご意見をいただき、滞納金の解消に努めているところでございます。

現在の滞納額の状況でございますが、12月1日現在で137万6,200円となっております。内訳は、過年度分、これは平成12年度から19年度分までの滞納合計ですが、129万900円、現年度分、これは今年度4月から11月

までの滞納合計でございますが、8万5,300円で、合計で137万6,200円となっております。毎回給食費未納問題で申し上げていることではございますが、まずは現年度に未納分を残さないことに心がけています。その月に、現在引き落としでやっておりますが、引き落としにならなかったご家庭に対しまして、早期に電話で催促することからの対応をし、滞納分が凍結しないよう努めております。過年度分につきましては、訪問での集金を主に、徴収に努力しているところです。ご案内のように、現在は所長が滞納整理に当たっております。

参考に紹介させていただきますと、平成15年当時、議会で最初に私質問をいただいた年でございます。その当時は、滞納額約390万円ありました。大変な額だったかと思えます。先ほど申し上げましたが、それから6年目でございますが、先ほど言いましたように平成20年度現在、約138万でございます。当時から見れば、約3分の1にはなっております。今後におきましても、根気強く、粘り強く、なかなか一気に解消というわけにはまいりませんが、少しでも数字を減らすよう滞納解消に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問したいと思います。

現在の状況を今発表されまして、この給食費の滞納については随分前からいろいろ質問してきたわけですが、1番議員も相当質問したと思えますけれども、私はこの問題でちょっと苦慮することが何点かあります。

1つは、大澤武男給食センター所長が来年で定年退職します。彼は、この間私が給食センターへ行って話聞いた中では、自分の休日とか仕事終わった後とか、その滞納の人の家に訪問して、相当苦勞して頑張ったと、おれも一生懸命やったので、皆さんに頑張った姿を見せて円満定年退職するというふうに、大分元気のいい回答をもらいました。私は思うのに、この問題について前の教育長か前々の教育長には、いろいろ言ってきたわけです。それは、給食センターの所長が、この莫大な滞納を整理するのに相当自分の時間を使って、そしたら大澤武男さんは、職員として当たり前だと、これだけ頑張らなくては、今の役場職員が、定数が少なくなってやっている中で当たり前だということを聞いて、おれもすごく奉仕の気持ちがあるなと思ひまして、そこで今教育次長の大澤さんは、教育次長として、大きな教育のいろんな問題がある中で、中央公民館長も去年からというか、中央公民館の所長をやっているのですよね。それで、はっきり言って私からすれば、今議員報酬をうんと下げたり、いろんな報酬を下げた中で、今までずっと1人の人がやっていたことを今度大澤教育次長がやっているわけですから、私はこの問題については、はっきり言って改善しなければならぬのではないかと。それは、前に私が言ったように、この滞納問題について抜本的に改善するには、やはり所長任せではなくて、教育委員会、学校、PTA、それが三者一体になって集める役目をしなくてはならないと、そういう問題を教育委員会で本気で考える時期ではないかというふうに前から話してきました。そして、私も前々も言っていましたように、長瀬中学に赴任して吉田中学に赴任した先生が、吉田中学は滞納はゼロですよと言ったのはなぜかという、先生にも協力してもらおうし、PTAにも協力してもらおう、そういうやり方をしていると。ですから、この滞納がうんとふえたというのは、貯金通帳からの振り込みというのをやってから、私はうんとふえているのだと思ひます。それで、現状を見ますと、話が長くなるから言いませんけれども、今小学生の子供を持ったり中学生の子供を持つ親は、どういう働き方をしているかといいますと、昼も夜も働いている人がたくさんいるのです。それで、

今度の今マスコミでも言っていますように首切りだ、派遣労働だと、いい、大変な働き方をしている中で、この問題については、ぜひこういうことを三者で話し合っ、引き落としも含めて改善する必要があるのではないかと、その点について再質問です。

あともう一つは、前亡くなった持田給食センター所長が、長瀬の給食センターは、だれがやっても所長が務まるようなマニュアルをつくっていないと、マニュアルをつくらうとして私は頑張っているという中で、突然所長在任中に急死しました。それですから、そのマニュアルも持つのであれば、だれが次の、来年の4月から違う所長が就任しなくてはならないのですから、どういうふうにするのかについてお願いしたいと思います。

あと、今ほかの自治体では、物価が上がって給食費を上げるという話が出ている学校というか、町もあります。そういう点で、私はこの状況では給食費を値上げしないしてほしいということ、それについて再質問したいと思います。

お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに振り込み、集金の方法が一つはあると思うのですが、いろいろな方法が、いろいろな場所で工夫されて、行われてきているというふうに思います。今まで振り込みにしてきた過程では、一つはこういう配慮が大きかったというふうに思います。子供を通して、昔は子供が現金を学校へ持ってきて、学校で集めたという時代があったわけですが、そうしますとあの子はお金を払っていないよということがわかってしまう。その辺の配慮から、だんだん親が家庭を回って集金する方法になったり、それでもやっぱり近所の人に来るので、苦しいけれども、払わなくてはならないという、そういう家庭への配慮、そんなことから、だんだん現在のような振り込みによる集金というふうに変わってきたのではないかなというふうに思います。事務的な面でも、振り込みに変えることによって、現金を扱わなくて済むという点では非常に助かってきているかなと、そういうふうに思っております。その反面で、払ったか払わないかが見えないという部分で、多少はこういった滞納が出てしまっていると、これが現実かなというふうに思っております。大分現在、滞納のほうの整理もしてもらっておりますので、進んでおりますので、今ここで役員が毎戸回って集金という形に切りかえましょうということにはならないと思うのですが、いろいろな方法がこれからも出てくると思いますので、できるだけ滞納が出ないような形で、今センターのほうから直接電話等、あるいは文書等で督促をしているわけですが、そういったことの繰り返しということになるのでしょうか、粘り強く取り組むべきではないかなと、そんなふうにも思っております。

所長さんの滞納整理に対するマニュアルというか、方法論ですが、やはり基本的には納める方にしっかり説明できるかどうか、そして実際にはかなりいろんな時間に集金にお伺いしなければならない部分があるわけなのですが、そのときに約束をした時間にお伺いをして、ぜひその繰り返しをしていくことになるわけなのですが、大体マニュアルといいますが、方法はそうそうたくさんあるわけではないので、引き継ぎができていないのではないかなと、そんなふうにも思っております。

それから、給食費の値上げのほうの関係ですが、これは材料費のほうの関係が大分厳しくなっておりまして、現在の時点では所長さんを初め、物品の材料の購入につきまして、非常に努力をしていただいております。できるだけ安いものということは当然なのですが、見積もりを出させて入札をさせて、そしてさらにその中でも値引きをさせてというような形で苦勞していただいて、何とか現状の給食費

の中で、同じ栄養価でも安いものというような形で、取り組みをしてもらっております。何とか乗り切れればいいかなというふうに思っております。この後の補正予算の中でも幾つか燃料費等、ガソリン等の値上がりが大分ありましたので、その辺の関係で苦しい面もあったのではないかなというふうに思いますけれども、そちらのほうでも多少補正をお願いしている部分もありますが、またよろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） あと1回できますので、します。

新聞の報道、私切り抜いてきたのですけれども、これ。「困窮家庭には配慮を」と、この給食費滞納問題というのは全国的に今相当ふえているのです。これは、前も議会の中でしたように、親の負担意識が変化して、そこで結局生活保護と就学援助急増と、これ新聞に載っていたのですけれども、貧困と格差が出て、生活保護をもらう人が年々ふえていると。それで、就学援助もやはりふえているのですよね。今この新聞の報道を見ますと、生活保護世帯やそれに準じる所得層には、国や自治体が生活保護費や就学援助に制度を乗り入れて、給食費を補助する制度があると。ただ、こうした制度を知らない人が多く、学校や自治体は、まず制度の周知徹底を図る必要があると。就学制度を知らない親が、やっぱり納めたくても納められないという人がふえているわけで、私はこの就学制度というのを知っていても、なかなかしないということで納められない、そして振り込みする先に貯金がなければ落とせないですから、その問題についても、もっと周知徹底させていただきたいということでお願いする次第です。時間の関係で、この問題については回答はいいです。

次の質問に入りたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 質問ちょっとやめてください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 2番目の中学校の授業支援について。全盲の教員が長瀬中学校に赴任されてから1年を経過しようとしています。マスコミなどで大きく報道され、町民の関心が高まっています。今後さらに授業がしやすいように支援していただきたいが、その考えをお伺いします。よろしく願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

4月の1日に、長瀬中学校に新井淑則教諭が着任いたしました。全盲の教師が普通の学校へ着任する、立つというのは非常に話題になりまして、マスコミ等でたくさん報道がされました。報道された以外に取材の申し込みがかなりありまして、それを学校と委員会とで協議をしながら、放送された部分だけは、取材のほうについては応じてきたという経緯でございます。また、ただいま今までの新井先生の努力を本にまとめようという、そういった準備も進められております。こういった取材等もかなり相談しながら選ん

できたわけですが、それは新井先生が主役ではなくて、長瀬中学校の生徒がいかにか新井先生によって啓発されて成長しているか、この部分を中心でありますので、そこを頭に置いて選ばせていただいております。

今後の支援ということでございますけれども、新井先生が着任するに当たりましては県教委のほうから、県の教育委員会のほうでいろんな配慮をしていただきました。その中で一番大きな配慮が、人的な支援でございます。つまり新井先生が来ることによって、職員の加配をいただけたということです。具体的に申し上げますと、長瀬中学校の規模ですと国語の教員は2名が定員でございます。その2名に対して新井先生ともう一人が、加配という形で入ってきていただいております。ですから、現在4名の国語の教員が国語の授業をやっております。この人的な部分での支援が、非常に大事なものであるなというふうに思っております。したがって、長瀬町といたしましては今後とも、この2名加配という人的な支援について、引き続き配置していただけますようお願いをしているところでございます。来年度につきましては、先日ヒアリング等あったわけですが、2名の加配につきましては継続していく方向で進んでおります。

新井先生が見えての幾つかよかった点、効果が上がっている部分というか、見えている部分がございます。特に障害を持った方と毎日生活をともにしている生徒、それから職員、そういったところに非常に意識的な変化があるのではないかなというふうに思います。新井先生の授業に対する準備等、その努力、そういったものに触れて、子供たちも努力することの大切さ、そんなものを身につけているのではないかな、周りの職員も同じように、新井先生が不自由な、不便を感じながらも一生懸命努力をして授業の準備等、授業の研究等をされている、そういった姿がやはりいい影響を与えているのではないかなと、そんなふうにも考えております。ただ、全く問題がないわけではなくて、いろんな細かな部分ではたくさん課題を抱えているわけですが、そういったものを少しずつ解消していきながら、取り組んでもらえればというふうに考えております。

それから、いろんな場面で改善等してもらってきているわけですが、中学校の前の信号機なのですが、4月初めに、着任までに、いわゆるピヨピヨ、カッコウの信号にしてもらってありますけれども、新井先生のほうから、できれば音声案内、音声ガイダンスの信号が欲しいという話をいただきまして、ずっとその準備をしてもらってきていたわけですが、今度の16日に、そういった信号に改善される予定になっております。16日には、新井先生立ち会いのもとに改善されて、確認の作業ができるのではないかなと、そんなふうに思っております。今後とも新井先生へのご支援、それから新井先生が働きやすい長瀬中学校の環境づくり、そういった面にご協力をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 新井淑則教員が長瀬中学校に来たという意味は、私は思うのに、目が見えなくなったら、これからの生活や、自分が生きていくためには本当に失望して、はっきり言って生きていくのが大変だというふうに思った。しかし、なぜこんなに、みんなマスコミが報道し、そして勇気づけられたかという、1人が1人の障害者のために、県や町や、またいろんな人たちがかかわって支援していくという姿がやはり力になると思うのです。私は、はっきり言って私の子供が、28歳で6年前に重度障害児を抱えて、これも皆さんには力になっていただきまして、この世を去ったわけですが、今の社会は格差社会といって、金の取れる者、取れない者の格差がどんどんふえて、いざ目が悪くなってからでは本当に失望してしまう世の中。しかし、一人のためにあれただけの皆さんが力になるということが、私も今

まで生きてきた中で、子供が障害者を持ったということは相当のプレッシャーになるわけで、大変勇気を与えられて感激しております。

そういう中で、さて、ボランティアの問題を始めたいと思います。この間、全町に学校応援団、学校支援ボランティアということで長瀬第一小と第二小のボランティア、長瀬中の学校支援ボランティアというのは、ここに書いていないのですけれども、それで、そういう点ではどういうふう考えているのか。これに載っていないでしょう、長瀬中学校のボランティア。載せるべきだと思うのです。それでやってほしい。

それで、11月の毎日新聞に「君たちの声を光に：全盲教師の1年」、「支えられ教壇に立つ」ということで、朗読ボランティアで川田さんという人が、この人も私知っている人なのですけれども、川田伊佐男さんが朗読ボランティアということでやっています。こういう問題で、これからまたまた毎日新聞やいろんな新聞で、これこの新聞だと、もっとまた12月には載せるということで、大変いい記事だと思うのですけれども、これについてどう思っているかについて、簡単ですから答弁を願いたい。あともう一つは、県は2名の国語教師を配置してくれたと。町は、これからどういうふうな予算づけをするかということで、ぜひ教育予算については、一生懸命やると町長も言っていますけれども、これ11月14日の新聞の投書なので、ちょっと読み上げますけれども、これについては答弁はいいです。

米百俵は、幕末から明治初期にかけて活躍した長岡藩士、小林虎三郎さんによる教育にまつわる故事ですが、これを持ち出すまでもなく、教育は将来を担う人材の育成に不可欠なものであり、厚い予算の裏づけが必要です。財政難の折、各自治体では厳しいものがあると思います。しかし、虎三郎さんは「百俵の米も、食べばたちまちなくなるが、教育に充てればあすの一万、百万俵となる」というとおり、現在の辛抱が将来の利益につながることは言うまでもありません。つきましては各自治体において、町において、来年度予算を編成する上において、教育予算の増額について特段の配慮を願うものですということで、私は、町長も言っていますけれども、来年度の予算についても含めて、やはり教育長が教育の問題については、遠慮なく町の執行部に予算をつけろ、予算をつけろと一生懸命言ってもらいたい。そうでないと今までの教育長は、町の執行部に遠慮して教育予算を削ったり、教材費を削ったり、小中学校の修学旅行の援助も値上げしないだり、そういうことをやってきた。ぜひ教育長は、教育予算については特別大きな声で出してもらいたい。よろしく願います。

では、答弁をお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） では、お答えいたします。3点あったかと思えます。

1点目は、学校応援団、学校支援ボランティア募集という、私も今チラシを持ってきたわけですが、先ほど町長のあいさつの中にも触れていただきました。これは、今年度2つの小学校に、今までいろんな支援でボランティアをしていただいていたわけですが、そういったものを全部まとめて、総称して学校応援団という形で組織を一応改めたというのでしょうか、そんな形になっているわけですが、大きな特徴は、今まではそれぞれの団体がそれぞれの支援を、例えば朗読は朗読、図書の整理は図書の整理、いろんな団体があったわけですが、そういったものを全部一まとめにするコーディネーター役を置きましょうという、そういった取り組みでございませう。中学校は今回入っていないわけですが、中学校は作りませんというわけではなくて、中学校も来年度へ向けてこういった組織をつくっていく、立ち上げていくという、そういう動きをしているわけですが、本年度は、こ

これは県のほうの事業の補助も絡んでおりまして、両小学校に学校応援団設置という形で動きを始めていただきました。そんな形で、10月の28日でしたか、最初の研修会を開きまして大勢の方にお集まりいただきまして、今まで既に行われているさまざまなボランティア活動につきまして紹介をさせていただきました。両方の小学校で本当にたくさん、年間通しますと非常にたくさんの支援をしていただいております。さらにこれを広めていっていただければ、非常にうれしいなというふうに思っております。

それから、朗読ボランティアにつきましては、新井淑則先生との絡み、関係でのご質問かと思うのですが、新聞で紹介もされておりましたけれども、新井先生が失明されてからずっと地元で、皆野町の中で新井先生のそういった活動に対して支援を続けてきた団体が、サークルというのでしょうか、ございます。そういった方たちが、新井先生に対して朗読ボランティアという形で支援をずっと続けてきておりますので、そういった方たちの活動の延長が、長瀬中学校へ赴任をされても続けていただいていると、それは非常にありがたいわけでございます。長瀬の中にも、朗読についていろんなテープの作成をしてくださる方ですとか、団体があるのは承知しているわけでございますが、新井先生と個人的なつながりがずっとできておりますので、引き続き朗読ボランティアにつきましては、新井先生のほうで個人的に支援をしていただいていると、そういった状況でございますので、それは不都合がもし起きてきた場合には、また考える必要もあるわけなのですけれども、現在は現状のままで引き続きお願いできればというふうに考えております。

それから、町の予算づけの中で教育予算ということでございますけれども、もちろん多ければ多いにこしたことはないわけですけれども、少なければ少ないなりに工夫をしながら、いかに効率よく学校、子供たちの環境を整備していくか、そんな点を考えながら、いろいろ研究してまいりたいなというふうに考えております。いろいろまたご指導のほど、よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今までの教育の問題については、先ほど言ったように将来の子供たちの発展のためにも、やはりいろんなところで教育問題は気軽に話せるような場をつくっていただきたいと思いません。

時間の関係で、3番目に入りたいと思います。ネットを使った生徒間のトラブルについて。学校裏サイトや電子メールなどのネットを使った生徒間のトラブルがあることを耳にしますが、当町ではこの問題にどう対応していくのかお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 今のネットについてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

既にインターネット、あるいは携帯電話等が子供たちの間で使われるようになりまして、もう日にちが大分たつわけでございます。そういった中で、新聞報道等ある前から、既に学校現場ではいろんなトラブルに遭遇して、解決に当たってきたわけでございます。長瀬中学校でも、生徒指導委員会、生徒指導担当等を中心に組み組んで、指導してまいりました。そんな中で、教育委員会としての見解も出してもらえると学校としてもやりやすいというような意見も、ことしの春の青少年健全育成会議ですか、そういった中でも出してもらったりしておりました。それから、小内教育委員長さんも教育委員会の会議の中で、やはりこの問題について非常に関心を持たれて、何とかしたいということでご意見をいただきまして、9月の定例の教育委員会におきまして一つの指針を策定いたしまして、各学校に連絡を通知いたしました。

その指針の内容でございますけれども、1つは発達段階を考慮し、小中学校においては学校への児童生

徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止します。2つ目、学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮します。3点目、ネットいじめ、ネットトラブル防止について。家庭では、まず携帯電話の必要性、危険性について子供としっかりと話し合い、必要がない限り持たせないようにすることが重要です。持たせる場合には、携帯電話やネットの利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底してください。特にフィルタリングについては、その必要性を理解、認識し、子供が利用する携帯電話、パソコン等については必ず設定してください。なお、家庭内でのルールづくりの参考例を添付しました。こういった文書を学校に送り、学校を通して各家庭、生徒、児童への指導をお願いしたところです。つい最近ですけれども、12月に入ってますか、第二小学校では指導者を招いてネットトラブルの学習会を開いていただきました。児童はもちろん、保護者の方にもお聞きいただいたというふうに伺っております。第一小学校でも、同じようなことを考えているようでございます。

それから、中学校ではこういったことも踏まえて、無記名でアンケート調査等もしております。その幾つかをちょっと見ますと、携帯電話を持っていた生徒の数ですが、1年生で54%、2年生が77%、3年生が60%、平均しますと62%という数字が出ております。このうちに、先ほど申し上げましたフィルタリングをかけているのがどのぐらいかといいますと、持っている者のうちの1年生は68%、2年生は17%、3年生は20%というふうに、学年によって大きな差が、開きがございまして。これは、携帯各社の取り組みがそのまま来ているのかなと思うのですが、批判が出てから携帯各社は、基本的には買うときにはフィルタリングをつけるという方向に変換されました。その辺から来ていると思うのですが、1年生と2、3年生の間では、大きな差が今出ております。この辺は、保護者への啓発活動等を通して、さらにこの率を上げてもらえれば良いなというふうに考えております。

それから、トラブルの関係でございまして、学校裏サイト等、嫌なことを書き込まれたことがあるかという質問に対しては、全校で4名の生徒が「ある」というふうに答えているようでございます。こういったことに関しましては、担任等を中心に具体的な、個別的な指導等を入れてございまして、また気づきましたらぜひ、これはなかなか見えない部分がありますので、情報をいただかないと対応できないという部分がたくさんございまして、ネットトラブル等につきましては、各家庭での監視、あるいはこういったところにアクセスしないような注意等、これからは必要ではないかなというふうにも考えております。

それから、こういった、これは県教委のほうでつくられたパンフレット、県教委ではないですね、子供を守り育てる体制づくりのための有識者会議というところで、「お父さん！お母さん！お子さんのケータイ・ネットの利用は大丈夫ですか？」、こんなパンフレットも、これは各校を通して配付し、あるいは保護者会等でお話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

最近NHKのテレビで、東京都や大阪府の知事さんが携帯電話の状況なんかについて説明の中で、東京都は大体38%の小学生が持っている、中学生は66%、高校生になりますと96%が持っているという、NHKで報道しました。私は、今この携帯電話の姿を見ますと、国道を通っても高校生やちょっと若い人たちが、年じゅう携帯電話を持って歩いて、しゃべりながら歩いているという姿、交通事故のために、携帯電話は運転中にはやらないということでやっていないのですけれども、そういう姿をすごく見て、もう年

がら年じゅう携帯電話でやりとりしてはメールを送っている、そういう姿を見えています。携帯電話のことでは、余りこれからはやっぱり保護者や学校、それから地域で話し合わなければならないけれども、特に質問項目にはないのですけれども、この問題とつても、私は教育委員会の問題でちょっと言いたいと思います。

この条例見ますと、長瀬町教育委員会会議規則、教育委員会は、今長瀬に教育委員というのが5人いて、教育長も含めて5人いるのですよね。それで、月1回の教育委員会をやるということになっています。それで、教育委員会の傍聴規定もありまして、傍聴は開会10分前に受け付けてやるという、まずはこの会議規則にあります。ですから、教育長さんをお願いしたいのは、新井教育長は今まで長瀬中の校長もしたし、秩父郡市の学校をめぐるって歩いて、秩父地域の教育の問題についてのいろんなことは話されてきたと思うのですけれども、特にお願いしたいのは、我々町民は、教育委員会はいつ、どこで、どういう話がされて、その会議規則で公表もしなくてはならないというふうに書いてあるのです。傍聴もできますと。だから、教育委員会は5人の教育委員がいて、その人たちがどんな話し合いをされたかということ町民に知らせるべきだと思うのです。

皆さんもご存じのように、長瀬町財政健全化対策委員会で報酬審議会とあって、教育委員の報酬はご存じの人はおりますけれども、教育委員会委員長が、この条例ですだからね、この前幾らか減額されましたけれども、月額というか、月給、委員長は1万3,500円もらっています。教育委員は、4人は1万400円もらっているのです、月。ですから、私たちはこの教育委員会の問題については、今までタブーではないけれども、言いづらいというか、偉い人が教育長や教育委員をやっているということで、皆さん意見出ましたけれども、この前の、やはりこれもNHKですけれども、教育委員会委員の席を役場に設け……

○議長（大島瑠美子君） 渡辺議員さん、通告の……

○10番（渡辺 強君） ちょっとすぐ終わります。こういう席を設けているということもなったので、ぜひ教育委員会の公表、どういう話し合いをなされたかをやってほしいのですけれども、その考えをお願いします。

今厳しい財政の中……答えだったら、今答えられないのだったら答えなくてもいい。要するに教育委員会を指揮、監督するのは、教育長なのですよね。それで、教育委員の仕事というのは……

○議長（大島瑠美子君） 渡辺議員さん、ネットを使った生徒間のトラブルについてというのが通告の質問なのです。

○10番（渡辺 強君） だけれども私は、いい、教育委員の仕事というのは、もう給食センターから学校の管理から、全部が教育委員会の仕事なのです。かかると書いてあるのです、ここに。ですから、ぜひ回答できたらお願いします。

○議長（大島瑠美子君） その発言の内容は……

○10番（渡辺 強君） 以上です。

〔「渡辺さん、答えなくてもいいというならいいんじゃない」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いや、今答弁できないのだったら答弁なくて。

〔「いいというんだから、それでいいんじゃない」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いや、できるのならしてもらいたい。

〔「いいんだ、いいんだ、無理に。いいよ。またゆっくり後から話せばいいよ。」〕

いんだから」と言う人あり]

○10番（渡辺 強君） だから、時間がないから私はそう言っただけであって、答弁できますか。

〔「答弁できないとは言えないんじゃないの」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） ちょっと一言、では言ってください。

○議長（大島瑠美子君） では、教育長。

〔「わかりやすくね、ばしっと」と言う人あり〕

○教育長（新井祐一君） 教育委員会、教育委員さんの会議そのものは、月例で毎月3階の会議室等を使って行っております。ですから傍聴のご希望があれば、いつでも傍聴していただいて結構でございます。告示をしておりますよね、ですからそれに従ってやっていただければというふうに思います。

それから、公表ということでございますけれども、今年度からでしたか、会議について、あるいは委員会の活動について、点検評価して報告をなささいというようなことになっておりますので、今年度分につきましては2月ぐらいの委員会で検討しまして、3月の会議には報告をしたいなというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） これについてもう一回。私は、これまだ回答を本当は欲しいけれども、いいですから、時間の関係で28分までと議長に言われましたので。私たちも本当に勉強不足であれなのですけれども、教育委員会というのは、膨大なる仕事があるのです。

○議長（大島瑠美子君） 済みません、ネットを使った生徒間のトラブルについての通告なのです。

○10番（渡辺 強君） いや、だから私が言っているのは、教育委員の仕事は給食センターのことから学校教育の指導から、児童生徒の就学に関することとか、校長、教職員の研修の問題から、すごいのです、これ、仕事。ですから教育委員会の、やはり町民にわかりやすく知らせて、私たちは今財政難の中では、教育のことがきちんと伝わるようなことでやってほしいのです。次に、では入りたいと思います。

次に、4番目、荒廃農地対策について。長瀬町も毎年、農業従事者の担い手不足、高齢者の進展などにより、荒廃農地が増加しているようです。昨年12月議会の質問の中で、美里町の荒廃農地に関する条例を参考にして、農地の荒廃防止や優良農地を確保する対策を早急に進めてほしいと提案しましたが、その後の対応状況について伺います。

また、農業委員会と町との協働で農地の荒廃防止に取り組んでほしいと考えていますが、どういう状況なのかについてお答え願いたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員さんの質問にお答えいたします。

まず、1点目の美里町の荒廃農地を管理する条例を参考にして、農地の荒廃防止や優良農地の確保をする対策を早急に進めてほしいと提案しましたが、その後の対応状況についての質問ですが、美里町荒廃農地の管理に関する条例につきましては、指導、勧告、命令、除去等の措置を段階的に講じ、所有者が除去等の措置に従わない場合は町が除去等の措置を講じ、要した費用を所有者から徴収するものでございます。以前にも議会で答弁させていただいておりますが、荒廃農地につきましては農業委員会で毎年8月1日現在の遊休農地調査を行っておりまして、調査結果をもとに遊休農地の所有者に直接面会して、今後の農地の意向調査と耕作再開を呼びかけております。また、ここ数年で見ますと、若干ではございますが、遊休農地は年々減少傾向にあります。こうしたことから、町が除去等の措置を講じ、措置に要した費用を所有

者から徴収するといった条例を制定するのは、まだ時期尚早であり、検討を要する必要があるのではないかと考えております。

次に、農業委員会と町との協働で農地の荒廃防止に取り組んでほしいが、お考えをとのご質問でございますが、農業委員会は農業者や地域の代表である農業委員で構成され、農業者と町のかけ橋となっている行政機関でございます。農業委員会では、農業委員の1人1反遊休農地解消活動を実施しております。また、遊休農地の所有者宅に農業委員や町職員で訪問し、意向調査を協働で実施しているところでございます。このように、現在でも農業委員会と町では協働で事業を行っておりますし、これからも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問です。

8月号、15名の農業委員が全町民に知らされます、顔写真が大きく載って。私が言いたいのは、この条例を制定するのを、私はこの前の質問でしたように隣の美里町のああいう条例をつくれば、荒廃農地で草がぼうぼう、桑が屋根まで届くようなほどになった人には、隣近所は言いづらいけれども、町ぐるみで農業委員が一緒になって、何とか切ってほしい、草ぼうぼうは問題だと言えるようなやり方をしてほしいのです。

そこで、お願いなのですがけれども、今長瀬町は、10年後はこの町で農業を、土地を持っている人が耕したり、ブドウをやったりできなくなる人がふえるのではないかと私は思っています。今の自民・公明の政治では、輸入自由化とあって、つくる人に対しては手厚い保護がなくて、みんな高齢化や、後継ぎがないのでやめていく。この間、長瀬地域でブドウをやっている人が病気になって、もうブドウつukれないということで、草ぼうぼうだということで自分から、みずからブドウの、すごい木になったブドウと、もう少し下の草木がざあと生えてしまって、日陰で、自分のお金で草を刈って、自分のお金というのは自分の労力ですね。事業団を頼んで、草を刈っている人の姿を見ているし、近所も日陰になって容易ではないと、こういう農地がふえるのではないかと私は思っているわけです。

そこで、農業委員の人たちは、はっきり言いまして15名、岩田地区は、長瀬地区は分担を決めているのです。だれだれ農業委員は宝登山区、長瀬区、5区はだれだれさんの農業委員が担当地域だと、そういう意味では農業委員たちが、自分たちの分担で言いづらいことをどんどん言って、耕せないならばボランティアでも、月額1万1,000円ぐらいの農業委員の手当はもらっているのですから、草を刈ってつけましようからやってくださいませんかというお願いに行ったり、いろいろやる必要があると思うのです。そういうことをやっているかやっていないかは別として、ぜひそういうのを進めてほしい。それで、町民にはこの農業委員の区割りをちゃんと知らせる広報を流してほしい、こんな顔写真ばかりではなくて。だれだれ農業委員は長瀬区、だれだれ農業はこの担当で、その人に、荒廃農地については苦情がありましたら言ってください、質問なら質問してくださいというようなことをやる必要があると思うのですけれども、それについてぜひ徹底してもらいたいのですけれども、それについてどう考えているのか、課長でもいいし、町長でもいいし、農業委員も議員がいますけれども。

〔「やっているよ、また同じ……」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） あなたが答弁するのではないのだよ、どうぞお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 先ほどの農業委員の担当区の箇所を公表したらどうかというご質問でございますけれども、これにつきましては7月19日に農業委員会の改選がございまして、その後の広報で、8月号でお知らせをしたわけでございますが、新しい農業委員会の開催時に担当区を決めてございましたものですから、広報にちょっと間に合わなかったというところもございまして、今回の8月号の広報には担当区というのは載せていなかったというのが現状でございます。特にどうこうということで載せなかったわけではないのですけれども、状況的にはそういう状況でございますので、担当区の公表は特に問題ないかと思っておりますので、農業委員会が毎月、例月で開催されておりますので、そちらの農業委員会等にも諮りまして、周知の方法等を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今、私がちよっと間違っただけを言ったかもしれませんが。というのは、長瀬町財政健全化委員会、去年おとし、合併しないのなら何を削って何をあれだという中で、農業委員会の会長費が1万4,000円だったのを1万1,000円にしたと思うのです。農業委員は月1万1,000円だったのを、はっきり言って9,900円ぐらいになったのかな、それで、そういう問題も町民が知らないのです。町民は、農業委員会は毎月会議やっているけれども、15人もいて何をやっているのだいというふうに聞かれまして、私もはっきり言って、恥ずかしいですけれども、答えられないのです。農業委員というのは、そんなに月、仕事があるのかというふうに思ってしまう、ああ、では忙しい仕事なのだと思います。ですから、そういう問題について、この会議規則にも農業委員会は定例何回やるとか、議事録もとる、それで報告するということになっているのですけれども、意外と町民は知りません。今町の財政が厳しい中では、農業委員の15人に、相当この荒廃農地の問題で力になってもらわなければならない状況です。歳出削減ということで、やっぱりボランティアの気持ちがあれば、町は今やっていけません。そういう立場から、ぜひこの広報なんかで農業委員会の仕事については、こういう仕事だということをもっと詳しく報道してもらいたいのですけれども、再度の質問ですから、よろしく願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ただいまの農業委員会の仕事の内容を公表したほうがよろしいという……

〔「地域も含めてね」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） そういうご質問でございますけれども、その質問につきましては先ほども申し上げましたように定例の農業委員会、これは告示をしまして、公開という形でやっています会議でございます。それに諮りまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 次の質問に入りたいと思っております。5番目、定額給付金の支給について。

総額2兆円の定額給付金について、所得制限の取り扱いを各市町村にゆだねるとした与党合意に対する自治体への丸投げに、不満や批判が続出しています。このまま実施されますと市町村が混乱することが目に見えますが、町として制度の見直しを求めるなど意見を国に上げてほしいが、考えを伺います。町長、よろしく願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたしますが、全く渡辺議員と私たちも同じ考えを持っておりまし

て、突然その定額給付金というのが2兆円出てきまして、この配分についてはまだ具体的なものについては、どういうふうにするかということについても事務方で詰めていると。これは、はっきり言うと私たちが、例えば私が来年選挙がありますよといったとき、このお金を配ったとすれば公職選挙法に抵触することは間違いないと思うのです。国だけがそういうことがないということについては、非常に私は遺憾な金の配分の仕方だと思っています。

詳細につきましては総務課長が認識をしておりますので、総務課長のほうから具体的なことについてはお答えをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、定額給付金の支給についてのご質問にお答えいたします。

去る11月28日に国から都道府県等への説明が行われ、それを受けまして12月2日に埼玉県から市町村への定額給付金の支給についての説明が行われたところでございます。報道等にもございますが、現時点では所得制限を設けるか否かは市町村の判断、速やかな支給、できれば年度内、申請や交付の方法等、市町村事務の簡素化を図るなどの概要は決められておりますが、詳細につきましては市町村からの意見聴取等を行い詰めていく方向のようでございます。いずれにいたしましても、国の補正予算が年明けの通常国会に提出され、成立された後に事務を進めていくことと思われまますので、町としては今後の国の方針等を注目してまいりたいと考えております。

なお、国への意見、要望等は、埼玉県や県の町村会を通じて総務省の定額給付金実施本部に申し入れを行っているところでございます。主な要望、意見といたしましては、まず住民の皆さんが申請に当たり手間や混乱を少しでも招かない方法としてもらいたいこと、町の事務としては簡素で速やかな対応ができること、それ相当の事務費の交付などについてでございます。

以上でございます。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

○6番（新井利朗君） 子供議会の開催について、町長にお尋ねいたします。

現在町内の小中学生は、10年前に比べ約3分の1減少しておりますが、熱心に通学し、勉強や運動に取り組んでいます。平成13年に開催された中学生代表による子供議会では、子供の目から見た現在の問題点、また将来の郷土に対する期待と過程の取り組みなどについて活発な意見が出され、町政の取り組みや事業の推進に大変寄与しています。子供たちもよい経験になり、将来に役立つことから、次代を担う子供たちの育成のためにも子供議会を再度開催してはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

子供議会の開催につきましては、平成9年度の役場新庁舎の完成に伴いまして、第1回の子供議会が平成9年6月18日だったと思っておりますが、開催をされ、私も傍聴した記憶がございます。2回目が、13年の1月17日ということになります。いずれにしても、次世代を担う子供たちがこういう議会等について興味を持ち、いろんな意見を発表する機会を与えていただくということは、非常に結構なことだというふうに思っています。私たちも、そのことについて異論を挟むつもりは全くございませんで、教育委員会とも協議をし

て、進めていけばいいのではないかなというふうに思っております、これから調整をしたいというふうに考えておりますが、県、町の学校の、例えば中学にしても非常にいろんな一年じゅうの事業といえますか、そういうのを年初に計画を立てて、それに従ってやっているという状況のようでございますので、このことにつきましても改めて教育委員会と学校等々の意見調整等をしていただいて、町との調整をしていくということがこれから大事なのではないかなというふうに考えておりますので、教育委員会窓口で学校サイドとの協議をしていただくように、検討をお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 教育委員会を窓口で検討していきたいということでありまして、先ほども申し上げましたように大変よい経験になりますし、将来に子供たちが大変役立つことでもありますので、確かに決まれば学校も生徒も、それから職員の間でも大変かと思っておりますけれども、大事な意見を聞けるチャンスでもありますので、ぜひ実現に向けてご努力していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

では、2番のほうに入ります。秩父広域市町村圏組合の損害賠償請求について、町長にお伺ひいたします。先日の新聞で、秩父広域市町村圏組合がごみ処理施設建設工事の入札に絡んで、東京高裁から談合が認定されている業者に対して、約14億円の損害賠償請求を行ったとの報道がされました。長瀬町でも建設工事に係る相当の金額を支出し、損害を受けていることと思っておりますが、事件の経過と町の支出額をお伺ひいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

これは、先日広域の理事会がございまして、その業者のほうで、このことにつきまして判決が出たことに対して不服ということで、高裁に控訴したということでございます。それを受けて、秩父広域市町村圏組合の工事につきましても不正があるという認識のもとに損害賠償の請求を行ったという報告を受けまして、私たちにもその決断をしてほしいという理事会での要請がありまして、平成20年の10月の28日に協議をいたしまして、平成20年の、ことしの11月10日に損害賠償請求を関係する5社につきまして、損害賠償の請求を行ったという報告を受けております。具体的には、私たちが、広域の議員さんもおいでになり、何かお話を聞きますと、議長を齊藤議員がおやりいただいております、議員の全員協議会でお話を申し上げるといふことがありますので、ここでは避けさせていただきますが、いずれにしてもその談合事件が、長い間このことにつきましては審理が続いております、14億に近い金額になろうかと思っておりますが、裁判を起こしたという事実をご報告申し上げます。

細かいことにつきましては、齊藤議員のほうからお話を承っていただけると、時間的なこともありますので、そういうふうにお願ひできればと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） ぎりぎりの線で、例えば結局市町村圏組合は一部事務組合という別のものであり、議会も構成しているのです、そういう中からの十分な回答は得られるとは思っていませんけれども、お答えいただきましてありがとうございます。

ちょうど先日ある資料の中から、ごみ処理施設建設工事の進捗状況ということで、これはもう着工から竣工までの、いわゆる平成6年に着工して、完成したのが平成9年ということで丸4年かかっている。そ

の前の検討の段階からですから、相当な部分あったかと思えました。それと同時に、この斜面が、非常に使っての山の中での焼却施設でありますので、大変な資金の投入もあったかということで、その90億が少し余計にかかっていたように報道されていましたが、実際のところ談合でこのぐらいになってしまっていたというのを、無理からぬ数字を見てしまうのです、こういう絵図面から見てしまうと。でも、結局そういうふうなことが、監査委員の専門家からの指摘でありますので、なかなか一部事務組合のことは我々町民にも広報されにくい部分でありますので、これからも町報等を使って、適宜必要なことはお知らせいたしたいという意見を述べるにとどめておきます。後で広域会議議員の齊藤議長並びに野原議員等に、また質問を受ける機会が、質問というか、説明を受ける機会があるということでもありますので、その辺でももう少し詳しく聞いていきたいと思えます。

私の質問はちょっと中途半端になってしまう状態なのですが、一応これで終わります。何か補足していただけますか、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 職員も含めて、一通りの概略のことだけのご説明申し上げるほうがいいかなと思ひまして、この事業は、秩父広域市町村圏組合の落札率というのがございまして、この落札したのが99.83%だったわけでございまして、5社以外が受注した平均の、いわゆるクリーンセンター、ああいう施設の落札率というのが、平均すると89.76%になったのです。その差額が10.07%というのは、これが損害に当たるだろうということを広域市町村圏組合では考えて、この数値を計算していきますと損害賠償請求額が9億237万2,790円というふうに計算上なりまして、完成してから今日までの期間の遅延損害金を5億600万円余という計算をしますと、両方で約14億1,000万円になるというふうに計算上なりまして、その金額をもとに裁判に打って出るという形をとったというふうに思っております。それ以外に弁護士費用だとか、そういうのが非常に多額にかかりまして、6,700万円ぐらいかかるという報告もあったわけでありまして、そういう状況の中で、非常に高い落札率であったという事実を反省の上に立って、このことにつきましては最高裁で争うという決断を理事会でしたわけでございます。

詳細につきましては、先ほど申し上げましたように齊藤議長のほうからお聞きをいただけるとありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 4番目の質問で、1つ目、行政改革について総務課長にお尋ねをいたします。

当町では、行政改革大綱・実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、現在までの進捗状況と実施効果等について伺います。また、3月議会の答弁で、委託料については削減の方向に向けて全体を見直して、その数値と削減できるもの、できないものを仕分けして提示するというような回答を聞いておりますが、その後見直しの状況についてどうなっているのか、あわせて伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 行政改革についてのご質問にお答えいたします。

初めに、9月議会以降の行政改革大綱・実施計画の進捗状況と実施効果ですが、住民活動と町の事業の推進といたしまして、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する学校支援ボランティア研修会を開催したところ、学校応援団員として146人の方々が登録し、教育支援や防犯など、各種の学校支援活動をしていただいております。

続いて、繰出金の抑制策といたしまして、資本費平準化債の発行により、皆野・長瀬上下水道組合の下水道費に対する繰出金、負担金が平成18年度決算額2億7,480万7,000円に対し、平成19年度決算額は1億9,076万5,000円となり、8,404万2,000円の負担の抑制が図られました。この結果、実施計画75項目中、未実施がゼロ項目となり、着手が1項目減で28項目、全体で37.3%、実施済みが1項目増で47項目となり、62.7%となりました。今後も、着手から実施済みに移行できるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、3月議会で齊藤議員から委託料の見直しについてのご質問に対し、町長から、減らせるもの、減らすべきもの、減らせないものについて仕分けし、今年度中に皆さんに提示するという答弁がございました。平成19年度決算をもとに、各課に委託料の見直しについて照会しておりますが、なかなか削減方法がないのが実情でございます。しかし、これまでも委託料に限らず、歳出削減に職員一丸となって努力してまいりましたが、今後も課長会議、行政改革推進本部会議、予算編成等におきまして十分検討し、その結果を今年度中に提示したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 行政改革大綱についての質問では、全部手がつきましたというふうになっていますけれども、この中で先ほど答弁にあった学校支援ボランティアということでも一つの行政改革というふうを考えておられるようですが、確かにお金の多いか少ないか、出したか出さないかも一つは問題だと思えますが、こういった町の町民が、みんなして町をよくする方向に引っ張るというやり方も、一つの改革というふうに思われます。ついては、こういうこともこんなふうにやったらできるのではないかということで、いろいろやっておると思いますが、町の職員が庁舎の中の掃除の一部をやるとかいうことはやっておるわけですが、そういったことが職員の中から、こういうことはできるのではないですかというようなことの提案というか、そういうものは一個も出てこないのか、お伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 庁舎の掃除等につきましては、実施計画を策定する以前から一部、例えばトイレの清掃等については職員が日直の際に毎日清掃すると、それから以前は、役場の周辺の除草だとか、草の除草、そういうものもシルバー人材センターに委託しておりましたけれども、そういうものも職員でやるようなことはやらせていただいております。特に実施計画の中でということではなくて、以前からやらせていただいておりますが、これからもそういうような、職員から出てくるように期待したいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろいろ経費の削減につきましては検討しているわけですが、なかなかタイムリーな数字が出てこない。ただ、きのう岩崎県議から夜電話をいただきまして、し尿処理場が下水の共用と反比例して、水を使う水利権が1,000トンありましたものを、今使っているのが200トン前後ということになって、その余った水をどうにか使わせてほしいということで県議に動いていただいて、事務方と

いろいろ折衝しておりましたら、250しか出せないという話があったのをきのう県議が、夜遅くまで担当課の人たちを集めて検討した結果、多少事務方との意見の……聞き方、話し方の食い違いがあったということで、750で詰めができそうだという報告をいただきました。まだ確定ではございませんが、750トン使えると年間で4,500万円近い水道料金の減額につながるという数字が出ておりますので、県議のほうでいろいろ対策を考えていただいて、方向性としては、こういう方向でやると750いけそうだということで、詰めができそうだという話なので、ゆうべ事務局長の坂上氏にご報告を申し上げて、連絡をとり合いなさいという指示をしたところでございまして、これができる、また上下水道組合に対する負担金が長瀬町としても2,000万以上の減額ということになりますので、私たちとすればある程度金額的に、そういう大きなものが予定できるものについて頑張っていきたいと、それが一つあります。ほかにも、下水道の問題につきましても大口が、例えば長生館、それから宝登山神社等々につきましても、今供用開始が始まる、工事が始まるということになりました。こういうことも、ようやく詰めができている段階でございまして、また皆さんのご期待に添えるように大きな負担の、持ち出しの減額につながるよう努力してまいります。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいま町長からいただいたご答弁は、非常に前向きな答弁だと思われま。ぜひ水道料金が下がるなんていうことは、ちょっとできないと思いますけれども、余り期待を大きくすることも無理かと私は思っております。

ついては、もう一つの委託料の削減というか、見直しというか、これが進まないというか、できないというような答弁が総務課長からありましたが、どういうことをやって、どんなふうな障害があってできないとか、ただできないという話だとちょっと納得しがたいのですが、そのできないということについて、どういう理由というか、どんないきさつでできないのか、もう少し詳しく説明していただいて、努力するというような答弁というものは、やらないと言わないことの裏返し程度の答えであって、やりますという話には聞こえないわけです。そういったことなので、この理由というか、そこら辺をもう少し、例えば会議を開いてこうにやったけれども、こういうのはだめだとかいいだとかでこうなったとか、そういうような具体的な話がお聞きできたらと思っておりますが、最後になってしまうので、次の議会でもたやる予定にしますが、言えるだけというか、わかっているだけはお答えください。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 先ほどお答えいたしましたように、今各所管に照会しているところでございますが、なかなか削減の方法がないというのが実情でございますという答弁をさせていただきました。

委託料の必要性につきましては、技術的なものや効率性を重視したものが主なものでございまして、資格を有するものや高度な技術が必要なものが非常に多いため、なかなか見直しが難しいというものでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、今後も課長会議や行政改革推進本部会議、あるいは予算編成等において、さらに十分検討いたしまして、その内容等について……要するに委託の内容だとか、委託の必要性、見直しの方法等について、議会のほうにお示しできればと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今のお答えでは納得ができませんが、ルールによりまして3回という質問なので、この質問は打ち切りといたしますが、次会の質問に同じことを出しますから、そのことをよく踏まえて、あと3カ月後に議会が開かれますから、答えがきちっとできるようにご準備をお願いします。

次の2番目、長瀬福祉会ながとろ苑について、町民課長にお尋ねをいたします。ながとろ苑の増床工事が完了し、定員が79名にふえたということは皆さんご承知のことと思いますが、町内の入所希望者の入居状況について伺います。待っている人がいるのかいないのか。また、増床工事に係る借入金に対する損失補償の裏づけはどのようになっているのかということですが、これは町が1億3,700万円ですか、損失補償をしているわけですがけれども、他の団体は抵当権の設定がされていますけれども、町は何にもしていませんけれどもいいのかなと、単純な疑問です。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、ながとろ苑の増床工事に伴う町内の入所希望者の入所状況についてのご質問でございますが、増床工事は平成20年1月末から開始され、7月末に完了いたしました。その後、備品の搬入や諸法令の施設検査が行われ、9月下旬に特養内覧会を2日間にわたり行い60名の方々に施設見学をしていただき、本格的な入所は本年10月から行っているとながとろ苑から伺っております。10月から12月の入所者及び入所予定者数でございますが、10月8名、11月5名、12月は入所予定者を含めて13名で、ここ3カ月間の入所または入所見込み者の総数は26名となる予定です。このうち長瀬町の方は17名となっており、町内外の割合は7割弱が長瀬町の方ということになります。

続いて、増床工事に係る借入金に対する損失補償の裏づけはどのようになっているかのご質問ですが、町としては、次の理由により損失補償を行う必要があったと考えております。1つ目は、入所待ちの高齢者、もしくは入所待ちの高齢者にかかわる関係者の負担を解消することはもとより、今後高齢者人口の増加に伴い、ながとろ苑への入所希望が今まで以上に増加することが予想されるので、高齢者福祉の環境整備を充実する必要があったこと。2つ目は、本年6月12日に行われた第2回定例会でも町長がご説明いたしました。土地や建物を担保にして市中の金融機関からお金を借りる方法では、ながとろ苑の土地が借地となっている関係で増床分までは至らず、独立行政法人福祉医療機構から借り入れる方法を活用させていただきましたが、これには条件として町の債務負担行為が必要であったこと。3つ目は、平成18年の介護報酬の改定により、定員50人規模では経営が難しく、29床を増加することにより特別養護老人ホーム分の収入が年間で約1億円以上の増額が見込まれること。これは、ながとろ苑の18年度実績をもとに算出されたもので、特に過大な見積もりをしている数字ではないと評価でき、今までの50床に比べ効率的な運営が図られると考えております。また、入所者が確保できるかという点が心配されるかと思いますが、先ほどご説明いたしましたとおり、ながとろ苑への入所者が既に見込まれていることと、将来にわたっては65歳以上の高齢者数は埼玉県の高齢者支援計画によりますと、県全体で平成17年度が114万人、平成42年度には200万1,000人に増加すると予想され、今後も介護保険施設の需要は高いものと考えられます。

なお、損失補償に係る債務負担行為を町が行いましたが、これは万が一ながとろ苑が返済不能になった場合、町がその一定割合、またはその一部を補償することができるとしたもので、町の財政運営に支障が生じることのないようながとろ苑と定期的に連絡をとり、積極的に指導、助言を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今ご説明を受けましたが、町内の入所希望者が全部入れたのかどうかということのお答えがきちとなかったようです。

それから、増床工事に係る損失補償の裏づけということは、あそこが解散にならない、解散というか、返済不能に陥らない限りは大丈夫というようなお話ですが、そのことは中身をよく聞いてみますと、大丈夫は大丈夫なようでございますが、こういう疑問を持っている人もいますので、その大丈夫のことをよくわかるようにしていただきたいと思います。ちょっとなぞかけのような質問になりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） ながとろ苑の入所希望者のうち、どの程度長瀬町の方が入れたのかということでございますが、先ほども説明させていただきましたが、今まで待っていた方の中では17名の方が入ってきております。今現在、12月4日現在の待機者は、44名ながとろ苑のほうにはございますが、そのうちの長瀬の方、19名中6名は、12月中に入る予定になっております。残り13名の方は、まだお待ちいただいているわけなのですが、中には病状が悪化してやむなく入院をされている方、それからまだ家庭で、在宅でどうにかなるという方も含まれておまして、まだ残ってはおりますけれども、順次ながとろ苑のほうでも入所に結びつけるようにしていきたいというふうなお話を伺っております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ながとろ苑に、長瀬町内の人がまだ入りたいけれども、入れないという人がいるようですが、これは長瀬町のものではないので、町が自由にすることとは不可能かと思っておりますけれども、先ほど課長の答弁にあった指導というか、助言というようなことの権限をとる裏づけというものをきちっと働きかけて、やはり金も出すのだから口も出せるような道筋をきちっとつけていただくべきだと思いますが、このことについて町長はいかにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

以前の理事長でありました吉田さんとも、このことについてはいろいろ議論をいたしました。中篠さんを施設長として送り出したときに、町ではながとろ苑の体制、中身を精査したり何かする権限はないと、越権行為をするなというすごい指摘をいただいたことがあります。指導やご指摘ではなくて、希望を申し上げているのだというお話を申し上げました。その後、今近藤、前の町民福祉課参事が施設長としてお世話になっておりますが、これも天下りというご指摘もいただきましたが、そうではなくて、向こうの要望に私たちのほうがこたえたということをご理解をいただくように、答弁をさせていただいたところがあります。

それから、債務負担行為に係る問題につきましては、こういうことは自治体としてはかなり多く行っておりまして、自治体の土地所有ということが原則でないとお金が出せないという、そういうことにつきまして事業費の一部を債務負担行為で賄うと、いわゆる連帯保証人です。そういうことはよくあり得ることで、全体で3億ちょっとかかっている費用の中の1億1,000幾らですか、それを債務負担行為をするということは、29床増床することによって非常に効率的に運営ができて、先ほど課長からの答弁にもありましたように、1億円ぐらいの年間での所得といいますか、経費が上積みされるということに、経費ではない、収入がです。そういうことから考えますと、これは当然町としても協力をしてやっていく。町でも、その3分の1ぐらいの建築費用を出しているわけでございますから、そういうことから考えると、やはりこのながとろ苑と長瀬町というのは運命共同体であるべきだということを考えて、債務負担行為に応じたわけ

であります。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時05分

再開 午後1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 途中でお昼になったので、何かどこまでいったか少し頭が混乱していますが、3番目の質問に移ります。

ここでは、書類の審査や人事評価についてということで、総務課長にお尋ねというふうに書いてあります。町の通知文書、あるいは集計の結果等が、いろいろ会議とか、そういうところに資料が提出されたりしますが、誤字、脱字等の誤りがあるのを目にします。こういう文書を出すときに、出す人の名前は町長とか教育長とか、いろいろ書いてあるわけですが、決裁をする際に書類の審査ができていないのではないかと思います。その理由について伺います。

また、これは非常に勤務態度のお話しになりますが、会議等、勤務時間に居眠りをするような職員を見受けたこともあります。こういうことは、だれがどう評価して、どうやって育成するとか、そういうことがないようにするのか、その辺のことについて伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、書類の審査や人事評価についてのご質問にお答えいたします。

町から発信する通知等につきましては、町の文書規程、公文例規程等に基づいて行われております。文書の決裁の流れといたしましては、各担当者が起案、作成し、担当ラインの上位の職にある者などの回議、関係職員の合議等を経て決裁を受けております。なお、決裁区分は事務決裁規程で、文書や書類の重要度などにより定められております。

誤字や脱字のある文書を目にするということですが、公文書としては誤字や脱字があってはならないことは、最低限の基本的なことですので、起案者本人がよくチェックすることはもちろん、それぞれ回議、合議している職員、各課長も、今まで以上に厳重に審査を行っていきよう指導してまいりたいと考えております。

また、勤務時間中に居眠りをしている職員の評価ということですが、居眠りをしている職員はいないものと思っておりますが、そのようなことのないよう職員一人一人が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力で職務に専念するよう機会あるたびに伝えてまいります。また、仮にそのような行為が見られれば、上司や近くと同僚が注意するのは当然のことと思いますし、それ相当の立場の職員が指導をしてまいります。

なお、職員の勤務評定につきましては年2回実施しており、直属の上司が評定し、評価を行っております。具体的には、一般職の職員の場合はライン上の主幹、課長が評価し、管理職員の場合は課長、参事、教育長、町長が評価を行っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今いただいた答えは、非常に一般的な答えですけれども、現実的にそういうものが起こっているわけです。

もっと具体的に物を申しますと、曜日の間違い、これは教育委員会でありました。それから、字が非常に、日本語なのか、どこの言葉なのかわからないような字で書かれたものが出てきています。これは、長瀬町の保健福祉総合振興対策審議会、こういう立派な会議で、出てきているメンバーは地域を代表した面々が出てきております。そのときに、私はどうしてこれはそんなことまで詳しく言うてしまうかといいますが、特にこの保健福祉総合振興対策審議会というのは、委託料を使って業者に調査をさせて、回答書も業者につくらせたというふうに見受けられております。お金を払って委託をしてやった仕事が、まことにひどい。こういうことをやっているのは、金の無駄遣いに等しいというふうにも、考えようによってはそういうふうになります。ですから、実際に先ほど総務課長が答弁された、公文書というか、審査の規程というようなことを言うておりましたが、本当にやったのかどうか。本当にやっていれば、それをチェックする人が能力がないのか、まるっきり見なかったのか、その辺が非常に疑わしくなるわけです。ですから、そういう仕事をするというのは、お金をもらって仕事を本当にやる気でやっているのかなというふうに感じるわけです。それでないと、公僕、職員は町民に、あるいは地域の人にいろんなことを提供するというか、そういうふうな姿勢で仕事をしているわけですが、本当にこれをチェックしたのだとすれば、だれかがどこかで責任をとる必要があると思います。そういうふうな規定もきちんと設けておかないと、やった仕事が間違っても職員同士の中で、うんなあがうまくいけば務めはできるというようなことでは非常に困る。そのことについて、やったにもかかわらず出てきてしまったという話になると、これはどうしてなのですかということをお聞きできない。ですから、その辺のことについて、やったのだけでも、できなかった、できなかったのはなぜなのだろうと、こういうことをきちっとやらしてもらわないと、委託料まで使って業者使って、そういう業者を今後使っていくということについては、きちり見直しもする必要があると思います。この辺のことについて、担当の課長からまずお答えをいただきたい。

それから、町長にもお伺いをいたしますが、こういうずさんというところとちょっと言い過ぎかも知れませんが、そんなことで職が務まるということに対しては、私は遺憾に思います。この辺のお考えをお聞かせください。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 文書を作成する上で、現在パソコンというか、ワープロを使っておりますので、そういうものによる作成のための漢字を変換するときの間違いだとか、そういうものがあつたりするかと思います。

それから、定例文書の場合ですと前の文書を応用してつくったりするので、そのまま見落としてしまうというようなことがあるかと思うのですが、いずれにしても起案者はもとより、そのラインの関係者、決裁する職員の、さらに厳重なチェックをしていきたいと考えております。

それから、委託の関係はあれなのですけれども、業者がその会議等、完全な成果品かどうかはわからないですけれども、そういうものを提出するに当たっては、十分チェックして出すようにということは、指導していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今ご指摘のことは、確かに間々あるのではないかなというふうに思っておりますし、これを責任を逃れようという思いは全くございませんで、ただ日本、今そのワープロ、機械化が進んだということによる見落としといたしますか、当然そのチェックしなければいけない部分でチェック不能といたしますか、そういうことが、時間が忙しいと言えましょうけれども、そういうことがあるということは確かにあります。今、日本全体でもそういう問題が起きておまして、例えば総理大臣が、普通の我々が読める漢字を読み違ふようなことがいっぱい起きております。そういうようなことから考えて、それがいいということではない。私たちも、そういうことを他山の石として、心してこれからやっていかなければいけない。そういう問題も、やっぱりご指摘は確かにおっしゃるとおりでございますから、真摯に受けとめさせていただいて、これからより一層チェックをしていくということに尽きるのではないかなというふうに思いますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 非常に昨今不景気になっていまして、民間の会社ではリストラというようなことがされる、あるいはレイオフ、そういうことがされるというふうに言われておりますが、そういう仕事がちんとできない職員をこれからも使い続けるということをやめるのでしょうか。やはりそれでは、質の低下がちっとも改善をされない。ですから、その字を間違えて、ワープロを使ったからだめなのだとすることであれば、ああいう機械は全部取っ払ってしまったほうがいい。ということは、基本的に漢字を知らないとか、漢字を覚えていないとかいう人が多いのかなと。ですから、そういうふうな物の考え方でいくのだと、本当にやる気があるのかい、ないのかいという話になってしまうわけです。ですから、そこら辺が、信賞必罰、要するにできる者とできない者の区別をきちんとし、できない者についてはできる仕事をやらせる。できる仕事もあるはずですから、そういうことを、あるいは逆に課を統廃合して、チェックする人が少なくなってしまうとできないのだからどうかはわかりませんが、ワープロの機械にも字引の機能もくっついているわけですよ。ですから、そういうものを使えばこの字が間違いか正しいか、あるいは日本語は非常に難しいですけども、飯を食べる、食事をとる「箸」と、それから人間が上に乗って通る「橋」、字で書くと全く違うのですけれども、口で発音するとそんなに変わらない。ですから、機械に頼ることは利便性の上ではいいのかもしれませんが、機械に余り頼り過ぎてやっている仕事で、実際に能率が上がっているのかどうかということも非常に疑問です。

ですから、そんなことでやはりできる人、できない人、できない人はどうやってできるようにするか、この辺をきちんとやってもらわないと、町の中の会議に出てきた人が、こういう文書でいいのかいということも多くの方が言いましたね、あのとき。議員の皆さんは、その会議に出ているのは私が充て職で行っているわけですけども、そういうのはわからなかったかもしれませんけれども、こういうことが本当に、私が言いたいのは、やる気があるのかないかということなのです。字が間違い、人間の間違いというのは、92%の人間が間違ふということをよく言われますけれども、100あって2つの間違いならいいのだけれども、その間違いなんかはあっちこっちいっぱい間違っていて、それで会議の席上で、きちんと間違いがわかっていて訂正しますというのなら、まだチェックした後がわかるのですけれども、そのときにも大した訂正もないというようなことでは、これでは非常にお金を払って雇っている人間に価値があるのかいということになるわけです。そのことについて、町長もう一回どういうふうな、例えば今、本日手当が支給される日かと思えますけれども、そういう査定にきちっと反映させてやるということが必要だと思いますけ

れども、この辺はいかがにお考えか、お伺いたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 過去の例をさかのぼってということではなくて、これから先をどうするかということに尽きると思います。

職員の勤務評定につきましては年2回、先ほど総務課長から申し上げたようにやっております、いろんなご批判、それから職員の能力の問題等々についてのご指摘も真摯に受けとめさせていただきます。ただ、首にというお話がありました、私から、職員を解雇する権限を私に与えられておりません。そういう問題から考えまして、その手順を踏んでやっていくということになります。手順を踏んでやって、分限免職制度というのがあるとかないとかという話もありましたが、これ鳥取の知事からの発言でありましたが、結局裁判すれば120%負けるということが前提で、裁判をやってもいいのかという話にもなりましたが、そういう状況をかんがみますと、私たちとすれば今議員がおっしゃったことにつきましては、そのとおり受けとめさせていただきます、これからもそういうことのご批判をいただかないように努力をすることは当然であります。

ただ、そういう状況で、職員が緊張して働いていく、やるように私たちのほうからももう一度、ご指導ということではなく、ご助言をいただきましたことも含めて職員に伝えてまいります。そして、そういう状況を一日も早く、ただ、今機械化を外せというお話もありましたが、それは例えばの例だと思ひまして、お話としては承りますが、そういう流れの中で、その機械を外して手書きでやるというような状況にはならない、そういうこともご理解いただいている上の発言だろうというふうに思ひますし、そういう状況を私たちもしっかり対応できるような、職員の能力の問題等々も含めた深い考察をしていかなければいけない。ただ、先ほどから何回も申し上げているような状況を当然ご理解いただいのご発言だと思ひますが、発言としては重く受けとめさせていただきます、職員の教育については、能力を発揮できるような教育ができなかったというご指摘だと思ひますから、真摯に受けとめさせていただきます、これも頑張っていかなければいけないというふうに思ひます。

ただ、能力にはやっぱり限界があるということも、議員の方たちも職員との接触をされた上でお考えいただいているのかなと、そういう採用にさかのぼった問題というのが、今大きく問題としてクローズアップされるような状況が、各地区で行われております。長瀬町も私が就任したときは、定数96に対して104人の職員がおりました。今例えばケアマネジャーだとか、保健師だとか、そういう専門職を何人も採用いたしました結果で、90人という職員になっております。そういう意味では、機械化が進んだということも含めましても、職員の仕事の量としては、前よりはかなり多くなっているというふうに私は認識をしております。そういう中での誤字、脱字ということにつきましても、だから許せるということにはならないと思ひますので、もう一度気を引き締めて頑張っていっていただくように、私のほうからも指示をいたします。

〔「私は、時間はまだありますけれども……」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 4回目です。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 最後に一言申し上げて、やはり今町長が答弁をいただいた指導というようなこと、あるいはそういうことがあってはならないというようなお話ですが、この辺のことをぜひ今後、特に日本席においでの方の参事以下、課長あるいは管理者、いろいろな人がいますけれども、きちんと目を通して、町民が見てもきちんと仕事をしているというふうな理解ができるようなことをやっていただきたい。それ

でない信頼がなくなってしまうよと、あんなことやっていても給料もらえるのかいというふうな話に、これから不景気になると、余計そういうことが出てくるわけです。ですから、その辺をよく肝に銘じて、特に部下を持っている管理者、管理職はその辺をよく目を通して、またできない人には指導をするということもよく考えて、先ほど町長が言ったように、人間の能力には限界がありますということは言われますけれども、仕事は限界があると言ってはいられないわけです。ですから、そういうことを踏まえて、きちんとした仕事ができるように皆さん方の指導、監督を期待をして、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、5番、野原武夫君の質問を許します。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 一般質問順序に従ってお話し申し上げます。

1番、財政状況について総務課長にお願いします。平成20年度の一般会計決算見込みと平成21年度の一般会計予算編成の見通しについてお伺いいたします。これは、先ほど町長がごあいさつの中に、国会が大分おくれてというお話聞きましたが、私も質問のときには、そろそろこれは解決しているのだろうと思った質問が入っておりますが、そのことをご了承の上、ご返答をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、財政状況についてのご質問にお答えいたします。

平成20年度の一般会計決算見込みにつきましては、地方交付税のうち普通地方交付税や繰越金等の額が確定いたしまして、普通交付税は9.3%、繰越金は20.2%、前年度より増加しております。町税につきましては、米国発のサブプライムローン問題から世界的な金融危機の影響を受け、企業業績が大幅な下方修正を余儀なくされている状況を考慮いたしますと、法人税割等につきましては減額になると思います。収入済額を前年度と比較してみますと、11月末現在で法人税割につきましては約17.5%の減額になっております。町税全体では若干増額となっておりますので、今年度につきましては、今の段階ではございますが、大幅な影響はないと考えております。なお、地方消費税交付金につきましても前年度同期に比べ減額となっておりますが、総合的に判断いたしますと平成20年度一般会計決算見込みにつきましては、実質収支の黒字が堅持できるものと考えております。

続きまして、平成21年度の一般会計予算編成の見通しについてでございますが、平成21年度の予算編成に向けての基本的な方針につきましては、当初予算の編成に当たっての基本的事項を11月に、町長名で予算編成方針として職員に示しております。その主な内容といたしましては、現在の経済情勢は10年に1度の暴風雨と形容され、平成21年度以降さらに悪化することも予想されております。もともと脆弱な財政基盤の長瀬町が危機的な環境で運営することは非常に困難なものと予測され、自主財源の根幹をなす町税、それから地方交付税の確保は非常に厳しいものと考えられます。そのため、行財政を取り巻く未曾有の危機的状況を十分認識し、職員一人一人が危機感と経営感覚を持って知恵を絞り、新しい発想による収入確保のための取り組みやコスト削減、事務事業総点検による継続的な見直しを行い、住民ニーズに何が必要かを現場で感じるにより事業の優先度を決め、優先順位の高い事業に限られた予算を効率的及び重点的に集中させる選択と集中により、経費の節減、合理化に努め、行政サービスの維持、向上を予算編成に

反映させるよう通知したところでございます。

いずれにいたしましても、今まで経験したことのない大変厳しい経済情勢の中での予算編成になりますので、国や県の動向を注視し、慎重に歳入を見積もることが必要になると思います。議員の皆様におかれましても、引き続きご指導、ご協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 今大変厳しい内容のお話、先々の話いただきました。

19年度の決算ということで比較しますと、収入、支出の残高が1億6,000万ぐらい、六千四百何万円あったのですね。ことしも恐らくそのぐらいの金額がいくような話をちらっと聞いたのですけれども、その辺の金額まだ決まっていらないのしょうけれども、住民税が三位一体の関係でもって、このところずっとふえておまして、昨年度は約1億近い金が余計入ってきている。しかし、それに伴う支出も当然あるわけですけれども、そういった内容から見ると20年度もそこその金額、1億五、六千万はいくのではないかなという、財政の支出残が出るというふうに期待しておるわけです。これからまだ事業もあるわけですから、町長にも聞きたいのですけれども、残すだけが能ではないので、これからその1億6,000万の豊かな部分を使って、何かことしじゅうにやることあるのかどうかを聞きたいと。町長、ひとつお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） これからの事業という展開の考えということですが、当初計画を立てた状況で推移をしていきたいというふうに基本的には考えております。

20年度の決算見込みにつきましては、1億を超えるような状況になる、その一つのポイントといたしまして、滞納繰り越し分の収納率がどんと上がったという事実があります。今まで14%ぐらいだったのですが、ことしはうまくいくと25%、30%ぐらいいくだろうと、当初の予定額で1億2,000万ぐらい滞納繰り越し分がありました。2億を超えるような滞納繰り越しが、だんだん減ってそこまでいきましたのが今は8,000万台に、11月末で落ちております。それは、滞納している人たちの努力によって、徴収率が上がったというふうに本当にご協力を感謝申し上げ、それから滞納にならないように努力をしていただく一般の住民の方に、心から感謝申し上げます。そういうことが、やっぱり職員のほうもしっかりやっていかないと、そういうものについては予備群というのはいっぱいありますから、それを気を緩めることなく、これからも頑張るように税務課の職員には申し上げたところでございます。そういうことで、滞納繰り越しの部分が減ることが大きな問題点でありましたが、1億を早く超えたいというのが、ことし、どんとそういうことになりまして8,000万台という数値が、あと1,000万ぐらい上がっていただくような方法で年度末が迎えられると、繰り越し分はその分だけふえるというふうに私は単純計算をしております。

先ほどのような具体的な計画については、改めて追加をするようなことは考えておりませんで、皆さんに、もしご意見等があればお聞きをいただくこととなりますが、とにかく来年度が特に、来年、再来年度が厳しい状況というのが、今の状況で見ますと、これは国のほうの経済政策の根幹をなす地方をどうするかという大きなテーマになる。選挙の結果によって、先ほどから申し上げているような政党の選択、それから政党の経済政策の根幹が、地方を切り捨てるようなことが小泉内閣と同じように行われるとすれば、地方の疲弊はどっと進むと。しかし、これはそれをやれば日本の国家の形成をなさないというふうに私たちは思っておりますので、そういうことのないような選択をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても厳しい状況は変わりませんが、しかし私は長瀬町単独としては、財政的には底を打ってやや上向きになってきたという状況の中で推移をしておりましたので、それがサブプライムローン、リーマン・ブラザーズの破綻というようなことでは他山の石ではなくて、自分のところに直接降りかかるような地球の狭さというか、そういうものを今感じて、非常に危機感を持っております。これからもご指導をいただきながら、間違いのない財政運営をしていきたいというふうに考えて緊張しているところでございますので、ご指導よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 来年のことを考えると、そんな無駄な金は使えないということもあるでしょうけれども、大変な財政の中で、税務課では一生懸命滞納分徴収、ご苦労さまでございました。これからも頑張ってください。ただし、来年度は今度は逆にふえるのではないかという心配がある。景気がよければ、滞納しなくてもどんどん納められるのだけれども、納めようにも納められない部分が出てくる可能性がある、特にそれが住民税なんかに影響してくるのではないかなという心配があるわけです。一番根幹をなす地方税がカットされた部分の補充として出てきた住民税が減ってくると、これは大変なことになるので、その辺もお互いに注意しながら進めていきたいと思っております。

1つちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどからリーマン・ブラザーズの話が出ましたけれども、皆さんもご存じのとおりすぐ近所の東松山市でもって、社会福祉協議会が1億円の投資の失敗をしました。これは、長瀬町の外郭団体も含めてですけれども、そんな余裕の金のある団体はほとんどないと思うので、そういった運用はされていないと思うのですけれども、もしあったら困るので、その辺ちょっと聞きたいのですけれども、長瀬町の財政運用で、そういう失敗している、あるいは隠しているとか、そういう負の部分があるかどうかを聞きたいと思います。町長、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） 先ほどの野原議員さんのご質問でございますが、東松山の社会福祉協議会の例等で、そういう運用をされているのかどうかというご質問だったと思いますが、当長瀬町につきましては、特に私会計管理者の責務でもありますが、歳計現金等は確実かつ有利な方法で管理しなければならないという自治法等の規定がございます。それにのっとりまして、まず運用をさせていただいておりますが、資金運用しているものも実際でございます。ただ、それにつきましては保険保護法ですか、保険法……ちょっと名前は忘れましたが、そちらによりまして、1金融機関1,000万円とその利息、それが保護されるわけでございますが、それと借入金との相殺可能な額、その範囲内の額を基本として運用してございますので、もし相手がつぶれたりしても大丈夫なような運用をしてございます。社債等は一切購入してございませんので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 以上で、財政のほうは終わらせていただきます。

続いて、教育長にお伺いします。長瀬町の教育について、教育長が新任されて8カ月たちましたけれども、教育事務の統括者としての所信をお伺いしたいと、いろいろその後でお伺いしたいことが出ますけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 野原議員の質問にお答え申し上げます。

非常に大きな課題で所信をというふうに問われたわけですがけれども、いろいろ課題がありますので、その中から3点ばかり、その課題について今のところの考えをお話ししたいなというふうに思います。

1つは、一番最初に中国での地震の後、大きな被害が出ました。先ほども町長の話の中にも、子供たちの安心、安全という部分でのお話がありまして、耐震のお話もしていただきました。やはりこのことが一番大きな課題ではないかなというふうに思います。といたしても、これは非常に大きな財政的な部分を伴いますので、希望だけではかなえられないことでございますので、計画的にその辺ができるというふうなことを考えております。今年度、第2次診断を3校、3施設やっております。まだ結論の出ないところもあるわけなのですが、これで全部の第2次診断が終わりますので、その第2次診断が終わったところで、さらに補強計画についてはつくっていききたいなというふうに考えております。今年度の予算で、第一小学校の耐震補強工事の設計費については、予算措置をしていただいております。作業が進んでおるわけでございます。それから、この後の補正予算の中に、提案をしてお願いがしてあるわけでございますけれども、第一小学校の耐震補強工事に伴いまして、同時に大規模改修をしていきたいということで、その大規模改修のための設計予算を補正でお願いしてございますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに考えております。それをお認めいただけましたら、補強工事と大規模改修と設計をして、そして21年度の予算のほうに予算の計上をしていきたいというふうに考えております。ぜひよろしくお願ひいたします。

第2次診断の中で、1つだけいいニュースがあったのですが、今年度に第2次診断を行いました中学校の技術棟が、補強工事必要なしという結論が出ました。ですから、今まで予定していた建物の中から1つはクリアが出ましたので、多少余裕ができるかなというふうに考えております。施設面では、先ほど新井先生の関係も含めて、いろいろ細かい点では改善したい部分たくさんあるわけでございますけれども、とりあえず、まず第一に耐震関係ということで、そちらを最優先させていきたいなというふうには当面は考えております。それがある程度できましたらば、その次のまた目標ということになろうかなというふうに考えております。

2つ目なのですが、先ほどの学校応援団の話もしていただきました。あるいはボランティアの話もしていただいたわけなのですが、そういった、いわゆる地域の教育力ということがよく言われております。そういった部分で、地域の力をいかに結集して、学校教育、あるいは社会教育の中へ取り組んでいくかという、その部分が非常に大事なのではないかなというふうに思っております。学校応援団の細かいことにつきましては先ほど出ましたので、省略させていただきますけれども、そのほかにも、もう大分続いております中学生が町内の各施設にお邪魔してボランティアをさせていただく。これは、ボランティアをさせていただくと言いましたのは、この行事によって中学生が成長しているのです。そういう意味では、町民の方たちの教育力が、ボランティアを受け入れることによって中学生を成長させている、大事な事業ではないかなというふうに考えております。そういう意味では、多くの企業の方々に大変に感謝をしている次第でございます。ぜひこれからたくさんの子供たちに、そういった職場の中で、実際の仕事を通して中学生を成長させる、教育をする、そういう形でご協力をいただくと大変ありがたいなというふうに考えております。

それから、最近ちょっと耳なれない言葉なのですが、こういう「親の学習」というのが取り上げられています。「親の学習」というのは、ちょっとこれにも書いてあるのですが、中学生や高校生に対しては、将来親になる、そのための教育、もう一つは小さな子供さんを持っている親御さんにとって

は、親として成長していくための支援、そんなものを含めて「親の学習」という言葉を最近使っております。そして長瀬町の、これは県のほうの大きな事業になっていきますので、それとタイアップをして幾つかの事業をしております。例えば新入学児の健診のときに、その親に対して講演会を開くとか、あるいは中学生でいきますと、中学生の家庭科の時間の中で育児に関する部分があるわけですがけれども、そういったところで子供との接し方を学ぶとか、あるいはつい先日、教育講演会を行いましたけれども、金子保先生に講演をしていただきました。2歳児で言葉が出ない子、あるいは言葉が遅い子、言葉がふえない子、これはそこで手当てをする必要があるのだよというようなお話をしていただきまして、大勢の方に聞いていただきました。こういった、親、それから地域、そういった人たちの力が大きく教育の輪となって広がっていったら、長瀬町全体の教育が深まり、高まっていくのではないかなと、そんなふうに考えております。ぜひいろんな場面で、よく地域と学校の連携なんていう言葉がありますけれども、連携とただ言われても、なかなか中身がわかりにくいのですけれども、こういった学習に参加をしたり、学校応援団という、そういう一つの大きなボランティア活動の中の、自分のできる範囲でのボランティアに参加していただく、このことが非常に大事なのではないかなと、そういうふうに考えております。きのうも幾つかの施設、地域の方に植木の手入れをしていただいたりというようなこともございました。そういったことが全体を押し上げているのだなと、そんなふうに感じております。ぜひこれからも多くの方のご協力をお願いしたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つ、3点目なのですが、学校職員の、教職員の人事についてでございます。先ほども、町長さんも職員を解雇する権利がないという話がありましたけれども、教育委員会にも、町の教育委員会には、どの職員が欲しいからこれを採用したいとか、この職員はちょっと能力足りないから解雇したいとかと言いましても、思ってもできないのが現実でございます。そういった権限はございません。したがって、近隣の教育委員会との人事交流を通して、地域全体とのバランスをとりながら職員の配置をしていただくと、そしてその職員を校長先生のリーダーシップのもとに、いかにうまく使ってもらうかと、うまく生かして、学校教育のために職員を使うということが大事なのではないかなというふうに考えております。私も長年学校を預かってまいりましたけれども、その中で感じたことは、やっぱり職員を生かすことではないかなというふうに考えております。職員を生かすというのは、一人一人の職員が生き生きと、意欲を持って働く環境をつくってあげればというふうなことになるかと思えます。そのためには、私が心がけたのは職員その人の得意なところをできるだけ生かしてやると、そうしますと職員も、その気になってなかなか頑張ってくれたかなと、そんなことを感じております。こんなことを踏まえて、3校の小中学校の管理職を叱咤激励して、地域の皆様の信頼にこたえる学校運営をしてもらいたいと、そんなふうに願っております。

時間の関係もありますので、この3点に絞ってお話を申し上げました。今後とも長瀬町の教育振興のために、いろんな意味でのご支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 新井教育長さんには、ありがとうございました。教育というのは、教える育てると書く、そのとおりでございます。知育、徳育、体育ということで、いろんな問題点が種々あると思います。その中で、二、三ちょっと教育長さんに、所信の中の部分でお話したいと思っております。

最近、小中一貫校というようなことで、地域で大分話題になっております。小中一貫校にすると、それぞれプラスの面もあるし、マイナスの面もあるということで反対の話もありますけれども、将来子供たち

の育成ということに関しては、絶対マイナスではないと、ただし財政的な問題が相当ここにかかわってくるということがあります。そういった意味では、ブレーキになる部分もあると思いますけれども、ひとつ教育長さんに小中一貫校はどんなものだろうということで、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） では、小中一貫校について、ちょっとお話を申し上げたいというふうに思います。

小鹿野高校と、あの地区の中学校が連携なのです。あれは、中高連携というふうにいいます。小中一貫校の場合でも、小中一貫という形のところと、小中連携という形のところとあろうかと思えます。小中一貫校といった場合には、先ほど財政的な部分というふうにおっしゃられましたけれども、施設として、施設設備が小中で一体になった場合に、可能になるのではないかなというふうに思います。長瀬の現状を考えますと、長瀬中学と2つの小学校という形になりますので、小中連携というような形でいきますと、かなりメリットがあるのではないかなというふうに考えております。

先ほど、余り小中連携の部分につきましては触れなかったわけですが、学校応援団にいたしましても小学校で応援団を設置して、中学校のほうも発展させていきたいという話もあったわけですが、いろんな意味で小学校、中学校の連携を図ろうと今しております。ですから、一貫校までいきなり持つていくのは非常に難しいのですけれども、それに近い効果を上げるという意味合いで、小中連携を進めていきたい、高めていきたいというふうな取り組みが始まっておりますので、ちょっとその連携につきまして、連携の中身というのでしょうか、こんな連携を今していますよというような形で幾つかご紹介をしたいわけですが、実はきのう中学校で、新井淑則先生が授業をして、その授業を見てお互いに研究をする会、授業研究会というふうにいいますけれども、それを開催いたしました。こういった会を開くときは、必ず両方の小学校から先生方が見に来ます。ただ見て帰るだけではなくて、その後研究会を開くわけですが、両方の小学校の先生方が、自分が教えた子供が中学生になって授業を受けている、それを見ていろんな意見を述べてくれたりいたします。そういった形で、研究、協議が進められます。これは、小学校で授業をやりましても中学の職員も必ず見に行きます。そういった小中連携を、今職員の側では進めております。あるいは、ことしの埼玉県の人事異動の重点目標として、小中交流というのが取り上げられております。これは、小学校の教員を中学校へ異動させる、中学校の教員を小学校へ異動させるというような形になります。ただ、これにはそれぞれの免許の関係がありますので、いろんな条件がありますので、簡単にはなかなかいかないのですけれども、これが実現しますと、小学校から上がってきた先生が中学校にいきますと、1年生の子供たちは自分がよくなじんでいる先生がそこにいるわけですから、非常になじみやすいと、いわゆる中一ギャップの解消に非常に役立つ、あるいは中学の先生が小学校の職員室に入りますから、中学校の職員室の生徒指導の雰囲気も小学校へ伝わっていくと、そのような意味で、非常に効果があるのではないかなというふうに考えております。これは、また人事交流ができればいいなというところでありまして、ここも本当に先ほどの人事権の問題もありますように、私がこれはいいな、これがいいなと思ったところで実現できるものではありませんので、いろんなバランスの中で、できるだけ実現させていただいて、交流ができるとすばらしいなというふうに考えております。さらに進めば、先ほどの小中一貫教育につながっていくものとする、小中連携の中ではいわゆる教育課程、カリキュラムを組む中で小学校と中学校の先生が一緒になって組んでいくと、お互いの指導の内容がわかり合えて、より深い教育につながるのではないかなというふうに考えております。その辺をこれからの課題にしていきたいなというふうに考えております。

こんなところでよろしいでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 私がお願いしたのは一貫校のほうでございまして、それまでに至る連携というお話だったけれども、一貫校という話を申し上げたのは、教育の機会均等という意味で、非常に遠くのところから通っている子供たちがいるわけです。1時間かけて学校へ入ると子供たちもおります。すぐ近所だからという楽な子供もいるわけです。そういう意味で、一貫校にすれば長瀬全域にスクールバスを通すということで、非常にお母さんが、今子供を送り迎えする、そういった問題も解消されるし、ある意味ではそれが収入の方向に向かってもらえば、町とすれば豊かな町になっていくというふうに考えたわけです。ですから、いろんなメリット、デメリットを計算すると、そんな簡単にいかないことですが、方向性としては、ぜひ小中一貫校の方向に進んでもらって、町なかをスクールバスで通してもらい、ということで活性化を図っていききたいというふうに思っておりますので、この件については教育長、ひとつこれからも連携校から一歩進んでもらいたいというふうをお願いしたいと思います。

もう一つ、これは大阪府が、今、橋下知事、あの人がいろんなアイデア出して進めておる話なのですが、小中学校に、これは農空間保全委員会というものをつくりまして、あいている農地を提供してもらい、そして子供たちに農に親しんでもらおうということで、これから3年間で100校ばかりにふやしていくという方向を打ち出しております。そういう意味では、大阪府に比べると裕福ではないことは確かですが、そんなえらいコストをかけてやる問題ではないので、少なくとも遊休農地の解消にもなるし、地産地消の方向にも進むわけで、ぜひ子供たちに、私も農業委員会でもって歩いてみましたら、町が借り上げてくれれば幾らでも出すよという人がいっぱいいたのです。そういうことを考えると、町があっせんして農空間委員会みたいなものをつくりまして、子供たちに借り与えて農地をつくってもらうという方向性はいかがなものでしょうか。これは、時間の問題もあるわけなので、授業時間という問題。そういうことからすると、難しいところもあるかもしれない。しかし、先ほどの……体育の問題もこれ含めてもらって考えてもらうというふうに考えて、ひとつ積極的な方向性を打ち出してもらえば我々として、先ほどいろんな議員が農地の問題について言われていましたけれども、一つの方策としてはいいのではないかなというふうに思っております。これがいっぱいできて、自分たちの給食に持っていければと、そこまではいかないと思いますが、いずれにしてもそういう方向性だけは、ぜひ進めていってもらえればというふうに思っております。

教育委員会としては、そんなことはだめだよと、勉強のほうが先だよというようなことになる、それは学力が今余り確かではないという話が教育長のほうから、どこかに出ていましたね、中学も余り成績よくないというようなことが出ております。やっぱり親とすると、子供はいい高校に入ってもらいたい、いい中学校に入ってもらいたいというのが基本的な考えなので、推し進めるというわけにもいかないと思いますけれども、ある意味では我々とすればそういう方向性も出さないと、なかなか遊休農地解消にはつながらないということがありますので、ぜひご検討いただきたい部分でございまして、これは、教育長と同時に、町長にもひとつ所信のほうのといいますが、方向性についてお考えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。では、教育長から先に。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの、遊休農地を活用して学校農園をというような部分になろうかと思うのですが、実は大阪府ではなくて、埼玉県が推奨しております。ことしの7月15日に、埼玉県農林

部農地活用推進室というところから「みどりの学校ファームについて」という、こういったものがちょっと届いております。これは、先ほどのお話のとおりでございます。遊休農地を中心に、学校で農園をつくって子供たちに農業体験をさせようと、そういうことでございます。

これは、県と農協、JAのほうとのタイアップ事業になっておりますので、農協のほうでちょっとお金を出してくれるというような、いわば言ってみればおいしい事業ではあるのですが、実は先ほどもちょっとお話にありましたように、授業時数の関係というお話がちらっとありましたけれども、農業体験には非常に難しい部分があります。その一番の難しさは、農業は自然相手ですので、お天気次第なのです。したがって、計画をつくるのが非常に困難なのです。月曜日のこの時間には農業体験と組んでおいても、雨が降ったらできないのです。では、そのときに何の授業をやるのかといったときに、それを臨機応変にぱっぱと組みかえられる学校でしたらいいのですが、ちょっと規模が大きくなりますと、それが不可能になってしまいます。そういったような意味での難しさが、まず一つあります。

それから、農業をどの教員も、ではあなたが今度当番ですよと言われたときに、ぱっとできるかということ、できない人が非常に多いのです。そうしますと、せっかく始めても、人がかわってしまうともう荒れ放題になってしまうというような心配もちょっとございます。

それから、お米づくりもそうですけれども、本当に毎日毎日、畑、田んぼを見て歩くというふうにはいいですが、毎日毎日の見て歩く日常の管理、ではこれを一体だれがするのだろうか、種をまいて、植えて、植えっ放しで、では収穫といったときに、その間に管理がなければ収穫はできないわけなのですが、その間の管理を子供ができるのかどうなのか。では、ボランティアをとということで地域の方にボランティアで管理をしていただくとしても、それだけのことができるのかどうか。では、農業体験として種まきと収穫だけでいいのだろうかというような問題も出てまいります。そういったような意味で、非常にいいことはわかっているのですが、なかなか進んでいかないというのが現状でございます。全国的に見ますと、小学校では約80%近い学校が農業体験、あるいは学校農園のような形が取り入れられております。町内でも、第一小学校すぐ裏側に、かなり広い学校農園がございます。中学校では、全国では32%、非常に少なくなっています。これは、やはりそういった時間のとり方等の難しさが反映しているのではないかと、そんなふうにも思っています。

それから、条件として悪い条件がもう一つ重なってまいりますのは、学校教育基本法が変わって、学習指導要領が今度変わります。このときに、よく話題に出ています学力が低下したというようなことから、授業時数がふえていきますけれども、ふえる授業時数は国語、社会、算数、理科、外国語、体育がふえます。選択教科はなくなります。総合的な学習の時間が減ります。そうしますと、では外へ行って体験をするという時間は、必然的に減ってくるのです。今までのいろんな行事等で使っていた時間をできるだけ節約して使っていますけれども、新たな体験活動を取り入れるというのは困難になってくるような現状が今ありますので、非常に難しい点はあるのですが、現実に畑を持っている学校、学校農園を使っている学校、それはまたそれぞれ工夫をしながら、そういったものについて取り組んでいただけないかなというふうにご考えております。

みどりの学校ファームの中の説明の中では、ちょっと話の中では、全部の学校がということでもないので、つい先日、国道際にずっとパンジーの植栽をしてもらいましたけれども、あれなんかも、中学生もちょっとボランティアで手伝わせてもらいましたけれども、そういったことも含めて学校ファームというような言い方をしているようでございます。そこまで入れないと達成率が上がらないので、苦肉

の策なのかなんていうことも考えるわけですけども、そんな現状でございます。

いずれにしても、こういった農業体験を子供たちにさせるということは決して悪いことではないので、できる範囲で改善していきたいなど、そういうところでございますので、またいろんないいアイデアがありましたらば教えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今教育長がお話しになったことで、ほとんどのことがカバーできているのではないかと思います。非常に難しい状況の中で、土に親しむということは非常に人間の健康にとってもいいことだというふうに承知をしておりますので、私たちが子供のときには農休みという、1週間ぐらい農繁期に子供もお休みをして、うちを手伝うという制度がありました。今はそういうことが全くなくなっておりますし、それでいいのかどうかということも大きな問題だということで、真剣に教育委員会、県も含めて考えていただいていると、非常に安心をいたしました。この推移を見守っていきたいというふうに思います。

それから、私が新井淑則、全盲の先生をお呼びしたのは、情操教育に非常に問題があるというふうに考えておまして、手を挙げさせていただきました。これは加配制度という、これは知事の権限でやっていただいたということで、村田副教育長が、教育局ではこれ不可能でしたよという話をお聞きして、そのご配慮に感謝をしているところでございますが、そういう状況で、子供もよくあいさつをするようになりましたねという父兄からのお言葉もいただいて、非常にうれしく思っています。そういうことで、人を思いやる気持ちというのですか、そういうことをしっかり中学生の多感な時期に培っていくということは大切なことだし、この先生をご案内して、それが少しでも生徒のために役に立てばというふうに思っておりますし、加配制度が大きなプラス要因になっているということは、ありがたいなと思っております。

いずれにしても、学問だけが子供の発達のために必要だということではなくて、今お話になりました教育長が話したようなことも含めて、土に接すること、それから相手を思いやる気持ち、健康管理、そういうものがすべてうまくいって、一人前の子供ができるのだというふうに承知をしておりますので、またいろいろのご提案をいただいて、そのことにつきましても、いいことにつきましては積極的に取り上げる勇気を持つ、そういうところが地域の発展の大きな礎になるのだろうというふうに思っておりますので、ご提案のことにつきましてはありがたく受けとめさせていただき、これからもそのことについて教育委員会と検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） いろいろお話いただきました。ゆとりある教育という時代に、私たちは1回遭遇しました。しかし、そのときに果たしてそういうことができたかという、できなかった。今度ゆとりがないから、なおできないのだというようなことは、いつの時代でもあることです。

私たちは、前進をしない限り物事は解決しない、チェンジという言葉がある。オバマだけではなくて、我々もそういったチェンジの気持ちを持たないと、これからも財政的に困難になっていこうと思われ時代になり向かえないと思いますので、皆さんともども心して進めたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大島瑠美子君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、工事の落札業者等について総務課長にお伺いいたします。樋口地区コミュニティ集会所改修工事及び高齢者児童共生スペース施設建設工事の入札が行われましたが、落札業者名と落札金額、また工事費の財源についてお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、工事の落札業者等についてのご質問にお答えいたします。

樋口地区コミュニティ集会所改修工事につきましては、平成20年8月28日に入札が行われまして、落札金額332万円で株式会社野澤屋が落札いたしました。高齢者児童共生スペース施設建設工事につきましては、平成20年10月29日に入札が行われまして、落札金額2,390万円でアメミヤ興業株式会社が落札いたしました。なお、それぞれの落札金額には消費税は含まれておりません。

また、それぞれの工事の財源は、樋口地区コミュニティ集会所改修工事は県の貸付金でありますふるさと創造貸付金を充当する予定でございます。高齢者児童共生スペース施設建設工事につきましては、国庫補助金であります地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付限度額3,000万円の限度内ありますので、全額交付金を充当する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ちょっと質問の仕方がまずかったようなのですが、建設工事費がコミュニティ集会所の場合に332万ということですが、これは管理業務委託料ですか設計費ですか、そういうものをすべて含まれてでしょうか。高齢者児童スペース施設についてもですが、これ全部含まれているわけでしょうか。

ちょっと待ってください、2回しか再々ができないということですので、それからコミュニティ債につきましては一応600万という予算がついているわけですが、ただいまのご回答ですと332万円で野澤屋さんということになりますと、例えば管理業務委託料と設計費がついても600万にはならないと思うのですが、また高齢者児童スペース施設につきましても国庫補助で3,000万ですか、ついたということですが、そうしますとこちらについても同じことが言えるわけなのですが、これもし事前についた予算の範囲内ででき上がった場合に、お金が余るわけですね。その余ったお金の処理方法というのはどういうことになっているのでしょうか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それぞれの工事につきまして、設計あるいは管理が含まれているかどうかというご質問でございますが、樋口地区コミュニティ集会所の工事につきましては、昨年度設計だけ先に予算をとらせていただきまして、実施しております。今年度は、管理のほうはしてもらっていませんので、この332万円というのは工事費そのものでございます。

それから、高齢者児童共生スペースにつきましては、この落札金額は工事請負費のみで、設計及び設計監理については別の予算が措置されております。

それから、樋口地区コミュニティ集会所の予算、当初予算で600万円というような形でとらせていただ

いておりましたが、これは今回実施する部分以上にシロアリ等の被害が発生していると、それから手当するというのは大変な状況だと思われましたので、かなり多くの部分についてシロアリの対策をするような形で予算はとらせていただいたのですけれども、実際にやった段階では、当初設計の範囲でとりあえず入札させていただいて、決まって中の工事をしていただいている段階で、当初の設計の額の範囲でおさまるということですので、結果的に600万に満たない額になっているということでございます。ですから、入札のときに600万という額ではなくて、もっと低い額でやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 予算を組んだときには、コミュニティ債600万ということでたしか組みましたよね。ということは、コミュニティ債を600万は、借金ですけども、借りなかったということなのでしょうか、ちょっとそこのところよくわからないのですけれども。それと、高齢者児童スペース施設につきましても、当初の国庫、国の交付金、これよりも実際には、これだけの額がかからないと思うのです、設計費プラス管理業務委託料をつけます。その余った部分をどうするかという、ただいまその回答をしていただかなかったのですけれども、2回ということですので、非常に私もこれ焦ってしまいますけれども、コミュニティ集会所につきましても、前回6番議員さんがやりましたけれども、当時で坪80万弱かかっているのです。その後、表に出ている部分では、町のほうの持ち出しは23万5,623円、改修に2回でかかったというご回答をいただいておりますけれども、実施現実には地元の大工さんが、何回もボランティアであちらを直し、こちらを直ししたという話を聞いております。そういった中で、建築廃材ですとかビニールですとか、そういうものが下に埋まっていたということで、今回それをすべて取り除いて工事をしていただいていることになっているのでしょうか。そのままコンクリートを打つと、また前回のようなことが起こりかねないような不安があるわけです。そういった中で、坪80万もかけてつくったものが16年のうちで、もう何回も改修をする、また今回全面改修をするというようなことが出てきているということに、非常な不安を感じているわけです。

それからまた、その当時の業者さんが今度は高齢者児童スペース施設をやられるようですけども、こういったところで非常なる不安を感じているわけなのですけども、そういうところはどうか。何かお聞きするところによりますと、大体がこういう工事は丸投げで、入札にかかわった業者ではなくて下請屋さんがやるというお話ですけども、そういった町の事業ですので、町の業者にやっていただけるのが非常にいいのではないかと思いますけれども、投げてしまった場合に全く違ったところの業者さんが入ってくるという、そういったことで、ちょっと町の考え方として違うのではないかなというような思いがしております。

いずれにいたしましても、非常なる不安を抱いているということ、前の業者さんがまたお入りになったということで。それから、あとコミュニティ集会所につきましても、当初よりも非常に安い値段で業者さんが受けているということ、こういったところで前回の質問の回答の中で、品質保持のために今年度から最低制限価格制度というのを導入しましたというご回答をいただいておりますけれども、ここのところをしっかりと精査した上での、この332万というのが出たのでしょうか。いろいろ上へ行ったり下へ行ったり、2回という中で、私のほうが言葉足りなかったのだから、課長のほうが言葉が足りなかったのだから、ちょっとわかりませんが、そういったところで幾つかご回答をお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 樋口地区コミュニティ集会所の600万円ということで、その起債が600万円、当初予算で充ててありますけれども、これは最大限工事をやる場合を想定して予算をつけてございまして、先ほど申しあげましたように、当初の設計ですと600万円はかからないのですけれども、仮にシロアリのことですから、ほかのところにも被害が発生している場合が考えられますので、そのときに予算がなかったということで行くと、工事に影響が出てきてしまいますので、多目にとらせてもらいました。実際に当初の設計の額をもとにして、入札を行いました。このとき入札の予定価格が420万円でございます。これに対して332万円で落札したということでございまして、借り入れにつきましても600万円は予算上は設けてありますけれども、実際には332万円に消費税含めますから348万6,000円になるかと思いますが、340万円ぐらいの借り入れになると思われます。

それから、いろいろ廃材があったり、ごみがあったりとかというようなお話ですけれども、これはとれるものはとって、工事のほうは施工させていただいております。

それから……丸投げですか、こっちのほうは丸投げというか、樋口地区コミュニティ集会所のほうは受けた業者が実施しているので、ちょっと高齢者児童共生スペースについては、私のほうもそこまで把握できていませんので、お答えできないところでございます。

それから、同じ業者が……でしたっけ、何でしたっけ。

〔「前にしたところ、悪い業者がまたとったという話」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君） これは、指名をして、指名委員会で決定して、町長決裁をとって指名通知をしたものでございますので、これはどこがとるかはわかりませんので、何とも申しあげられません。

ほかに何かありましたっけ、何回も質問されるとあれですから。

○7番（大澤タキ江君） 高齢者児童スペース施設のほうの設計費ですとか管理委託料は、まだ出ていないわけですか。

○総務課長（齊藤敏行君） これは、設計ができたから工事が始まっているわけで、工事は、監理のほうは、設計監理というのは工事が設計どおり進められるかどうかというのを監督する、監理する委託でございますので、同時進行というような形になっているかと思えます。

○7番（大澤タキ江君） そのお金が、ちょっと知りたいのです。

○総務課長（齊藤敏行君） 額は、ちょっとすぐ私のほうは把握できていないですけれども……

〔「3%というふうに決まっているわけだろう」と言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） 3%と決まっているのでしょうか。

○総務課長（齊藤敏行君） では、担当の町民福祉課長に答弁していただくということでよろしいでしょうか。

○7番（大澤タキ江君） はい。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 共生スペースの設計の関係の費用のことですが、申しわけありません、細かいのをちょっと持ってきておりませんので、あれなのですけれども、計算式がありまして、それにのっかってやらせていただいております。

それから、先ほど補助金のほうを余ったら返すのかどうかというようなお話ですけれども、今交付決定をいただいているところで、額としてはまだ来ていませんので、町のほうとしましては所要額だけ請求して、3,000万というのも、例えば4,000万、5,000万のものをつくっても3,000万ということで、たまたま町

のほうで計画しましたのが3,000万以内だったということで、10割補助というふうな形になっているのですけれども、今の時点ですと、この間建物のほうを契約をさせていただきましたけれども、先ほど総務課長のほうが話しました落札額に、消費税入れまして2,509万5,000円に建物のほうになるわけなのですが、これで契約をさせていただきました、それから今管理のほうもあわせてやっていただいている関係で、そちらのほうにもお金がかかってきます。そういう建物だけではなくて、ちょっとほかの諸雑費も含まれることになっておりますので、そちらも含めてやりまして、変更というのは、大きな本当にどうしても理由がない限りやる予定はありませんので、返す予定です。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） もう2回してしまいましたので、ちょっと私の指針を申し上げて、次に移りたいと思います。

前回、前々回と、トイレの工事に係る質問をさせていただきましたけれども、最初は非常に安い値段で落札し、その後追加工事、追加工事というような形で、思った以上にお金がかかったという事実があるわけですし、またその中で、これは決まったことではございますけれども、管理業務委託というものが出てきます。それで、先ほどたまたま高齢者児童スペース施設の工事を見てまいりましたところ、全く長瀬町の業者ではない方がやっているのです、実際に。ですので、そういうのを見たときに落札をした業者が、こういう管理業務委託料というのは、落札をした業者に行くのかなという思いが私もいたしましたけれども、やはりやるからには、町の仕事だから町の人にやってほしいなという思いがございまして、特に今は本当にこういう大変なときですので、町の業者さんを使うような、丸投げでも結構です。ただ、町の業者を使ってもらいたいということ、これが一番の、私は思うのです。そういうこともやはり考えながら、やってほしいなという思いがしております。今までは、いろいろよそのところの業者さんが入ってきておりますけれども、これからは特にこういう大変な時代になっておりますので、そういうことを私のほうからお願いをしたいということで、お願いをしておきます、これは。ぜひよろしく願いいたします。ということで、2のふるさと納税についてに移りたいと思います。

ふるさと納税制度が導入されました。長瀬町でも、既に納税をしていただいたとの話を聞きましたが、その金額と今後の使い道について、総務課長にお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度が平成20年4月30日から導入され、当町では8月からホームページや広報紙に掲載し、広く周知してまいりました。その結果、これまで7人の方から総額46万円の寄附をいただきました。きのうも1件ございまして、8人になって49万円ということになっております。

今後の寄附金の使い道につきましては、寄附をする場合に、まず寄附申込書を町に提出していただきますが、その際寄附金の使途について、寄附者が5項目の中から希望する1項目を選択していただきます。この5項目は、総合振興計画基本構想の5つの柱となっております。寄附していただきました7人のうち、快適な環境と安心して暮らせるまちづくり事業を選択した方が2人、それから活力ある産業を育てるまちづくり事業を選択した方が3名、それから心豊かな人をはぐくむまちづくり事業を選択した方が2人となっております。それに、昨日の方を含めて1の増加となっております。寄附金は、今申し上げましたように5つの5項目ごとに管理いたしまして、寄附者の意向が反映される事業に活用してまいりたいと思いま

す。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 9月議会で、ふるさと長瀬応援寄附金条例というのが可決されたわけですが、その項目を見ますと、先ほどの事業の区分というのが第2条に載っております、5項目。ただいま7名の方たちの、こういうことに使ってもらいたいという意向を聞かせていただきました。

先ほど来、教育費の話が大分出ております、いろいろな議員さんたちの中から。長瀬町も財政が非常に、そんなに豊かではないという中で、それでは教育費をどういふところから捻出していったらいいのかなということを考えたときに、9月議会で10番議員さんもおっしゃっていましたが、長瀬町から出て事業に成功したり、東京あたりに出て今このふるさとのことを考えている方に、ぜひ積極的に働きかけて、そういう人たちに協力をしてもらって、この応援寄附金をいただけたらいいなというようなお話がありましたけれども、昔は地元の有志ですとか、町外に出て成功された方が町へ学校をつくろうとか、そういうことで非常に尽力されて、自分たちでお金を出し合っというふうなお話を昔たくさん聞いております。そういった中で、このふるさと長瀬応援寄附金も、④の心豊かな人をはぐくむまちづくり事業、これが一番の、4番が教育にかかわる文言だと思うのですが、既に2人の方がこれに賛同されてお金をくださったという、そういう中でぜひ、私が思うのに、この教育費の部分、本年度ですか、リフォームの予算がついたのですたっけ、本当に外から見ても何としても……もう少し外側だけでもリフォームすれば、いい学校、すばらしいなという学校になるのではないかなと思うのですが、ちょっと情けないような外観の状況にあるわけです、第一小学校あたりが。そういうものを、ぜひこのふるさと長瀬応援寄附金を大勢の皆さんに呼びかけて、それでそういうことに、教育関係にお金が使えたら、一番いいのではないかと思うのです。そういった部分で、ぜひそういう行動を起こしてほしいなという思いがあるのですが、そのところは、これは教育次長さんか教育長さんになるのでしょうか、そういうことを条例の中で、そういった考えがおありでしょうか、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ただいまのご質問、まず長瀬町では、先ほど来から説明させていただきますように、ふるさと納税制度というのを設けました。その中で、ご協力していただける、長瀬町頑張れということでお金を持ってくる方の、申請する際の希望用途というのがございます。ですので、その中で学校教育のためにというような欄もございますので、多くの方がそこにマルをつけていただければ、私も教育委員会の職員としては大変ありがたく思う次第でありまして、それも含め全体で、この制度がさらにPRされまして、長瀬町をふるさとに持ち、他県へ出ている方のたくさんの応募があるよう期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） スタートしたばかりというお話をいただきましたけれども、何とかお金がなかったら知恵を絞れというようなことでできているわけですから、こういうものが出たときに、心ある方が長瀬町出身者の方でいたれば、ぜひそういう人にアピールをしていきたいなというようなこと、ただこれを議会に提出するだけではなくて、私たちも当然そうなのですが、町民の皆様方にも知っていただきながら、当然執行部の皆さんもそういうほうにも頭を働かせて、教育に係る費用というものを捻出していく一つの

方法として、これから考えていってほしいなと思っております。始まったばかりですので、これからですけれども、ちりも積もれば山となるわけですから、リフォームの費用ぐらいいは何とか出るかなとか、次はまた内装工事ができるかなとかというような費用が、これからどんどん出ていってくれたらありがたいなと私なりに思っておりますので、ぜひ皆さん方にもアピールをするというのですか、お願いをしたいと思います。

続きまして、3の定額給付金についてお願いをいたします。国では、定額給付金の支払い方法について検討しているようです。そこで、これが実施された場合、長瀬町全体でどのくらいの金額が支給されることになるのか伺います。総務課長さん、またよろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、定額給付金についてのご質問にお答えいたします。

国、県からの説明等によりますと、支給基準日は平成21年1月1日、または2月1日で、世帯単位の申請、支給で、原則的には世帯主の口座への振り込みのようでございます。支給額は、1人1万2,000円で、基準日において18歳以下の方と65歳以上の方が、8,000円加算の2万円ということでございます。また、一定の条件のもとで、定住外国人の方々も対象になるようでございます。したがって、町の支給総額につきましては、基準日時点の人口や年齢により若干の変動が出てまいります。12月1日現在の人口8,259人で試算いたしましたところ、総額で約1億3,000万円くらいでございます。その内訳等でございますが、18歳以下、それから65歳以上の方の人数が3,635人で7,270万円、そのほかの方が4,624人で5,548万8,000円でございます。なお、支給額につきましては、全額国の補助金ということになっております。

いずれにいたしましても、国の補正予算が成立しておりませんし、制度につきましても、詳細について決定していない状況で未確定な部分が多い段階でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） この定額給付金は、国の発表によりますと埋蔵金の2兆円を充てるというお話でございますけれども、非常に評判が悪いです。どの新聞を見ましても、これは大変よろしいというコメントは、どなたも出ておりません。埼玉新聞で、12月8日、9日、10日と上中下で、定額給付金を問うということで有識者のコメントが出ておりますけれども、これなども非常に、初日の片山善博氏、鳥取県の知事ですね、この方もメッセージなき政策ということで出ていますけれども、雨宮処凛さんなども、本当に格差問題、貧困問題が蔓延している中で、一、二万円もらっても意味がありませんというようなことが出ております。政府のほうでも、経済政策なのか、弱者救済なのか、そのところがはっきりしていないということで、国のほうの議員さんたちも、ちょっと一枚岩になっていないというのが現状のようでございます。

そういった中で、先月の26日に渋谷区のNHKホールで、全国町村長大会というのがあったそうでございます。これは、12月4日の東京新聞に大きく出ていたのですけれども、平成の大合併がマイナスだということ、それからあとは来賓に麻生太郎さんが出たらしいのですけれども、丸投げをやめるといふ、本当に町村長からやじが飛んだというような文書がここに書いてあります。先ほども10番議員さんの質問の中で、町長さんが選挙対策ということをおっしゃってございましたけれども、こういった部分で、ちょっと町長さんにお聞きしたいのですけれども、あれは本当に選挙対策で麻生さんが打ち出した、その前にほかのあれもあったみたいですが、麻生さんの一声で始まったようですが、そういったことに対して町

村長会として反旗を翻して、こんなことをするのだったら、長瀬町でも今のお話ですと1億3,000万円いただけるということですが、その部分を町の交付金にでも充ててもらえれば町のほうとしては非常にありがたいのに、どうしてそういう無駄なお金をばらまくのだというようなことを町村会のほうでは、そういう話が出ないのでしょうか。それに対して、国のほうに強力にそういう意見を申し上げて、これはやめさせろとか、そういうあれはないのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

11月の26日の町村長大会には、確かに麻生総理がお見えになりましたが、全く拍手がなく、丸投げはやめろとかというやじが、怒号が飛びました。その後、衆議院議長のごあいさつ、それから全国町村議長の会長のあいさつの後、民主党の幹事長をおやりになっております鳩山由紀夫さんが、去年から民主党も仲間に入れていただいたという話で、今の1万2,000円とかいう話は選挙対策だと、買収行為だと思いう話は、私は先ほど申し上げたようなことを言いました。これは、民主党が選挙に勝てば、こういうことではなくて、各自治体、市町村すべて一律に10億円、どういうふうに使ってもらってもいいという金にしたいと、それを約束しますという話があって、万雷の拍手がありました。

このお金の、2兆円の財源というのはまだ確定していませんで、2次補正による予算化がとれないと、給付の準備が始まらないというふうに承知をしております、まだ不確定要素が非常に多い、その間に今の政権がなくなってしまうのではないかな、なくなった場合には、これ多分消えてなくなってしまうようなことではないかなと思っております、余り期待をされると大変なことになるというふうに思っておりますし、鳩山さんが民主党だからどうのこうのということではなくて、地方を救うのが政治なのですというお話をいただき、私たちの考えと全く同じだと、それで町村会としては、こういうことについては完全にこれを履行していただきたくないという意見で一致をしました。そういう状況で、全国町村長会議では余分なことはやるなど、地方に仕事だけ丸投げをして、それが国の政策の成果を競うようなことにはならないだろうというのが、私たちの決定事項でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 本当にこれは、政府から、国から地方への丸投げなのです。もう丸投げという言葉は、本当に悪い言葉だなとつくづく思いますけれども、先ほどの工事の問題もそうです。これも、国のほうでそういう丸投げというようなことをしているから、だんだん、だんだん地方のほうにも、そういう丸投げというような言葉がはやってきたのかなと思うのですけれども、10番議員さんの先ほどの質問の中で、総務課長さんが12月2日の日に担当者への説明会が行われたというのも、埼玉新聞に出ておりました。それを見ましても、もう本当に市町村の職員の皆さんが困惑をしている。今までの仕事の上に、またこれを押しつけられるわけです、この仕事を。それがまた、はっきりしていないというところ、いろんな部分で、まだまだはっきりしていないというものがたくさんある。そういった中で、今町長さんが、まだ決定ではないというお話でしたけれども、これは来年の臨時議会が出るわけでしょうけれども、その前に、もしかしたら選挙があるかもしれない、そういった中で、もしかしたら消滅するかもしれないなという思いが私にもあります。これが実施された場合に、ふるさと創生をやりましたね、だれでしたっけ、あれは、竹下さんね、あれのほうはまだよかったなという思いがあります、本当に。ふるさと創生のほうがよっぽどよかったなという思い、1億円のほうがよかったなと思うのですけれども、今回の定額給付金に対しては、すこぶる、ともかく評判が悪い。非常に私が懸念をするのは、ちゃんとしっかりと国民の義務を果た

している方がいただくのならいいのですけれども、そうでない方にも全部給付され、また遊興費に使ってしまう。それが、具体的に申しますとパチンコ屋さんに行って、それをパチンコに全部、ただもらった金だからというようなことで、それをいただいた分だけだったらいいいのですけれども、それ以上にまた使ってしまうというようなこともきっと起きるのではないかと思うのです。そういった中で、これは本当に社会悪だなと思っております。そういった部分の中で、今後の推移を見守っていくわけですが、ぜひそういったことを町村会ですか、県や国のほうに、しっかりと町長さんにもこれからまた申し上げていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時55分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） 2つほどお願いたします。

職員研修について、まず質問をいたします。近年、効率ある行財政運営が求められております。特に直接これに携わる職員の意識改革、資質の向上を目的とした研修制度の確立が急務かと思われま。そこで、前年度、今年度の民間企業への派遣研修、あるいは県等が実施する研修への参加状況についてお伺いたします。

また、庁内における職員研修については、どのように行われたのか伺います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 職員研修の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

民間企業への派遣研修につきましては、職員の専門的知識の習得や幅広い視野の養成を目的として、熊谷市の八木橋デパートに平成19年度、20年度、それぞれ2名派遣しております。階層別研修、専門研修につきましては、彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する研修などに、平成19年度30名、20年度は現在のところ30名が。また、今年度秩父郡町村会が開催いたしましたメンタルヘルス研修に12名が出席しております。庁内研修につきましては、職場の上司、先輩等が職場内での仕事をしながら、機会をとらえて仕事に必要な情報や知識、技術、経験等を指導しております。また、人権教育研修につきましては、平成19年度27名、20年度30名が出席しております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私は、今課長のほうから答弁があった問題、この質問の内容からすると、これ結構出ているのですよね、研修に。民間の八木橋へ行って何を研修するのかちょっとわかりませんが、経理でしょうか、接客でしょうか。それよりも、これは何回も私がこれについて幾らか似たような質問をしているのですけれども、町の、いわゆる2課制にした、これは後で町長にお伺いいたしますけれども、新井参事と平参事で参事制をしいたということについて、私は今疑問を持っていることがあるのです。

それは、町長はこういうふうに答弁されているのです。参事を中心として庁内の研修、あるいは指導を徹底してやりますという答弁をしている。その研修内容が、その時々、場に合わせて、研修制度を今庁内で研修していますということですが、徹底した学習、いわゆる学校で言えば学習ですけれども、研修をどの程度やっているのか、ちょっと見えてこない。それが1つです。

それと、町長にお伺いしたいのは、行政の縦割りというような言葉をいろいろ使われているわけですが、縦割り行政というのは、私にはどうもわからないのです、何が縦割りなのか。そういう意味がちょっとわからないので、2課制にしたということが、その縦割りでなくなったという原因、あるいはまたその結果、それがどういうふうになったかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどから2番議員さんも言っていましたように相当シビアな話をされておりますけれども、いわゆる職員の資質というものが、研修によってどの程度向上したのかということ、なかなかあらわれてこないと思う。でも、では何のためにやったのかということになる。例えば縦割りというのは、これを職員の職階でいくと、いわゆる年功序列なのです。ある方が、こういうことを言っています。中央官庁の縦割りというのは、もう完璧なものだということを言っているのです。何かというと、もう年功序列で局長、事務次官、審議官を含めて、そういうところへいくときに、絶対抜けないのだそうです、後から来た者は。それで抜くと、先に行ってしまって、例えば大臣が、いや、おまえちょっと必要だから来いといって、いわゆる局長を飛び越して事務次官にする、あるいは局長の下にいる者を局長にするということになると、これは大変な迫害を受けるそうなのです。これだけははっきりしているのです、そこへやられても、大体その職につかないというのが中央官庁の縦割りというか、年功序列ということが、もう完全に確立されているということらしいのです。

それで、その年功序列というものが、例えば課長、昔の課長補佐というのは今主幹ですよ、主幹から課長になるのか、主査から課長になるのかということが、今長瀬町で、この町の行政を人事の中で、町長はどの程度把握しているのか。あるいは、これは人材登用ということをよく使われますけれども、どの程度把握して、この人間は使えるから、では主査から主幹に持っていく、あるいは主査から課長に持っていくということが、実際問題として全く同じレベルで物を考えているのか。そういうことが、それできょうボーナスが支給されましたね、みんな振り込まれて、銀行の数字がうんと伸びているわけです。要するに評価です、職員の評価。国家公務員なんかで見ますと、5段階に分かれていろいろあって、特に優秀な者は5%アップとか何とかあるのです。それで、余り優秀でないなんていうのは、特になしと書いてあるのです。それが評価なのです。そうすると長瀬町で、もちろんこれは国家公務員と地方公務員の差はあるでしょう。しかしながら、やはり行政というものについては、いわゆるランクづけみたいなものがどうされているのか。あるいは、もう全く一様に、そういうこと一切関係なく与えられた、いわゆるボーナスとは言わないのです、勤勉手当というのですか、そういうものを一律にさっとしているのか、今の2兆円のお金の振る舞いと同一のようなもので一律でされているのか、その辺はどうなのか。評価をす

る、この人間は優秀だから、ではちょっと上へランク上げようよとかいうことがあるのかどうか、それをひとつお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今質問の中で、参事制度について梅村議員、疑問がおありだというような趣旨のお話がありました。私もその参事制度をつくる時に、どういうふうにしたらいいのかということについては、助役も置くような余裕がないという中で、たまたまながとろ苑から、ぜひ中篠氏を施設長としてお迎えしたいので、手放してほしいというぜひもらいがかかりまして、そのことについて本人からも同意をいただいたことに関して、では次をどういうふうにしてやろうかということで考えたのが参事制度でありまして、私は助役を新しく置くよりは、よかったのではないかなというふうに自負をしております。

そういう中で、先ほど総務課長が答弁の中で申しあげましたよりほかに、3人の職員が、例えば広域市町村組合に2年間という約束で2名派遣をされております。かなり長瀬町としては、いかがなものかなというふうに思ったところのある職員でございましたが、向こうでは特に優秀という点数をいただいて、ええ、本当かなと思うような、しかしブレイクすればそれにこしたことはないというふうに喜んでおられるところであります。2人行っております、これは2年間。それから、人づくり広域連合という埼玉県全体を網羅して、人づくり広域連合で、その人の研修だとか、そういうものをつかさどるところの中心的な役割を果たします人づくり広域連合に1人、これは2年間派遣をしております。こういう長期的な派遣につきましてもいろいろな問題がありますが、それなりに帰ってきた職員を見ますと、それなりの成果を上げて、大勢の友達を外部につくって戻ってきているというふうに思って、心強く思っております。こういう職員が幹部職員への階段を上っていただけるとありがたい、そういうふうに思っておりますので、補足をして申し上げます。

参事につきましても、助役の肩がわりということではございませんが、やっぱり職員の中心となって2人を担当に分けて、それぞれの持ち分につきましては職員の指導、監督、それから教育に当たっております。具体的にこれということではございませんが、統括をして、助役的な役割を果たしていただくと。職員のことでありますから、前の助役よりもはるかに行動が早いというのが非常に私にとってはありがたいことで、例えば月曜日に、教育長も含めた参事等会議というのをやります。それは、もう例えば9時半に終わると10時半ごろは全部職員のところにもメールで届いて、こういう参事会議の結論が出ました、こういうふうにやってほしいというようなことについての伝達は、遅くともお昼までには届くという内部体制ができて、これはそういう意味では、かなりよかったのではないかなというふうに私は考えております。

それから、同じ職員の中で、やっぱりそれなりに上へ出る人間の能力と、それから行動力については、私も評価すべきだというふうに思っておりますので、このことについては、これからは引き続き参事制度を継続していきたいというふうに思っておりますので、梅村議員が不満といいますか、不審に思われたようなことがあれば直接言ってきていただいて、そういうことを払拭して、もっとこういうことをやってほしいというようなお話があれば、それは一般論としてお聞きをすることもやぶさかではない、そういうふうに考えております。

いずれにしても、中央官庁のことについては私はお聞きしておりませんので、よくはわからない。ただ、今の政治の形態を見ますと、中央官庁がだめだとか、役人がだめだとかということだけに終始して役人をバッシングしておりますが、本当にそうなのかという思いを私は持っています。政治家の能力がないから、中央官庁の幹部職員がしっかり国を守らなければいけないというすごいプライドを持って、たたかれても

たたかかれてもじっと我慢をしながら、国のことを一生懸命やっているというふうには見えません。そういう中でいろんな問題が起きるというのは、政治家に力がないから、そういう問題が起きるのだらうと、政治家がもっとコントロールできるような能力と識見を持っていれば、そういうことはないだらうというふうには私は、それを見ながら自分にもそういうものに欠けている部分がいっぱいあるなというふうには思っています、これはしっかりやらないといけないというふうには緊張しているわけでありませう。

そういう状況を踏まえて、どこの町にもいろんな欠点があります。長瀬町も、職員の資質に大きなバランスが崩れている、そういう部分は採用したときからわかっているはずであります。そういう状況も、これをだから先ほど申し上げましたような状況で、解雇権がないということであれば、それを放棄するわけにはいきません。したがって、そういう意味では辛抱強く対応していかなければいけない。ただ、今の状況から見れば、いかにしてその職員を処遇するか、ボーナスの問題になりますが、そのことについてもランクをつけてやっていただくようにしております。

細かいことにつきましては、教育の関係につきましては新井参事のほうから答弁をいただきますが、そういう状況で、助役制度にかわる参事制度というのは、町の中の事務の処理の仕方、それからいろんなことについての伝達の方法、それから行動の起こし方について非常にスピードアップができたということをおもっておりますし、そういうことがかなえられつつあるということは、私は間違いではなかったのではないかとおもうに思っております。研修とか、職員のランクづけのことにつきましては、新井参事から答弁をいただきます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 職員の評定についてご答弁させていただきたいと思っております。

職員の評定につきましては、長瀬町職員勤務評定実施規程に基づきまして現在行っておりますが、具体的には職員の知識、勤務態度、実績等の項目に基づきまして、A、B、C、D、Eの5段階の評定を行っております。また、この評定結果に基づきまして、昇給、昇格、それから勤勉手当、人事異動等に反映できるようにしております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の町長の答弁ですと、研修に出して、研修先の評判がいい、非常に心強いということでございますけれども、以前の私の質問に対して町長の答弁語録と申しますか、そういういろんな記憶、今よみがえっているわけですが、教えるも教えるもという表現があるのです。恐らく記憶あると思うのです、町長。教えるも教えるもということになると、これは職員の資質としては非常に問題があるのではないかと。もしくは、その研修制度が実績として非常に効果のあるものであれば、そういう教えるも教えるもという人たちを徹底的に研修に行かせて、本当の意味の力をつけて帰ってくると、2年でも3年でもいいですから。そういうことも可能ではないか、なおかつそれでもだめであれば、勤務評定のランク5で、いわゆる5段階なのですよね、国家公務員も同じです。5ランクで、私はどうも勤勉手当についても評価しているのかどうかということは、ちょっと疑問に思うのですけれども、もしそうであれば非常に結構だと思います。これは、民間の企業でも、そういった実績主義というのはみんな各企業と申しますから、それは非常にいいことだと思うのですけれども、どうも私はそれが一律ではないのかなというふうに感じられます。それはわからない、個々の見ていないのだから。それはわからないけれども、しかし一番大事なことは、私が今これから言うことは、町長は少なくとも65人体制でこの町はやっていきたい

と、それでできるということを断言していますよね。それで、今90人、大体5年たつと、あと20人近くが多分定年になるのかな、今から含めて五、六年たつと。そうすると70人体制になるわけです、新規に募集しなかったとして。何人かはやっていますけれども、新規で募集しなかったとして、70人体制でやっていける。

それは、私がいつも質問しているように、そのトレーニングのためにも資質を上げていかなければ、追いつかないのです、行政そのものが。90人と65人では、もう全然、25人違うわけですから、それに対応できるだけの能力と資質を持っていなければだめなのです。それをやってほしいということなのです。だから、今はしようがないよ、教えても教えても、多分あとのせりふだと、覚え不了のですよと、こういうことになると思うのですけれども、言葉途中で切っていますけれども、議事録にちゃんと載っていますので。そういうことであると、では長瀬町は行政的にどういう運営をしていくのかということになるわけです。だから、今言った職員の研修そのものが、そういう効果があるのだとすれば、毎年この人数ではなくて、もっともっと交代で2カ月なり3カ月なりで徹底した研修制度を設けて、それで資質の向上に努めてもらいたいと、こういうふうに思います。

町長が先ほどから小泉内閣の問題とか、それを今話をして、現内閣も一応話が出ましたけれども、これがきのうの新聞です、朝日の。町長、読まれたと思うのですが、地方分権委員会、第2次勧告と出ています。それで、ここに何と書いてあると思う、各省庁は、何これという言葉が走ったというのですね、猛烈な反対を食った。それで、これをある程度修正するような雰囲気もあります。あれは、委員長何と言ったのだろう、ちょっとすぐ最近忘れるので……

〔「整理機構の……だよ」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） という、あれオリックスだったよね。そういうふうなこと、これ新聞に出ています。

それから、1番の、これは全部きのうの新聞ですから、麻生さんが今非常にやり玉に上がっていますけれども、1兆円問題、いわゆる地方への1兆円問題と、今その交付金、分けるやつ、それと2兆円ですよ。それで、交付金が、暫定税源の中から出すのが何だかわからないという。確かに言葉の問題、あるいは読み方というものに問題があるけれども、地に足がついていない、今の国は。私もそういうふうに感じます。

それと、小泉政権の出した三位一体の計画と、そういうものが今崩れつつあると、それに一生懸命防波堤に立っているのが、小池裕子さんとか中川元幹事長。だけれども、その中で今の内閣そのものが、もうまさにダッチロールではないけれども、迷走してしまっている。これから3月までに選挙でもあれば、もう第2次補正なんかできないです。だから、3月以降になるということに考えられるけれども、そうすると、では何、どうやって配付するのということになる。恐らくそれが露と消えるかどうかということは、さっき町長が言われたような政権交代、再編、そういうものが問題になってくるのだろうと思うのです。

それで、地方の町村の会議の中から、ああいう問題が起きてきたということについては、これは地方の声というのは、さっき7番議員も言いましたけれども、地方からそういう声を出せば、国は変わるのです。背景は変わるのです。まさに変わる。それができないという状況は何か、上意下達だからなのです、すべてが、予算でも何でも。何でもそう、いわゆる通達とか、そういうもので全部縛られてしまって、それを一生懸命受けてやっているわけです、地方行政は。だから、そうではなくて地方からそういうものを出して、声を上げていけば必ず国は動かされるというふうなことが、私一言でそういうのを感じたのです。丸投げの問題。そういうことを本当なら、県で、単位で、町村でやれば、結構政治変わると思います。

それと、さっき町長が言われた官僚の問題があります。今非常にやり玉に上がっています。それで、その官僚が、町長も先ほどからずっとその話をしていますけれども、中央政治の問題。確かに知識の問題、私は今耳が痛かった。議員がだらしがない、国会議員がだらしがないから何にもできないのだと、それはもう行政だけです。でも、我が議員の諸公は優秀でありますから、私を除いては。非常に優秀でありますから心配ないと思いますけれども、私は、ほら、だつて……

〔「町の話をしろよ」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 縦割りの行政というものがわからないのだから、早く言えば。

〔「というのは、どういう意味」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） だから、そういうふうな問題も含めて、やっぱり職員の、いわゆる資質の向上というものについては細心の注意を払い、また最新の研修をさせて、きめ細かいものでこれからやっていただきと思いますが、町長の答弁ではなく、これから参事2人の、私は一番大事なのは庁内の教育だと思うのです、毎日接しているわけですから。それが今後どういうふうに庁内教育をやっていきたいか、あるいは研修をやっていきたいか、それをひとつ両参事にお伺いしたい。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 職員の資質と教育の問題ということになると思いますけれども、一番よくご存じなのは梅村議員だと思います。あえてご質問をいただいているというふうに思いますが、ごらんいただくように、教えても教えてもという言葉に尽きる、そういう人がかなりの数います。これは、採用するときに、多分私はわかったのではないかなという思いがあります。

そういう中で、職員を採用すると、先ほどからずっと申し上げているように、解雇する力を私たちに与えられていない、そういう部分は、これは決定的なものになります。ですから、私たちは職員の数を減らすということと、それから職員の能力をレベルアップするということは、イコールなのです。それができないというところに、非常に苦しいというふうに考えています。しかし、苦しいからやらないということにはならない、今いろんな問題が起きて、これからも皆さんにご迷惑をかけるようなことが出てくる可能性というのがあります。しかし、これはしっかり私たちが、その中で囲い込むのではなくて、そういうものもしっかり皆さんに見ていただくようなことをやらないといけないのではないかという、私は結論になりました。これは、しっかりやっていきたいと思えます。それには相当腹をくくらないと、この修羅場は乗り越えられないというふうに思えます。これはしっかりやっていく、それは自分の首をかけるぐらいの努力と、それから決断をしなければ、この改革はできません。その意味では、非常に参事が、課長も含めてよく頑張ってくださいしています。しかし、やってもやってもというのは、その後につく問題であります。ですから、やらないからできないということではなくて、そのことについてはぜひ評価をしていただきたいと、課長も非常に日々苦勞しています。そういうことの中で、それでもということになるのは、ここで言うのはまことに残念なことですけれども、それを言わざるを得ないというふうにご理解をいただいて結構だと思います。

それから、65人体制というのは、私は平成13年の7月の29日にここへ就任をしました。そのときに、65人体制でこの町はやっていかなければできませんということを上申しました。それで、その数字は今でも間違っていない、そのときは震えるほど、自分で言った後震える思いがしました。思っていたこととはいえ、これは言ってはまずかったかなという思いがりましたが、しかし現実の問題とすると、今はっきり申し上げると、65人ぐらいで現実に仕事をやっているということが、私の目にも映ってきます。というの

は、仕事を与えても間違っただけをやって、それを上司がまた直す、直させるというようなことをやるわけです。そうすると、仕事は3倍にも4倍にもなるわけです。そういうことをずっと上司がやってきているわけです。そのことについては、まことに皆さんには申し上げづらい言葉であります。それを外部に、皆さんにご迷惑をかけないようにということから、そういうことについて一生懸命上司が指導し、おしかりをしながら今日まで来ました。しかし、これはもう限界があります。ですから、こういうことについては、人件費は固定費ということをお願いしていますし、来年度、それからその次の年、21年、22年は、それこそ大変な時期になるだろうという思いを持っております。その中で、職員の処遇をどうするかということについては、もうタイムリミットだということで、おとといの参事会議でも、これは具体的に行動を起こそうというふうな私のほうから申し上げて内々のご理解をいただき、これから行動に移していかなければいけないというふうに思います。それについては、非常に大きなリアクションが出てくる、それを覚悟の上でやらなければいけないと、その具体的なことについては申し上げられませんが、梅村議員はそのことについては、たしかご承知をいただいているのだろうと、その上でのご質問だろうというふうに思います。

この参事制度について、先ほどから何回も触れましたように、そういう意味では職員の資質もわかっているし、それからその性格もわかっている。そういう中で、上に立ってやるということにつきまちはいろいろな問題があるとしても、私は助役さんを2人、一緒に仕事をやりましたが、助役さんというのは私のほうから、こういうふうにしてこういうふうにやりたいと言っても、1日必ず握るのです。1日持っていて、次の日から行動します。しかし、そこで話がついたものについては、先ほど申し上げたように9時半なら9時半に終われば、午前中に職員のところへ伝達ができるような方法が今庁内でとれていますから、それは非常に早くなったと、いいことだと思います。それで、国のほうで公務員が反旗を翻すというようなことがあるということは、政治が末期症状になった。これは、私たちがしっかりやらないと、国が大変だぞという思いのあらわれだと私は思うのです。これは、この町でもそういうことがあり得るだろうと思います。そういうことのないようにするのが私の大きな務め、私だって自分が能力あるなんて思っていませんから、そういう意味では皆さんのおしかりをいただいたり、ご意見をいただきながら、町をしっかり守って発展していく、そのためにどうあるべきかということについては、それなりに私は努力をしてきたつもりです。しかし、まだ皆さんから見れば足りないという思いがいっぱいあるのだろうと思います。しかし、これからも体の続く限り、そういうことについては踏み込んでいきたい。そして、皆さんのご意見を私が気に入らないから、それを排除するというようなことはしない、聞く耳を持たなくなったら、私は賞味期限が終わったのだというふうに思って、みずから身を引くつもりでいます。そういうふうに皆さんからいろんなご意見をいただくことはありがたいというふうに思って、本当にうれしいという思いがあるかどうかと言われると、その辺は非常に微妙なところでございますが、やっぱり聞く耳を持たなくなった人間は終わりだなと、自分でもつくづく思いながら今日過ごしておりますので、皆さんのご意見については、必要なことについて受け入れるということについてはやぶさかではないということをお願いして、これからも貴重なご意見をいただきたいと思います。

そういう意味で、私はこの町、ただ職員を多少補充しないと、団塊ができて皆さんに対するサービスが非常におろそかになる可能性というのはあるのです。やっぱり人間は、年をとっていくとそれなりに機敏に動けないという部分もあります。それから、新しい知識を吸収するだけの力も多少弱くなってくる、あとはそれを経験で補うということになるわけでございますが、そういうことから考えますと、そういう新

しい風を入れるということは非常に大切でございます。去年も保健師を1人入れました。しかし、1人だけしか入れない。そう入れられないということで、その定数を90にしましたから、90以内でおさめるということが私の大きな責任であります。そうしますと、採用したい職員を補充をする以外、補充というか、定年でおやめになった、体のぐあいが悪くておやめになった職員の人たちの後に補充をする。しかし、それも65人体制にすれば長瀬町の人件費というのは非常に安くなります。25人今から消えると、例えば1人650万円が年間で総経費としてかかるとすれば、幾らになるという計算が簡単に出るのです。固定費なのです。だから、そういうことをなくすことが町の活性化の大きな資金にもなるわけでございますが、だからといって首が切れないうのが、私はこれ余り言いたくないのですけれども、そういうことが非常に大きなネックになっています。そういうことを考えますと、やはり資質というのは大変大きな要素を持っているなと思います。

泣き言を言うようなことで申しわけありませんが、そういうようなことも日々踏まえながら、試行錯誤を重ねながらこれからもやっていきたいと思いますが、能力がある日突然開花をするという人もいます、先ほど申し上げたように。しかし、大半はそういう状況になりません。ですから、これから将来町をしょって立とうという人間を外に出すということになると、残っている人間はという話になるわけで、その辺が非常に苦渋の選択であります。しかし、だから長瀬町が将来になっても職員の資質が少しずつでも上がるようにするということについては、外部で勉強する、そして新しい武器を長瀬町に持ってきてもらう、そういう期待を込めて出しているわけであります。そういうところに資質の悪い人間を出すということは、非常に勇気が要ります。勇気が要った1人が特に優秀という評価をいただいて、私の見る目が間違っただのかなという思いを持ったこともあります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 行財政改革による行政コストの削減や、厳しい財政状況の中にありましては、限られた財源を有効に活用するとともに、資質の高い職員による少数精鋭での事業の実施と人材の育成に努めなければならず、職員研修の重要性はますます高まってくると認識しております。

また、住民の信頼と負託にこたえていくためには、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持って自分の能力開発に努めるとともに、組織といたしましては自己啓発に取り組む職員を支援するなど、組織としての総合力を高めていく必要があると考えております。このため、今後とも長瀬町人材育成基本方針並びに職員研修基本方針に基づきまして、職員の資質向上に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 基本的には新井参事が申し上げたとおりでございますが、私のほうが受け持っているところは、常にその場その場で決断、判断しなくてはならないところが多いものですから、職員については自分でもやってみせて、言って聞かせて、さらにやらせてできるかどうかと、こういうことで今までやってきましたので、今後もこの方針を貫いていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「ちょっと要望だけ。感想の要望をちょっとお願いします」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の話をお聞きしまして、平参事のほうは現場主義、それと新井さんのほうも確かに今言った文面というか、そういうものについてはすごくすばらしいものがあるのです。具体性に欠けているということがまず一つ。

それと、いわゆる今さっき町長の言われた65人体制の中に、教えても教えてもという人が25人残ってしまったらどうにもならないということです。若い人、優秀な人がどんどん、どんどん去っていくわけですから、今の皆さん方は早くに。だから、そういうふうな状況の中で、そうすると25人ぐらいそういう職員がいたとすれば、仮定の話ですよ、した場合には、40人体制でやらなくてはならないという形になってしまうわけだから、その辺をよく踏まえてやっていただきたい。

それから、確かに町長言われるとおり非常にスピーディーです、今の行政の処理は。これは、もうありとあらゆる面で、いろんな面で早いです、対応が。これだけは、ここ数年私は身にしみて感じています。そういうふうなことで、それをずっとこれから推し進めていっていただきたいと思ひまして、今感想を述べました。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 次、2を。梅村務君。

○8番（梅村 務君） それでは、次の質問に移ります。

先ほど出ましたけれども、来年度予算についてです。平成21年度予算編成の時期となりましたが、来年度の重点施策についてお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先ほど野原議員のときに、こちらから答弁をさせていただいたことに尽きます。とにかく子供の安心、安全を守ることが非常に大きな、大切な第一の要因だというふうに思ひまして、学校の耐震診断、耐震工事を最優先で進めていきたい。その傍ら、道路整備等々につきましても、予算の範囲内で少しずつではございますが、これもやっていかなければいけないし、生活環境の整備、それから福祉行政の整備、少子高齢化がどんどん進んでおりますので、お年寄りが安心して住めるまちづくりをするため、それから先ほど第二小学校に共生スペースのことが出ましたが、ああいうことをどんどん取り入れて、地域にお年寄りとお子さんたちが楽しく一緒に過ごせるようなスペースをつくっていく、そういうことも国の助成をいただきながらやっていきたいというふうに、まず第一歩があそこに踏み出せるわけで、これも大きな試金石になるだろうと、そういうふうに考えているところでございます。

いずれにしても来年度、法人税につきましてはどんと下がるだろうという思いを持っておりますし、財政的には非常に厳しい状況になるということを感じなければいけない、そういうことを考えますと、結局重点施策に限られたものを選択と集中ということを考えて、実施していかざるを得ないと思ひます。それから、歳入面でも公有財産の有効活用、そういうものを初め負担の公平性の観点から、町税の徴収率向上と差し押さえなどの滞納処分につきましても、これを皆さんに、懸命に納めていただいております人との、その対処をしたときに、これをやらざるを得ない、やっていかなければいけないというふうに、心を新たにしているところでございます。

いずれにしても、財源確保が第一、その上に立って計画を立てていく。これから来年度の予算の骨格を組むわけではございますが、楽に予算が組めるような状況ではない。ただ、そういう状況の中でも守るべきものをしっかり守ることが、私たちに課せられた大きな仕事だと、公務員の仕事というふうな考えでおりますので、また皆さんの、議員各位のご指導、ご協力をいただきながら、頑張っていきたいという

ふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 耐震調査、耐震の第一小、それ重点施策の一つだということですが、財源のほうとしては財産の有効活用、これは町有地の売却ということで理解してよろしいのでしょうか、そのほかに何か財産の有効活用をするものがあるのかどうか。

それと、今の長瀬町の道路行政というのは一体どの程度まで完成されているのか。私どもが思うには駅の向こう、あそこが全く、何か規制のあれで舗装されていない、全部砂利道だと、その問題は、いわゆる道路後退の問題もあるでしょう。道路後退の問題もあるのですけれども、それをただ見ているだけでなく、私も下宿にいて、あそこの堀をふたをしてもらって広くして、地元の人是非常に喜んでます。それも今まで絶対に、あそこは地主さんがだめだったのです。うちの女房が、子供たちの話をひょいっと聞いてきたのです。もうあそこ、そろそろ広くするかということ、ちょっと何かのときに聞いてきたのです。それで、私が話をしたら、その地主さんに全部了解してもらったという経緯があるのです。だから、あそこの増野のところも全く同じです。あれは、地権者が全部要望書を出してくれた。そういう努力を果たして役場のほうでしているかどうか。相当今住宅ができていますよね、でも狭いのです。2メートルしかないのです、道路が。2メートルちょっとぐらいしかないのです。そうすると、とても舗装できないということのだけれども、そういう問題についてはどうでしょうか。参事さんのほうがわかるかな。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 野上駅東側の土地の関係につきましては、前回だったかな、やはり同じような質問が出たと思うのですけれども、長瀬町の町道整備につきましては、ほとんどできていないと、改良率も大変低いということをお願いしていると思うのですが、緊急な道路から逐一予算の範囲内でやっていきたいと思っておりますので、なかなかあそこまで回らないと。ひとつ一番あそこの野上駅東の欠点は、うちが奥に建っています、その奥の人たちが土地いっぱい使っているのです、下がらないで。そういうこともありまして、その奥に行く手前の道、入り口から行く土地を持っている人たちが、なかなか承諾していただけないと。奥の人は、今になっては出しますよという話ししてくれるのですけれども、順序が今逆になってまして、野上駅の東の開発なかなかできないような状況がございます。おかれていたのは、あそこに野上水利組合というのですか、の水路がありまして、その辺の境界の確定ができないためにおかれていたというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） その話、以前にもそれに似たような話は確かに聞いていたのですけれども、そうすると全く絶望的かということになるわけです。でも、随時話をしようということでございますので、ひとつ積極的にやっていただきたいと思います、町のほうでも。

それと、道路後退が平成9年ですか、あれ施行されたのが。道路後退の問題は、平成8年、9年、その辺ですよ。それで、それ以前の人というのはいっぱい建ってしまっているわけね、それが弊害になっているわけですよ。だから、一つの例で申し上げますと、秩父の本通りから下の、あそこにあります昔世界と言っていたところ、時分、あそこはもう一切道路拡張はあきらめたそうです。できないのだと、地元も、もういいと。すごく狭い、銀行からおりてくるでしょう、それで下へ来るのだよね、上へ出られないから。まずねとにかく、もういい、もういいというふうな話になってしまったらしいです、数年前に。

そういう話も聞いているのです。ただ、それではまだ土地もこっちはあるわけですから、何か交渉次第では、拡張舗装できると思うのです。その辺を町長も力を注いでもらって、ひとつこれからの政策の中に入れていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 一番問題なのは、やっぱり地権者の同意ということに尽きると思うのです。ですから、私たちもこのことについてご指摘をいただいたことにつきましては、少しずつでもご理解がいただけるように努力をしていくしかないというふうに思っているわけでございます。ぜひ後ろから、そっと押しただけのようなご指導をいただければありがたいと思います。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第42号から議案第48号までの7件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第42号 長瀬町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第42号 長瀬町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、改正された地方自治法に基づき条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第42号 長瀬町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例に

ついて説明いたします。

長瀬町認可地縁団体印鑑条例は、登録資格などにつきまして地方自治法の規定を準用しております。社団法人、財団法人等に関する法律の整備等に関する法律の施行に伴い地方自治法が改正されました。その改正された地方自治法に基づき、条例を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第2条の登録資格のところでございますが、第3号、第4号、第5号につきまして、左側の現行のものを右側の改正案のように地方自治法の関係の部分についてそれぞれ改正するものでございます。

また、第8条の認可地縁団体印鑑登録原票の職権抹消でございますが、第2号につきまして、これも現行のものを右側の改正案のように地方自治法の規定について改正させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第42号 長瀬町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第43号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第43号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成21年1月から産科医療補償制度の開始に伴い関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

- 町民福祉課長（浅見初子君） 議案第43号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり来年1月からの産科医療補償制度の開始に伴い出産育児一時金の額を改正したいので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第7条、出産育児一時金でございますが、「35万円」を「38万円」に改め、ただし書きとして、産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産した場合は、3万円を上限として減額して支給するものとして、その保険料相当額3万円を支給するもので、加入していないところで出産した場合は、保険料分を減額するものとするということでございます。また、2項につきましては文言の整理を行うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成21年1月1日から施行するものとして、施行日前に出産した場合の一時金の取り扱いについては、35万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第44号 長瀬町中小企業融資対策国民生活金融公庫資金借入利子補給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第44号 長瀬町中小企業融資対策国民生活金融公庫資金借入利子補給に関する

条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国の行財政改革の一環として、政策金融機関改編に伴いまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び国際協力銀行の国際金融部門を統合し、株式会社日本政策金融公庫としたため、関連事項を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、議案第44号 長瀬町中小企業融資対策国民生活金融公庫資金借入利子補給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由にもありましたように、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づきまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び国際協力銀行の国際金融部門を統合し、新たな政策金融機関としまして株式会社日本政策金融公庫が平成20年10月1日に設立されましたので、長瀬町中小企業融資対策国民生活金融公庫資金借入利子補給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、参考資料でご配付してございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。表中の左側、現行の1行目の表題部の中ほどにございます下線部分の「対策国民生活金融公庫」を「制度」に改めまして、長瀬町中小企業融資制度資金借入利子補給に関する条例とするものでございます。

次に、第1条の「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）」に改め、第2項中「国民生活金融公庫」を「公庫」に改めるとともに、「当該公庫の」の次に「国民生活事業」を加え、第3条及び第4条中「国民生活金融公庫」を「公庫」に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 長瀬町中小企業融資対策国民生活金融公庫資金借入利子補給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第45号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第45号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153万3,000円を追加して、歳入歳出の総額を29億2,914万7,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、地方特例交付金、普通交付金、県補助金、財産運用収入、繰入金の増額、歳出は、総務管理費、介護保険費、林業振興費、道路維持費、住宅管理費、教育委員会事務局費、公民館費、学校給食費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第45号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億2,914万7,000円とするものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。2の歳入でございます。款9 地方特例交付金、項3 地方税等減収補てん臨時交付金、目1 地方税等減収補てん臨時交付金につきましては、道路特定財源の暫定税率の失効期間中、平成20年4月分でございますが、失効期間中における地方公共団体の減収を全額補てんするため、平成20年度限りの措置として交付されるもので、自動車取得税減収補てん臨時交付金が75万7,000円、道路譲与税減収補てん臨時交付金が14万7,000円で、90万4,000円で交付されるものでございます。

次に、款10の地方交付税につきましては、地方税等減収補てん臨時交付金が創設されたことによりまして、普通地方交付税の算定においては基準財政収入額に自動車取得税減収補てん臨時交付金、道路譲与税減収補てん臨時交付金を算入することにされたことに伴いまして、再算定を行った結果、130万円増額するものでございます。

次に、款15の県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金につきましては、松くい虫の予防薬剤注入の県補助金の内示により、増額するものでございます。

款16財産収入、項1 財産運用収入、目3 財政調整基金運用収入につきましては、財政調整基金を譲渡性預金による運用によりまして、12万1,000円運用益が出ましたので、増額するものでございます。

次に、款21の繰入金でございますが、今回の補正予算で歳入の不足する額につきまして、財政調整基金を充てるものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容を説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。款2の総務費、項1総務管理費、目4財政調整基金費、節25の積立金につきましては、財政調整基金の運用益を積み立てるものでございます。

次に、目9の自治振興対策費につきましては、防犯灯の管理費用で、原油価格の高騰などにより電気料が値上げされたための光熱水費の増額と、防犯灯の球切れや自動点滅器の交換などが当初の見込み以上発生しましたため、施設修繕費を増額するものでございます。

次に、款3の民生費、項1社会福祉費、目5介護保険費につきましては、介護保険特別会計において事務費、介護給付費を増額する必要が生じたので、繰出金を増額するものでございます。

次の款6農林水産業費、項2林業費、目2の林業振興費につきましては、松くい虫の予防薬剤注入の県補助金の内示により薬剤注入本数が増加しましたので、委託料を増額するものでございます。

次の款8の土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費につきましては、幹線5号線などの道路改修工事、それからそれに伴う土地購入費の増額でございます。また、下水道工事に伴う道路舗装工事の上下水道組合の負担金を補正するものでございます。

項3の住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅塚越団地、袋団地の空き家の修繕などを行うものでございます。

次に、款10の教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、第一小学校校舎の改修工を行うに当たっての設計業務委託料を補正するものでございます。

項6の社会教育費、目2の公民館費につきましては、長瀬町中央公民館の階段の手すりを設置するための工事費の増額でございます。

次のページの項7の保健体育費、目3の学校給食費につきましては、原油価格の高騰などによる燃料費、光熱水費の不足が予想されますので、増額するものでございます。また、給食配送業務委託料につきましては、職員が長期入院療養しておりましたが、定期的な検査、通院などにより給食配送業務に支障が生じるため、シルバー人材センターへ委託する費用を増額するものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 2点だけ質問したいと思います。

まず、1つは施設修繕費、10ページの住宅管理費の中に、施設修繕費ということで町営住宅の修繕がされるということで4件の、袋団地と滝の上の町営住宅と、2つのあれの4件だというけれども、この町営住宅についての修繕費は、新しいうちをつくって町営住宅を出て、その結局古くなったので修繕するということで、そういうふうの説明されました。私は、この出る人というのは1人知っているのですけれども、若い、やっとの思いで町営住宅から出られたと、住宅をつくって。それは皆野のほうに行ったのですけれども、その4件の町営住宅出ることによって、私も町営住宅の保証人になって、人によっては物すごい汚く使ってもらって、物すごい修理費がかかって、結局は自分で直せないということで、お金を親に出してもらって直したという例を知っていますので、この修繕というのはどういう基準で修繕するのかについて、ちょっと質問なのです。あと、その4件のうち町内に、どこに住んだかというのは知っていますか。これ1人は知っているのです。知らない、ではそういうことで、答えられたら教えてください。

あと、教育費のほうで長瀬第一小学校改修工事設計業務委託料、要するに第一小学校を改修するという  
ことで、私はこの中で聞きたいのは、先ほども一般質問でもやっていましたけれども、第一小学校の汚い  
雨垂れの黒い校舎をどういうふうにしていいかというようなことで質問しました。先ほど7番議員が、あ  
れはふるさとの寄附でやってほしいということと言われましたけれども、この設計委託料には校舎の汚い  
ところを直す予算の設計が入っているのか。それについて質問したいと思いますけれども、どうでしょ  
うか。

あともう一つは、これは答えてもらわなくてもいいのですけれども、中央公民館の手すり工事、これは  
村田議員も言ったと思うように、私も神住さんという同じ会社の同僚だった人が障害者になって、手すり  
をつくってほしいということで、村田さんが議会で質問してくれて手すりがついたので、大変お礼の方  
言いたいと思いますけれども、そのこと、それはそういうことになったのかについてです。やはり障害  
者が言ったことについて実現してやるということは、大変喜ばしいのです、弱い者の立場に立って言  
えば。そういう点で、ちょっと重複しますが、答えられたら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、町営住宅の修繕費の、本人が退去のときに支払う場合の基  
準と申しますか、そういったところのご質問だったかと思うのですけれども、通常に使ってしまっ  
て、経過年数で通常に使って古くなったという部分のところは、所有者であります町のほうで修繕を  
しておりますけれども、それ以外に、使っていて故意というのではないのですけれども、必要以上  
に汚してしまったとか、壊れているところもそうはないかと思っておりますけれども、汚くなっ  
ているというふうなところにつきましては、入っています所有者の方で直していただいているとい  
うところが現状でございます。そういったところは、入居時のときにもご説明をさせていただいて  
おるところでございます。それで、承知の上で入居いただいているということで理解をしておる  
ところでございます。

それと、あとどこに住んだかというふうなことでもございますけれども、一部の方で知っている方はいま  
すが、特に今ここに資料を持ってきていないものですから、どこに住んだかというのはちょっとわ  
からないのですけれども、現状で申し上げますと、今現在退去であっている状況のところは4件  
ございまして、塚越が2戸と袋が2戸ということと、あと退去予定で、こちらに退去する予定  
ですということでお話のあるところが、塚越で2戸お話が来ているということで、今回の補  
正をお願いするという形でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「まだ答えていないでしょう。まだだよ、何言っているの」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） では、今の取り消し、済みません。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 渡辺議員から2点ほどご質問いただきました。今回補正に上がって  
おります第一小学校の校舎改修設計の中に外壁が入っているかということでござい  
ますが、結論から申し上げます。入っております。

せっかくの機会ですので、今回の設計についてちょっと説明させていただきます。長瀬第一小学校の校  
舎は、建築後32年を経過しております。昭和51年の建設でございます。その間、大規模改修はほとん  
ど実施されないままに経過しております。このため老朽化が進み、雨漏り、漏水等の発生が年々増加して  
きて

いる状況でございます。第一小学校では、昨年度、平成19年度に校舎の耐震診断を行いました。その結果、ここでもご紹介させていただいておりますが、東と西と校舎2つございますが、西棟のほうに耐震補強工事が必要という結果になりました。ご案内のように、校舎等の耐震化は先送りせず、早目に実施しろというのが国のさたでございます。

そこで、当然のことながら校舎の耐震化のための設計工事が必要になってまいります。繰り返し申し上げますように建築後32年を経ているため、老朽化による建物のふぐあいもかなりあることから、老朽化による校舎の改修工事も必要なわけでございます。本年度の当初予算では、次年度以降を見越しまして西棟の耐震補強設計と雨漏り防水設計を見込み、予算化し、入札の結果、現在設計をしていただいているところでございます。今回の補正は、それにプラスして大規模改修工事のための設計費を補正予算としてお認めいただきたいものでございます。具体的には、先ほど申し上げました、また一般質問でも大澤議員のほうから言われました外壁工事、外壁の化粧直しでございますが、それに給水管、消火栓の布設がえ工事。また、これもたびたびご指摘いただきました、来客がわかりづらい玄関周りの改修等、それらの設計についてを加えたいものでございます。この設計によりまして、次年度以降の改修工事において、耐震化を含めた大規模改修工事を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目のご質問、公民館の手すり工事、金額的にはそれほどではございませんが、神住さんのためにかというご質問でよろしいでしょうか。確かに議会でご質問いただきましたが、公民館でも、そういった公共施設のバリアフリー化ということで検討しておりましたところ、前回の議会でそんな話題が出ました。そこで、保健センターでは直ちにやったというのを聞きまして、では公民館でも、来年度の予算と考えておりましたけれども、それほど金額的に来年度に先送りするほどのものでもないということがわかりましたので、早期に対応ということです。

なお、中央公民館の階段、全然なくはありません。現在右側についております。さらに左側にもつけて、高齢者等、利用者に利便を図るものでございますので、よろしくお願いいたします。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） 1つだけ、ちょっとお伺いいたします。

これは何ページでしょうか、財産運用の12万1,000円ですか、これのさっき説明の中で譲渡性預金という言葉があったのですが、その譲渡性預金というのがちょっと私には理解できないし、どういう性質のものなのか、まず一つお聞きしたいと思います。

それで、運用したものが、資金がどこから出て、また幾らぐらいの運用をしたのか、期間もひとつ説明してください。

○議長（大島瑠美子君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） それでは、譲渡性預金というのはどういうものかというような梅村議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、譲渡性預金でございますが、預金者が譲渡できるということから、この名がついたらしいということでございます。それで、この譲渡性預金でございますが、途中解約はできないということと、5,000万以上の高額のものでないと預けられないというものでございます。

それで、こちらの12万1,000円の金額でございますが、こちらにつきましてはその譲渡性預金に財政調

整基金の8,000万円を3カ月間積み立てまして、その運用益となったものでございます。

あと、最後に何かちょっと聞こえなかったのですが……。

〔「レート」と言う人あり〕

○会計管理者（大澤彰一君） はい、済みません。こちらにつきましては、年利で0.61%となっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 先ほど資金運用という問題、5番議員さんがちょっと質問しておりましたけれども、この財政調整基金から8,000万を90日ですか、預けたのは。90日預けて0.6で、これだけの金利になったということで、これをまた財政調整基金のほうへ、1,000円足して12万2,000円を繰り入れたということですよ。そうすると短期における、3カ月なら3カ月で、短期のそういう資金運用というのは今までもやってきたのか。あるいは、5,000万以上という制限があるということで、財政調整基金が今幾らになったかちょっと記憶定かでないのですけれども、そういうものを短期、短期でおさめていくと、相当金利つきますよね。その資金運用については何か規定があるのですか、例えば行政のそういう行為に対しての。規制がありますかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） 再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの一般質問のときに野原議員さんのほうからちょっとお聞きされまして、それに一部お答えしてございますが、運用につきましては自治法等に、歳計現金等は確実かつ有利な方法により管理しなければならないという規定がございます。その規定によりまして、現在支払いに支障がない資金繰りが可能な範囲で、先ほどちょっと法律の名前をど忘れいたしました。預金保険法という法律で保護される額と、借入金からの相殺可能な額との合計額の範囲内を基本にして行っております。安全面を第一に財政を考慮し、少しでも多くと思ひまして運用しているところでございます。

ご質問、最後のところがよく聞こえなかったのですが。

〔「だから……」と言う人あり〕

○会計管理者（大澤彰一君） 規制があるとか……

〔「規制があるかということ。規制があるかということは、今の話ね」と言う人あり〕

○会計管理者（大澤彰一君） はい。

〔「いわゆる」と言う人あり〕

○会計管理者（大澤彰一君） そうですね。その法律に基づいて行っているということでございます。

それから、これ確実かつ有利な方法といたしまして、銀行等の預金等になってございまして、それからあと、今までそういうものをやっていたか、短期でやっていたかというご質問でございますが、実は去年、やはり同じような時期、今はちょっと資金的に落ちつく時期でございまして、9月あたりから12月あたりが落ちつく時期でございまして、その間に昨年は国債で、1億円の国債を購入いたしまして運用益を得てございます。それが13週物……3カ月ですか、13週物だと。3カ月物でございました。

以上でございます。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 10ページの住宅費について、先ほど10番からもありましたけれども、ただいまのところ4件あいているというお話を伺いました。今後あと2件あく予定ということですが、実は雇用促進住宅が22年の3月で閉鎖されるということで、あちらに住んでいる方が今非常に困っているというお話を伺っています。この人たちが、できれば町営住宅に入りたいという方があらかたなようなお話を伺っておりますけれども、雇用促進住宅に入っている方を全部、全員町営住宅に入れるというわけにはいかないと思いますけれども、こういうことに関して、雇用促進住宅の件に関して、町のほうはどのようなお考えであるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

雇用促進住宅の退去者の件でございますけれども、これにつきましては県のほうからも通知が来てございまして、雇用促進住宅から退去される方については、町営住宅のほうへ受け入れができればしていただきたいという旨の通知が来てございます。

それと、町営住宅の場合はやはり空き家になりますと、修繕をして入居できるという状況になった時点で、広報等によりまして、インターネット等も使っておりますけれども、よりまして、広く町民、一般の方に知らせまして、入居の申し込みをとっている状況でございますけれども、その申し込みの期日がございしますが、その期間中に通常のように申し込みをしていただいて、空き家の数より募集の戸数が多ければ、入居者選考委員会という形で組織されている委員会がございまして、そちらのほうの審議を経て入居の方を決定するという形になりますので、そういう申請をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔「もう一度」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今のお話ですと、県のほうからそういう要請があったというお話ですが、絶対数足りないわけですね。雇用促進に入っている方は、主に低所得者が多いということで、すぐ路頭に迷ってしまうということになるわけですが、何とかつてを頼ってどこかにという方も中には出られると思いますけれども、それでもどうにも居場所がなくなって困ったというような状況に陥る方も多分出てくると思うのです。今いろいろな話を伺っているのですが、そういう形の方もいるようなお話を伺っています。それに対して、そういう事態が生じたときに町がどうするというような対応策を、今から考えているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 雇用促進事業団の取り壊しについては、最終的に長瀬町のほうで引き受けてくれないかというようなお話があったのです、何度か。最終的に町長のほうの決断をいただきまして、あれをいただいても、なかなか逆に利益が上がらないでマイナスの、負の部分が多いということで、お断りした経緯がございます。

それから、例えばそこに入っている人が出る場合に、ある程度の補償が出ると思うのです、出ていただくわけですから。だから、例えば一時的には民間に入るだとか、そういうことが可能だと思うのですが、町のほうが雇用促進事業団の住宅に入っている人をとやかく、行く場がないからこっち来いだとか、そう

いう立場にもないものですから、それは多分補償がかなり出ると思いますので、その辺でお考えをいただくほうがベストではないかなと思うのですが、それから、さっき課長が申請していただければというお話ししたと思うのですが、もうちょっと検討させていただいて、また議員さんのほうにお話ししたいと思うのですが、従来雇用促進事業団も公営住宅ですから、公営住宅から公営住宅というのは今まで認められていないのです。今回なくなるからというようなお話で、いいのではないかというような判断らしいのですけれども、皆野の雇用促進事業団だったかな、あれなんかについてもやっぱり公営住宅から公営住宅ということで、何か断っていたような記憶もあるものですから、一応先ほど課長が申請していただいていたお話し申し上げたのですが、議員さんのほうにご相談に来ているのでしょうから、ちょっとうちのほうでも調べさせていただいて、後日ご返答させていただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、議案第46号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第46号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,948万6,000円を追加して、歳入歳出の総額を9億1,042万2,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、国庫補助金、療養給付費交付金の増額、歳出は、総務管理費、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第46号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,948万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,042万2,000円とするものでございます。

続きまして、補正の内容についてご説明いたしますので、予算説明書の6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、款5国庫支出金、目2高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、70歳から74歳の自己負担分が1割に凍結延長されることに伴いますシステム変更経費と高齢受給者証発行に伴う経費について全額補助されるものでございます。

次に、款6療養給付費交付金、目1療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の医療費等が見込みより大幅に増加しているため、医療費等分について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費の役務費3万1,000円でございますが、受給者証の交付に伴う郵送料でございます。また、電算業務委託料は、70歳から74歳の自己負担1割の凍結に伴うシステム変更や受給者証の発行に係る委託料でございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目2の退職被保険者等療養給付費と項2高額療養費、目2の退職被保険者等高額療養費でございますが、当初見込みより増加しておりまして、予算に不足が見込まれるため補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議案第47号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第47号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万5,000円を追加して、歳入歳出の総額を5億4,053万2,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、国庫負担金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金、基金繰入金の増額、歳出は、総務管理費、居宅介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第47号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ367万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,053万2,000円とするものでございます。

続きまして、内容についてご説明いたしますので、6、7ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、居宅介護サービス費等の増額により、その所要額の20%が交付されるものでございます。

次に、款4の支払基金交付金、目1の介護給付費交付金でございますが、同じく居宅介護サービス費等の所要額の約31%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金でございますが、同じように所要額の約12.5%が交付されるものでございます。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金でございますが、居宅介護サービス費等の市町村負担分として所要額の12.5%を、また目4その他一般会計繰入金につきましては、介護保険システム改修に係る事務費用に充てるため、一般会計からそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1の介護保険給付費支払基金繰入金ですが、介護保険給付費等の不足分に充当するため、基金から80万円を取り崩し繰り入れるものでございます。

次に、8、9ページをごらんください。歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費でございますが、現在使用している介護保険システムを平成21年4月以降の認定ソフトに対応したシステムに改修する必要が生じたため、委託料の補正を行うものでございます。

次に、款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費と目4居宅介護福祉用具購入費、目5の居宅介護住宅改修費でございますが、要介護認定者やサービス利用者が増加し、予算の不足が見込まれるため、そ

れぞれ増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第47号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、議案第48号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第48号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加して、歳入歳出の総額を9,539万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では手数料の増額、歳出は総務管理費の増額、また徴収費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第48号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,539万8,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6、7ページをごらんください。最初に、

2歳入でございますが、款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目2 督促手数料でございますが、普通徴収の滞納者に対する督促手数料が当初予定を上回る見込みのため、8,000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、3歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、後期高齢者医療対象者の転入時の所得照会や、未申告者に対する簡易申告書の送付に係る郵送料、高額該当情報作成プログラム改修のための電算処理委託料、また項2の目1 徴収費では、当初予定より口座振替希望者が増加し、手数料に不足が見込まれるため、それぞれ増額補正を行うものでございます。また、保険料徴収に係る電算処理業務委託料が予定より少なく済む見込みのため、7万7,000円の減額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 医療関係の保険の3本とも出ているのですが、委託料でプログラム改修費用というふうになっていますけれども、これはもともとあったプログラムを少しいじくるだけなのですか。それで、こういうことは内々、うちの中ではできないのですかということ。それから、どこに委託してやっているのかと。その3つをお答えください。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

この電算処理委託料でございますが、制度が変わるたびに、いろいろとプログラムの改修が必要になってくるわけでございます。それで、どこに委託しているのかということですが、TKCのほうの機械を使っておりますので、そちらをお願いして、改修の委託をする予定です。

あとは何でしたっけ、もう一つは何でした。

〔うちの中で、そういうSEはつukれないのか、あるいはいないのか〕  
と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） これは、やはり町の職員ではちょっと技術的にも難しいものですので、委託をしてお世話になっているものでございます。

以上です。

〔「もう一回」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 私も会社において、そんなものを幾らかかじったことあるのですけれども、簡単な改修ですと、内々の人間でもできる人がいるのです。ですから、そういう人を養成するということのお考えはないのですか。

TKCがつくったシステムで、それもTKCがまたどこかへ外注していますなんていう話になると非常にややこしくなって、システムを最初につくった人でないと改修できないというようなシステムもありますけれども、後からちょこっとデータを入れてやる、あるいはそういう改修をすればできるシステムもあるのです。ですから、最初を買うときに、後から手が簡単に入れられるというふうなシステムを買っていないと、まだそういうのは売っていないのだよと言われるとそれまでなのだけれども、いつもそのTKCという会社は、天下りの会社のようなですね。そういうところが仕事を独占して、そして地方の行政の部

署から金を吸い上げるといったような、語弊があるかもしれませんが、そういうような制度になっているようにも見受けられるのです。ですからこういうのを、いろんなシステムを買ったりなんかしていくわけですが、そういうときに中をきちんと明示すれば、一般の会社でも、システム開発会社でもできるのです、コンピューターのシステムというのは。人によっては中学生でもできるとか、そういうものもあるわけです。だから、ぜひTKCが一番いいというふうに思い込んでいないで、やはり基本的なことは、これとこれとこれということを入力をして、それを動かす操作だけなのです、プログラムというけれども。打ち込まれたことは機械が覚えてしまっているのですから、それで引っ張り出すときは、これとこれと出さないよと言えば、すぐ出るのです。それに関係して、余計なことになるかもしれませんが、給付金の話のときに、長瀬町に幾らお金がおりるのですかというふうなことをやるのでも、要するに町の人々の住民台帳みたいなものを入れてあれば、何歳以上の人は幾月幾日現在で幾人、それから何歳以下の人は幾月幾日現在で何人という出力をしなさいという命令をすれば出るはずですよ。ですから、そういうことで簡単に計算が出てきて、1億三千何百万とかいう数字が出たのだと思うのです。あれは、帳面ひっぺがして計算していったのでは、そんな簡単には出ないのではないですか、幾ら8,200人でも。だから、そういうふうなシステムでなかったら買わないよというふうにして、委託料を減らすということの努力をされたいというふうに希望いたします。答えをしろといっても、できればしてください。

○議長（大島瑠美子君） できないそうです。

○2番（村田正弘君） では結構です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第48号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



#### ◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第12、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



### ◎閉会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成20年第4回定例会を閉会とすることにいたします。



### ◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、すべての議案を原案のとおり議決をいただきましてまことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案や一般質問でいただきました意見等につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

町の行財政を取り巻く環境は、厳しい状況ではございますが、今後とも「町民が主役」を基本理念とし、町政運営を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、健康には十分ご留意なされ、また交通事故等にも十分ご注意をいただき、新しい年を迎えられますようご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、年末を迎え寒さも一段と厳しくなってきました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成20年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 2月19日

議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 梅 村 務

署 名 議 員 染 野 光 谷

署 名 議 員 渡 辺 強